

# 弘前市歴史的風致維持向上計画

(変 更 案)

平成 2 9 年 ○月

# 弘前市歴史的風致維持向上計画目次

<b>序章</b>	<b>1</b>
(1) 計画策定の背景と意義	1
(2) 計画策定の経緯及び実施体制	2
<b>第1章 歴史的風致形成の背景</b>	<b>7</b>
(1) 自然及び社会的環境	7
(2) 歴史的背景	10
(3) 文化財の分布状況及び特徴	32
<b>第2章 維持及び向上すべき歴史的風致</b>	<b>38</b>
(1) 弘前さくらまつりに見る歴史的風致	38
(2) 弘前ねぷたまつりに見る歴史的風致	47
(3) 宵宮に見る歴史的風致	55
(4) 津軽伝統工芸職人たちに見る歴史的風致	63
(5) お山参詣に見る歴史的風致	68
(6) 弘前市の歴史的風致の特徴	74
<b>第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針</b>	<b>76</b>
(1) 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	76
(2) 総合計画等の状況及び関連性	79
(3) 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針	81
<b>第4章 重点区域の位置及び区域</b>	<b>83</b>
(1) 区域設定の考え方	83
(2) 重点区域の範囲、名称及び面積等	84
(3) 良好な景観の形成に関する施策との連携	99
<b>第5章 文化財の保存及び活用の基本的方策</b>	<b>108</b>
(1) 弘前市全体に関する方針	108
(2) 重点区域に関する具体的な計画	115
<b>第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項</b>	<b>132</b>
(1) 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方	132
(2) 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項	133
<b>第7章 歴史的風致形成建造物の指定方針及び管理指針に関する事項</b>	<b>165</b>
(1) 歴史的風致形成建造物の指定方針	165
(2) 歴史的風致形成建造物の管理指針	173
<b>[ 参 考 資 料 ]</b>	<b>176</b>

計画の名称:弘前市歴史的風致維持向上計画

計画期間:平成 21 年度～平成 30 年度

## 序章

### (1)計画策定の背景と意義

弘前市は、津軽の統一を遂げた弘前藩の藩祖津軽為信がこの地に築城を計画し、弘前のまちの礎を築いて以来、約 400 年に及ぶ歴史の中で、岩木山を始め四季折々の装いをまとう豊かな自然や、弘前城を始めとした藩政期の歴史的建造物、明治・大正期の洋風建築など多くの地域資源が、各時代の趣を伝えながら調和することで歴史的な街並みを形成しています。また、これらと一体となり繰り広げられる歴史や伝統を反映した人々の活動が加わることで、弘前ならではの風情、情緒、佇まいが醸し出されています。これら先人によって培われてきたかけがえのない資産は、市民に誇りや愛着といった郷土愛を育むほか、弘前を訪れる多くの人々を惹きつける魅力にもなっています。

平成 20 年 1 月に策定した弘前市総合計画においては、「自然と共に生きる豊かな産業・文化都市」を目標に掲げておりますが、その実現には、地域資源を最大限に活かした魅力あるまちづくりを進めることが重要であり、都市計画、文化財保護、農林政策などの政策領域を越えた連携、横断的・複合的な視点での施策の展開が必要不可欠となっています。

こうした中、平成 20 年 5 月、国では、歴史上価値の高い建造物と、そこで営まれる人々の生活により創り出される良好な環境を維持、向上させ、都市の健全な発展及び文化の向上を目的として、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「歴史まちづくり法」という。）」を制定しました。

当市は平成 23 年に築城 400 年という節目の年を迎えますが、この機に、歴史まちづくり法に基づく本計画を策定し、弘前固有の歴史的風致の維持及び向上を図っていくことにより、当市の目指すまちづくりの実現に大きく寄与すると考えられます。



## (2) 計画策定の経緯及び実施体制

### ① 弘前市歴史的風致維持向上計画策定会議の設置

平成20年9月30日に計画策定にかかる必要事項を検討する庁内組織として「弘前市歴史的風致維持向上計画策定会議」を設置しています。また、同会議に、「歴史的風致維持向上計画検討部会」を置き、関係課との調整を図りながら計画の実効性を確保しています。

会議の事務局は、都市計画課と文化財保護課の2課が担当しており、まちづくり部局と文化財部局が連携を図りながら策定を進めています。

また、計画素案の書き込み作業は、都市計画課、文化財保護課、弘前城築城400年祭推進室の3課室による歴史的風致維持向上計画策定プロジェクトチームが担当して作業を行なっています。

#### 【弘前市歴史的風致維持向上計画策定会議の構成員】

会議における役職	職 名
委員長	副市長
副委員長	都市整備部長、教育部長
委 員	関係5部の部長 企画部長、総務部長、農林部長、建設部長、商工観光部長

#### 【開催経過】

■第1回 平成20年10月16日

■第2回 平成21年9月29日

#### 【弘前市歴史的風致維持向上計画検討部会の構成員】

会議における役職	職 名
部会長	都市整備部都市計画課 課長
副部会長	教育委員会文化財保護課 課長
部会員	関係10課の課長補佐級職員等 (企画課、総務財政課、管財課、農村整備課、土木課、道路維持課、建築住宅課、観光物産課、公園緑地課、弘前城築城400年祭推進室)

## 【開催経過】

- 準備会 平成20年9月26日
- 第1回 平成20年12月8日
- 第2回 平成21年1月28日
- 第3回 平成21年9月24日

## ② 弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会の設置

平成21年10月29日に、法定協議会である「弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会」を設置しています。

## 【弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会の現構成員】

	委員の構成	所属等	氏名
1号 委員	学識経験のある者	弘前大学名誉教授 弘前市文化財審議委員長	長谷川 成一 福井 敏隆
2号 委員	重要文化財建造物 等の所有者等	長勝寺 石場旅館所有者 弘前市仲町伝統的建造物群保存会	須藤 龍哉 石場 久子 今井 二三夫
3号 委員	青森県の職員	青森県都市計画課長 青森県文化財保護課長	下村 誠 増田 仁
4号 委員	公共団体等を代表 する者	(協) 弘前文化財建築研究所 (公社) 弘前観光コンベンション協会 (一財) 弘前市みどりの協会	神 輯孝 小笠原 清寿 堀内 弦
5号 委員	公募による市民	公募委員 公募委員	関 光博 工藤 哲彦
6号 委員	市の職員	弘前市都市環境部長 弘前市教育部長	柳田 穰 野呂 忠久

※現委員の委嘱期間 平成29年10月30日～平成31年10月29日

## 【開催経過】

- 第1回 平成21年10月29日
- 第2回 平成21年12月17日
- 第3回 平成22年12月22日
- 第4回 平成24年3月22日
- 第5回 平成25年3月29日
- 第6回 平成26年2月4日
- 第7回 平成27年2月13日

- 第8回 平成28年 2月18日
- 第9回 平成29年 2月 8日
- 第10回 平成29年10月30日

③ 弘前市文化財審議委員会議の開催

【開催経過】

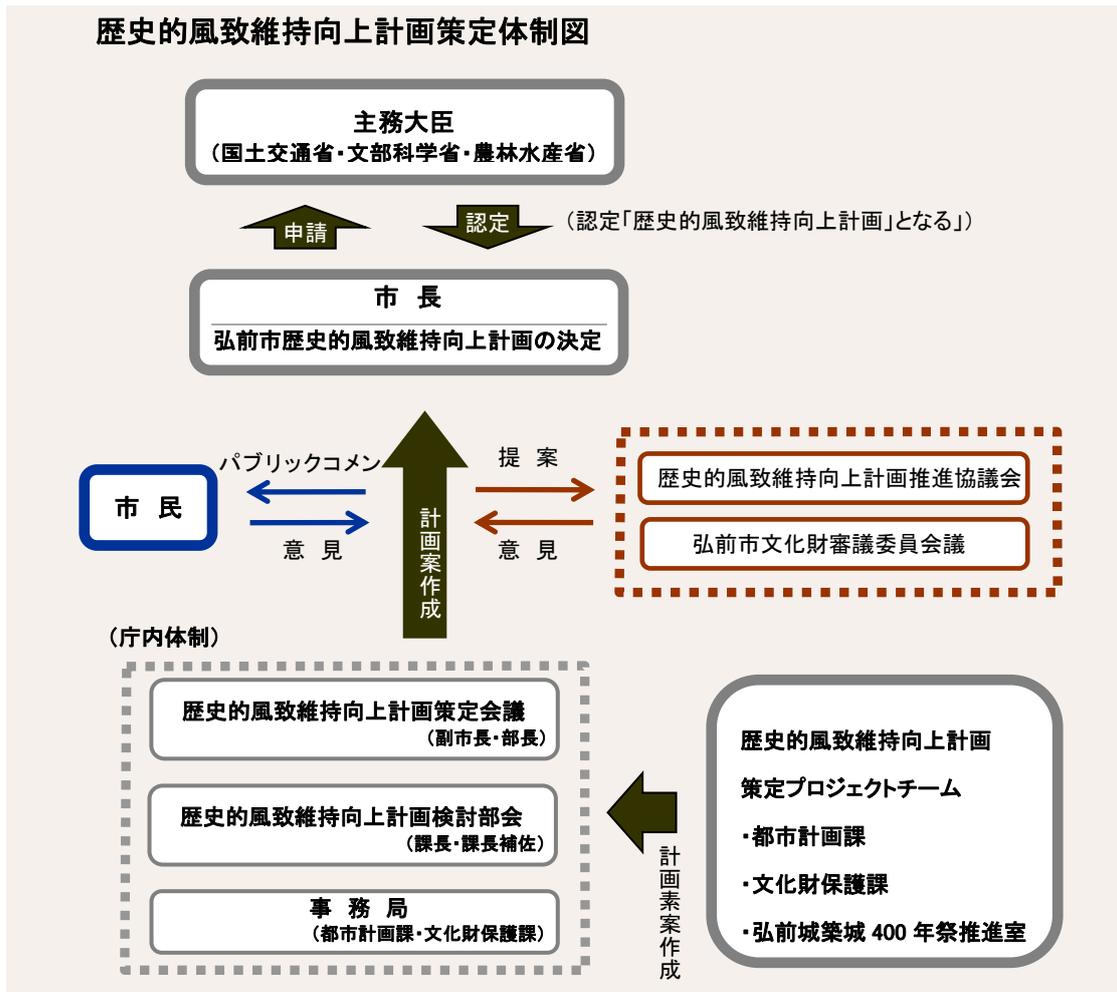
- 第1回 平成21年12月17日
- 第2回 平成26年 2月 4日

④ パブリックコメントの実施

平成21年11月10日～12月9日

⑤ 計画の認定

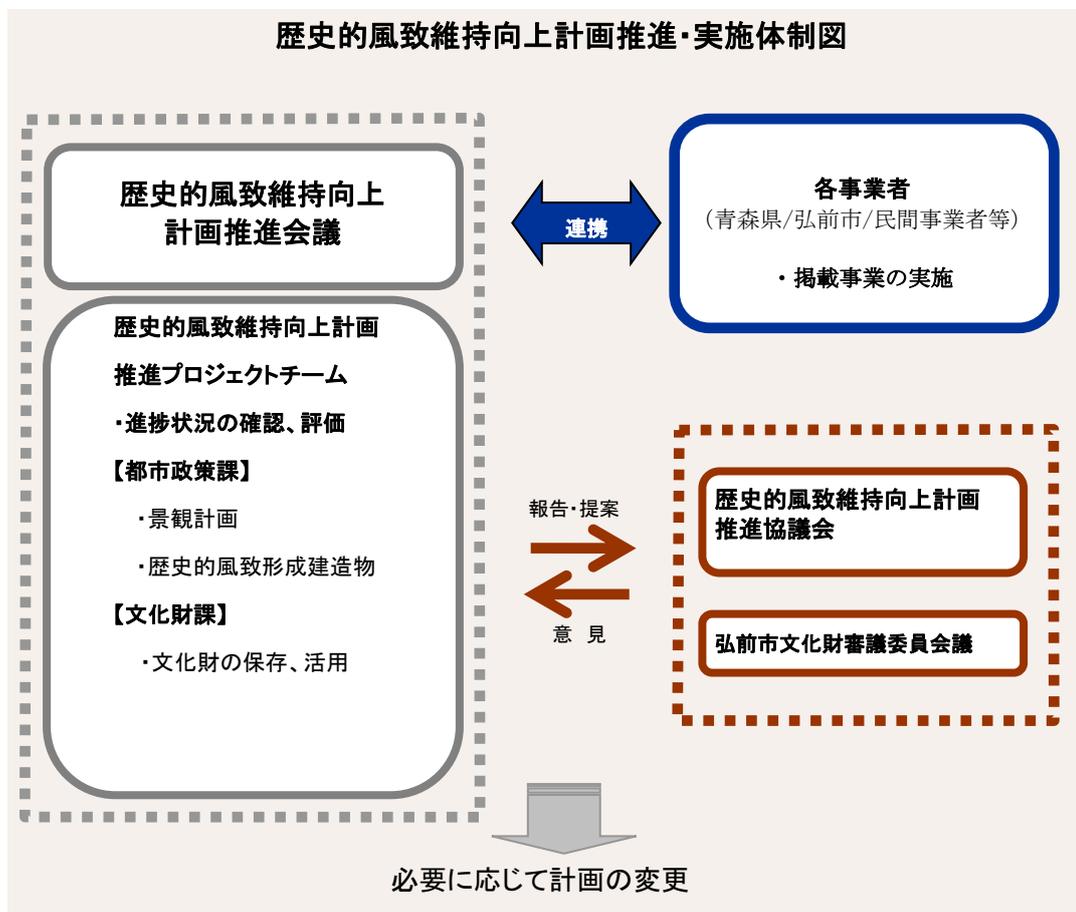
平成22年2月4日



⑥ 計画策定後の推進体制及び計画変更の経緯

計画策定後は、歴史的風致維持向上計画推進会議及び歴史的風致維持向上計画推進プロジェクトチームを設置し、各事業者（県、市、民間事業者等）と連携しながら適切に計画を進めます。

また、計画掲載事業の進捗状況の確認、評価を行い、定期的に弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会、文化財審議委員に対する報告、意見の聴取等を実施することで、計画の実効性を高めるとともに、必要に応じて計画の変更を行なうこととします。



【第1回計画変更の経緯】

- 平成 25 年 12 月 16 日
- ～平成 26 年 1 月 6 日 パブリックコメントの実施
- 平成 26 年 2 月 4 日 弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会の開催
- 平成 26 年 2 月 4 日 弘前市文化財審議会での開催
- 平成 26 年 3 月 7 日 計画変更の認定申請

**【第2回計画変更の経緯】**

平成28年2月15日

～平成28年2月29日 パブリックコメントの実施

平成28年 2月18日 弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会の開催

平成28年 3月18日 計画変更の認定申請

**【第3回計画変更の経緯】**

平成29年10月6日

～平成29年10月20日 パブリックコメントの実施

平成29年 10月30日 弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会の開催

平成29年 ○月○日 計画変更の認定申請

## 第1章 歴史的風致形成の背景

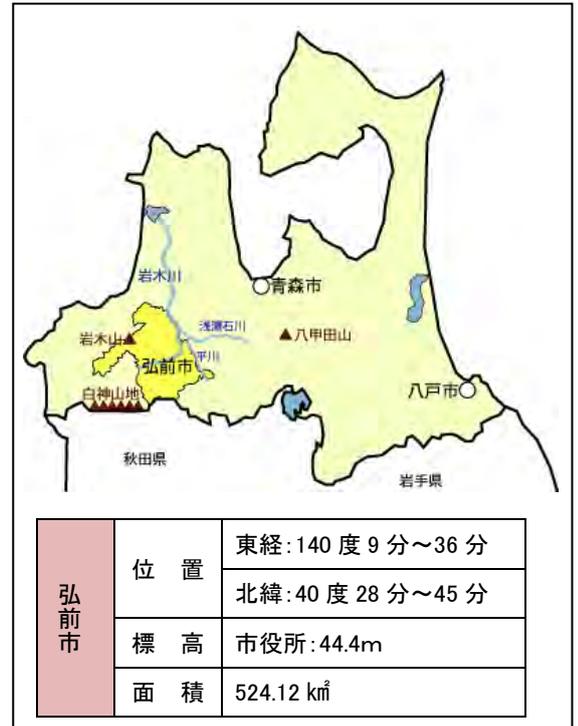
### (1) 自然及び社会的環境

#### ① 自然的環境

##### i) 自然・地形

弘前市は、青森県の南西部、津軽平野の南部に位置し、東側は奥羽山脈の八甲田連峰、西側は「津軽富士」とも呼ばれる霊峰岩木山、南側は、秋田県にまたがり世界遺産に登録されている白神山地に囲まれ、盆地状をなしています。

市内は、低地から台地、丘陵地、山地と変化に富んだ地形を示し、平野部には、白神山地に源を発し、やがては、十三湖を経て日本海に注ぐ岩木川が流れています。岩木川には、平川と浅瀬石川が合流しており、その流域の肥沃で広大な津軽平野は、県内屈指の田園地帯となっています。また、平野部周辺の丘陵地帯には、生産量日本一を誇るりんご園地が広がり、それを取り巻くように山林地帯が伸び、緑豊かな自然環境に恵まれています。



##### ii) 気候

日本海側の内陸部に位置する弘前市の気候は、夏は梅雨の影響が少なく比較的乾燥して気温が高いものの、冬は季節風の影響で西北西の風が強く、降雪量が多いという日本海側特有の気候となっています。また、三方を山に囲まれている内陸の盆地地形にあるため、気温の年較差が大きいことも特徴です。全国有数の豪雪地帯と言われている青森県にあっては、比較的温暖で恵まれた地域です。

#### ② 社会的環境

##### i) 人口

明治 22 年(1889)4 月 1 日に、全国 30 都市とともに市制を施行した当時の人口は約 31,000 人で、その後、昭和 30 年代の近隣町村との合併により、150,000 人

台となりました。平成18年(2006)2月27日、弘前市、岩木町、相馬村の合併を経て、現在は約184,000人となっています。

国勢調査によると、平成7年をピークに人口が減少傾向に転じています。65才以上の割合も年々増加しており、平成27年には29.4%にまで上昇しているなど、人口減少、少子高齢化の現象が顕著となってきています。

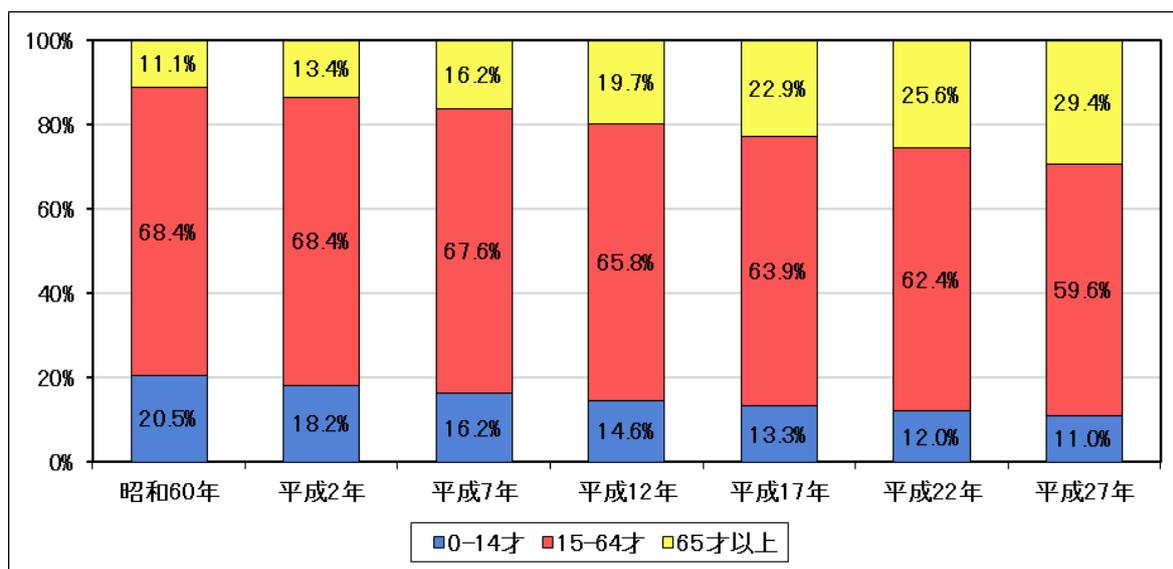
#### 【人口の推移(年齢別)】

(単位:人)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
0-14才	39,630	34,703	31,465	28,151	25,051	21,829	19,410
15-64才	132,014	130,750	130,944	126,925	120,732	113,183	105,062
65才以上	21,341	25,591	31,451	37,954	43,199	46,401	51,830
合計	192,985	191,044	193,860	193,030	188,982	181,413	176,302

※年齢不詳は含まない。

#### 【年齢別人口構成比率】



※資料:国勢調査

#### ii) 産業

当市は、日本一の生産量を誇るりんごを始めとする第1次産業を中心に、第2次、第3次産業との結合を図りながら、地域資源を最大限活用した産業の振興を図っています。

産業別就業人口の推移を見ると、第1次産業就業人口が一貫して減少傾向にあります。産業別就業人口比率でも、第3次産業が増加傾向であるのに対して、第

1次産業は減少傾向にあります。しかし、第1次産業就業者の割合は、平成27年度の全国平均（4.2%）と比較すると3倍超（15.4%）と高くなっています。

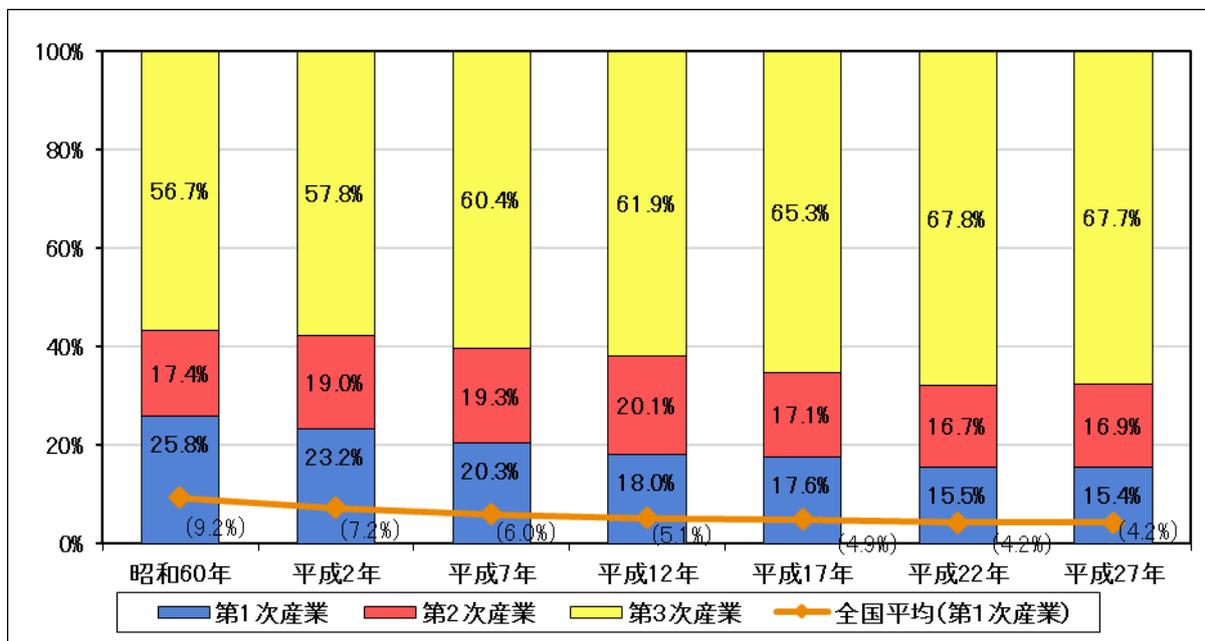
#### 【産業別就業人口の推移】

（単位：人）

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	23,353	21,584	19,526	17,211	15,853	12,670	12,316
第2次産業	15,758	17,666	18,591	19,137	15,330	13,609	13,579
第3次産業	51,294	53,671	58,036	59,016	58,644	55,357	54,242

※分類不能の産業を除く。

#### 【産業別就業人口比率】



※資料：国勢調査

### iii) 交通

広域的な道路網として、東北自動車道が国道102号と黒石ICで、国道7号と大鰐・弘前ICでそれぞれ連結しています。また、市内東部を南北に縦貫する国道7号は青森市と秋田市を結んでいます。市の中心部から、主要地方道、県道が農村部、隣接市町村に向けて放射状に伸びています。

公共交通機関では、鉄道がJR奥羽本線の弘前駅は青森市、秋田市方面と、さらに、私鉄の弘南鉄道弘南線の弘前駅は黒石市と、弘南鉄道大鰐線の中央弘前駅は市の南部地域及び大鰐町と結んでいます。また、バスはJR弘前駅に近接したバスターミナルを起点に、首都圏や仙台市、盛岡市をつなぐ高速バスが運行されているほか、市街地及び農村部や隣接市町村を結ぶバスルートが高密度に形成されています。

## (2) 歴史的背景

### ① 津軽地方の形成

弘前における縄文時代の遺跡には、後期の代表的な遺跡として、弘前市十腰内の十腰内遺跡があります。ここからは、線で描かれた文様を主体とした土器やイノシシ型の土製品が発見されています。また、晩期では岩木山北東麓の大森勝山遺跡があり、ここからは、大型竪穴住居跡と祭事が行われていたことを示す環状列石が確認されたほか、後期旧石器時代のナイフ形石器も発見されています。

弥生時代では弘前市砂沢の砂沢遺跡から、日本最北の水田跡が発見され、この時期（紀元前3世紀頃）には稲作が行われていたことを示しています。

平安時代には平野部から集落跡が数多く発見され、岩木山麓では大規模な製鉄が行われていました。また、市内からは蕨手刀（わらびてとう）<sup>1</sup>も発見されていますが、この遺物は集団の中で長として権力を保持していた者が存在していたことを示しており、津軽地方でも群集墳<sup>2</sup>が存在していたと推定されます。

津軽地方の「津軽」は、文献に「津刈」・「津軽」・「都加留」・「東日流」などと書かれていますが、正史に見えるのは、斉明天皇元年(655)の津苧蝦夷6人に冠位を授けた（『日本書紀』）とあるのが最初です。なお、阿倍比羅夫（あべのひらふ）や坂上田村麻呂などの蝦夷討伐にかかわる伝説を持つ土地や社寺が数多くありますが、津軽地方が明確に文献に記されるようになるのは鎌倉時代からです。



### ② 中世安東氏と近世津軽氏

文治5年(1189)源頼朝が平泉の藤原氏を滅ぼした後、大河兼任が大規模な反乱を起こします。津軽惣地頭として鼻和・平賀・田舎三郡を管轄していた宇佐美実政などを駆逐して南下した大河軍は、文治6年2月に鎌倉幕府軍との一迫（現・宮城県栗原市）での戦いに敗れて壊滅し、以後、奥州惣奉行制によって津軽地方も鎌倉幕府によって管轄されるようになります。これにより、それまで全国政権による統制下に入ったことのない津軽地方も、内国化が急速に進んでいくことに

<sup>1</sup> 奈良～平安時代初期に使われた鉄製の刀で、柄頭が早蕨(さわらび)の芽を巻いた状態に似ていることからこう呼ばれた。

<sup>2</sup> 一定地域に多数の小規模な古墳が密集するもの。

なります。津軽地方は関東に本拠を置く有力御家人たちに地頭職が与えられ、現地の住人を代官・沙汰人として登用しましたが、13世紀半ばには、大部分が北条得宗領化し、得宗被官である曾我氏や工藤氏などによって経営されます。

その中で、津軽生え抜きの武士から地頭代官へ抜擢され、さらには、蝦夷管領（えぞかんれい）として、蝦夷支配や夷島流刑執行、北方世界との交易の統制を任せられるまでに成長した安東氏が、三津七湊の一つに数えられた十三湊に拠点置いて、環日本海交易によって大きな勢力を誇ります。

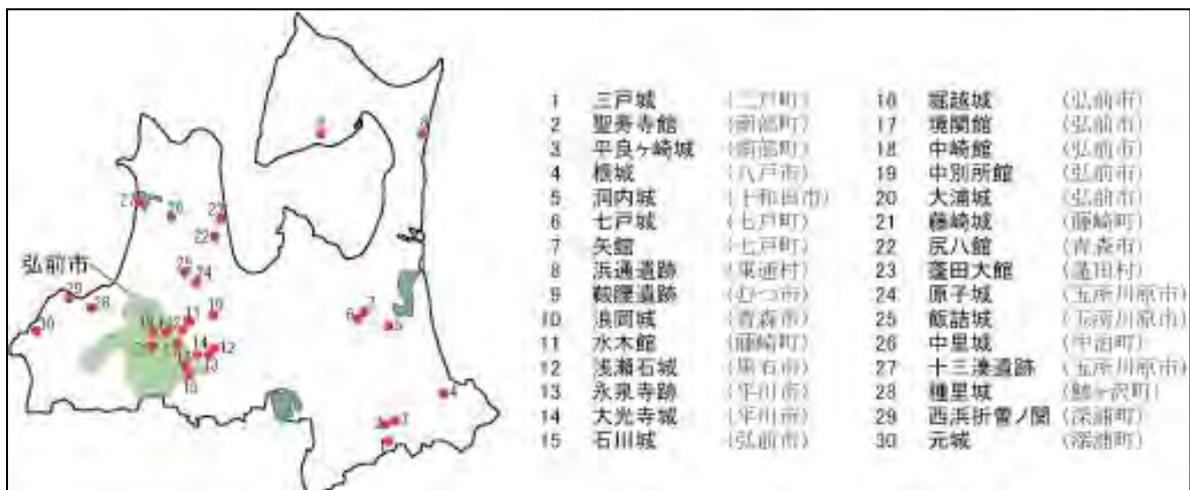
鎌倉幕府が滅んだ元弘3年（1333）から、津軽地方も動乱に巻き込まれ、朝廷方と幕府方、そして、南朝方と北朝方との間で抗争が繰り広げられます。南北朝合体後、三戸南部氏が津軽地方へ進出し、安東氏と抗争を繰り返します。その過程で、南部久慈から津軽へ派遣されたのが南部（久慈）光信です。光信は、西津軽郡鱒ヶ沢町において延徳3年（1491）種里城を築城します。この光信が津軽家の始祖となります。

光信は、さらに、文亀2年（1502）鼻和郡賀田（現・弘前市）に大浦城を築き、子・盛信を置きました。

盛信以降、為信に至るまで同城に居城し、やがて、勢力を拡大しながら南部宗家から独立的な行動をとるようになります。

『津軽一統志』（享保16年（1731）完成の弘前藩初の官撰史書）によれば、為信は、元亀2年（1571）堀越城を前線基地として、南部氏の津軽支配のために派遣されていた南部高信（南部家26代当主となった信直の実父）の居城である石川城を攻略したのを皮切りに、津軽地方に割拠していた諸勢力を次々に駆逐し、天正18年（1590）に豊臣政権によって領主権を認められ、津軽氏を名乗るに至りました。

ここに津軽氏は、豊臣政権の「奥羽日の本仕置」においてその地位を認められ、近世大名として出発することになりました。



### ③ 城下町弘前の形成

藩祖為信は、文禄3年（1594）本拠を大浦城から堀越城に移しますが、その後、領国支配に最も適した土地として、岩木川と土淵川にはさまれた高台地を選びました。

この地に高岡城（弘前城）が完成し、堀越城から移転したのは弘前藩2代藩主信枚治世の慶長16年（1611）のことです。

この後、城郭内外の整備が行なわれる一方、城下町の建設も進められます。家臣団の城下集住が行なわれ、商工業者も種々の優遇策のもとに、領内のみならず全国各地から集められたとされています。

寛永末年の「津軽弘前城之絵図」（弘前市立博物館蔵）には、弘前城を中心に、北には、足軽町や小人町・禰宜町・町屋が町割されていて、八幡宮（現・弘前八幡宮）や伊勢太神宮（現・神明宮）があります。東には、町屋・小人町・侍屋敷・寺院街が町割され、東照宮・薬王院があります。南には、町屋と足軽屋敷、長勝寺を中心とした寺院街が並んでいます。さらには、城内の三之丸、四之丸にも侍町が町割されています。

東方は土淵川、西方は岩木川、北方は大久保堰が流れ、また南方には、慶長18年（1613）から造成された南溜池があり、この自然及び人工的な地形によって囲まれた地域が、当初の弘前城下でした。

城下に大きな変化が見られるのは、慶安2年（1649）に起きた城の東側にある寺院街の火災でした。この寺町大火と呼ばれる火災によって、城の東側の寺院街が焼失し、跡地には新たに町割が行なわれました。翌慶安3年（1650）に南溜池の南側に新寺町が町割されて、新たに寺院街が形成されました。



「津軽弘前城之絵図」(寛永末年)

寺町大火後、弘前城下に大きな変化を及ぼしたのは、侍屋敷の郭外移転と18世紀後半の武家の農村への移住でした。

前述したように、弘前城内には、侍町が町割されるなど多数の侍屋敷が存在していましたが、4代藩主信政の時代である17世紀の後半から、藩主権力の確立とともに、城内を政務機関の所在地にしようとする動きが見られるようになります。その動きは、元禄9年（1696）から本格化し、さらには、元禄8年（1695）の飢饉による財政悪化を要因とした家臣団の大量解雇が行われ、1,000人を超える家臣が城下を去り、城内の町割を大きく変化させます。



「弘前惣御絵図」(元禄の絵図)

侍屋敷の郭外移転は、宝永2年（1705）と同6年の移転で終わります。この結果、城の東側に下級藩士を中心とする侍町が形成され、さらには、新たな町割も行われて、城下の拡大や変容につながり、弘前城は政務機関と藩主家の居住地に専用化されたのです。

また、信政の時代に、弘前城の大手が北から南へ変更されています。それまでは、城の北側の亀甲町に面した北の郭北門（通称亀甲門）を大手としていましたが、参勤経路が矢立峠を越えて秋田領へ入る羽州街道になったため、大手も変更されました。これによって、城の南側の本町や街道沿いの土手町等が発展してきました。

寛政4年（1792）、藩士及び藩財政の困窮を解決する方策として、藩士を城下から在方へ移住させて直接生産活動に従事させ、農民から直接年貢を徴収することで藩士財源を藩財政から自立させることを目的とした藩士土着令が出され、大量の家臣が在方への移住を命じられました。これにより、城下町弘前の性格や景観は大きく変容します。城下町に残された家臣は上級家臣のごく一部と下級家臣のみとなり、弘前城下及び九浦（青森湊、鱈ヶ沢湊を始めとする領内の主要な湊と関所）に人返し令が出されて商人の数も整理され、城下町弘前は縮小再編成されることとなりました。

主として、城の東側の町域と宝永年間に形成された侍町が消滅し、町屋でも消滅する場所が現れ、城下は閑散とした状態に陥りました。

寛政10年（1798）の土着廃止令によって、城下に藩士たちが戻り、縮小していた町が復活します。その際、禄高により、移転先や住居規模の規定が設けられて、町割や景観に影響を及ぼしました。人口は、飢饉や政策的な移住などによる減少を除けば、ほぼ35,000人程度で幕末へと至ります。

現在、藩政時代の町割をもっともよく残しているのは、弘前城跡の北側に位置する仲町地区です。仲町地区は、地割の様子をよく残し、道路沿いに連続するサワラの生垣、点在する薬医門や板塀、茅葺や板葺の主屋など、武家町の景観をよく伝えていて、昭和53年に重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。築城当初、城の北側の大手先に町割された武家町を始まりとし、現在に至るまで、町割当初から残る地割を基本にした住環境が形成されています。



寛政の絵図

#### ④ 弘前の文明開化…東奥義塾とキリスト教

明治4年（1871）7月、弘前藩は廃藩置県によって弘前県となり県庁が弘前城内に設置されましたが、同年9月には、弘前県は青森県と改称されるとともに、県庁も弘前から青森へと移されます。

翌明治5年（1872）の学制頒布により、従来の旧藩校などはいったん廃止となり、学校教育体制確立に向けた布達が次々と発せられ、弘前では、同年11月、私学である東奥義塾が開学しました。

旧藩校の伝統を受け継ぐ各地の学校が公立となっていく中で、国や県からの補助を受けない私学の開学を可能にしたのは、旧藩主承



東奥義塾生集合写真(明治9年)※1

昭による財政援助が大きかったとされています。

東奥義塾は公立の教育体制がなかなか整わなかった津軽地方において、小学校教育や女子教育も手がけるなど、先進的な学校でした。特に、その教育を特徴付けたのは、開学当初から同校で教鞭をとった外国人教師たちで、このほとんどがキリスト教メソジスト派の宣教師であったことから、同校は津軽地方にキリスト教が広まる拠点ともなりました。中でも、弘前においてキリスト教や西洋文化の紹介に大きな功績を果たしたのが、アメリカ人ジョン・イングです。

イングによるキリスト教の伝道の功績としては、明治8年(1875)6月に行われた14人の東奥義塾生への洗礼です。その中には、芦川得一（県会議員・青森市長）、佐藤愛磨（外交官・宮中顧問官・男爵）、伊東重（医師・弘前市長・代議士）らが含まれていました。その後も、珍田捨己（外交官・枢密顧問・侍従長・伯爵）や山鹿元次郎（弘前教会牧師・弘前女学校・東奥義塾理事長）などが洗礼を受けています。

この明治8年(1875)6月の受洗は全国的にみても早いものであり、ロイ・L・ジョーンズによる小崎弘道・海老名弾正などのいわゆる熊本バンド<sup>3</sup>よりも1年早く、札幌バンドのウィリアム・S・クラークによる新渡戸稲造・内村鑑三などの受洗よりも2年早いものでした。同年10月には、弘前に教会が初めて組織されます。

イング夫妻は、このほかに、キリスト教の人権思想からくる男女平等思想や、讃美歌を始めとした西洋音楽を伝え、それまで、津軽地方では知られていなかったりんごや西洋の野菜、編み物なども伝えています。

このキリスト教の布教は、弘前における洋風建築と密接に関係しています。

最も早く建てられた洋風建築は、明治7年（1874）に本町に建った医院（佐々木元峻邸、平成9年（1997）解体）でしたが、弘前は、キリスト教伝道の先進の地ということもあり、早くから洋風の教会堂が建築されていました。

最も早いキリスト教関係の洋風建築は、明治15年(1882)に百石町小路の現在地に建築された天主堂（現カトリック弘前教会）です。

現存する弘前カトリック教会会堂は明治43年（1910）に再建されたもので、イタリアロマネスク様式でまとめられ、尖塔や半円形アーチの開口部が特徴的な建物です。また、内部には、神の人間への救いの歴史や弘前のシンボルである岩木山、五重塔、りんごなどを



カトリック弘前教会

<sup>3</sup> キリスト教青年団。

描いたステンドグラス<sup>4</sup>や畳敷きがあることも特徴的です。

明治30年(1897)に再建された弘前美以教会堂(現日本基督教団弘前教会)はゴシック様式の建物で、正面玄関には高くそびえる尖塔があり、玄関を始め各開口部はポインテッドアーチ、四方はバットレスで飾られていました。明治37年(1904)の焼失後、同39年(1906)に建てられた現在の建物は、熱心な信者であり、クリスチャン棟梁と呼ばれた桜庭駒五郎の設計でした。

明治33年(1900)には、山道町に日本聖公会弘前昇天教会が建てられました。大正9年

(1920)に改築された現存の聖堂は、煉瓦造平屋建てでゴシック様式でまとめられています。設計は、現在、愛知県明治村に保存されている京都河原町の聖ヨハネ教会堂と同じJ・M・ガーディナー(アメリカ人。宣教師、建築家)であると言われていています。正面右寄り上部の三葉飾りのアーチにある鐘は、今でも朝夕の祈りの時間に清澄な音で時を告げ、市民に親しまれています。

また、教会堂の建設に伴い、日本聖公会弘前昇天教会司祭館(明治33年(1900))、東奥義塾外人教師館(明治34年(1901))、弘前学院外人宣教師館(明治37年(1904)登記済)、日本基督教団弘前教会旧牧師館(明治37年(1904))等の司祭や牧師のための住居建設も行われるようになりました。これらは、構造・造作ともに洋風ですが、履き替え玄関や畳敷きがあったりするなど、一部和風の要素も取り入れられています。



日本基督教団弘前教会礼拝堂



日本聖公会弘前昇天教会



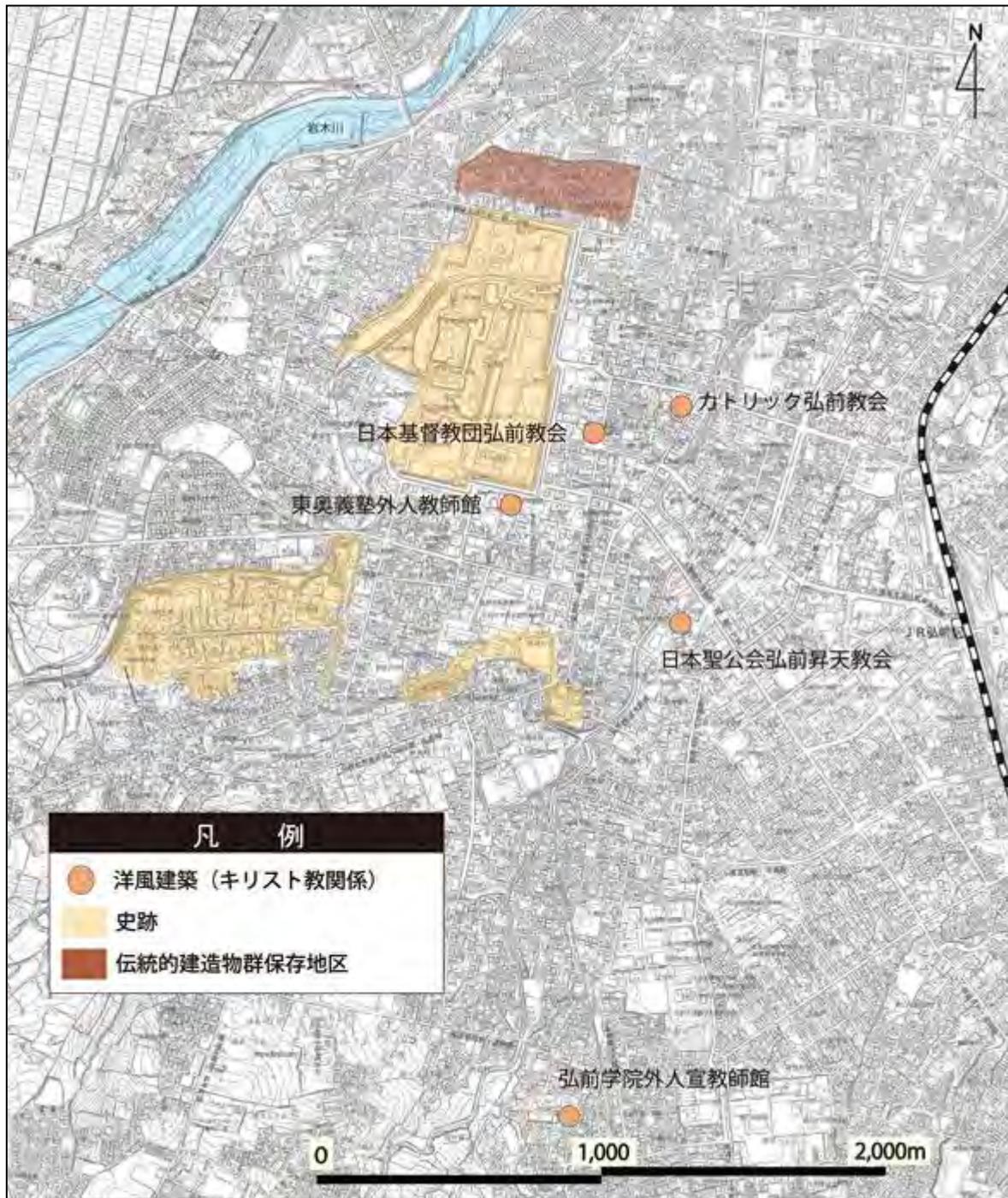
旧東奥義塾外人教師館



弘前学院外人宣教師館

<sup>4</sup> 昭和59年(1984)、カナダのカーロン神父により製作、寄贈されたもの。

○キリスト教関連の洋風建築物の位置図



## ⑤ 弘前りんごの誕生

りんごが初めて弘前に紹介されたのは、明治8年(1875)のことです。

旧津軽藩士の菊池楯衛らが、明治新政府の殖産興業政策の一環として配布されたりんごの苗木を試植しました。菊池は北海道開拓使などでりんご栽培の技術を学んで普及に努め、「青森県りんごの開祖」と呼ばれています<sup>5</sup>。



また、りんご栽培の発展にもキリスト教宣教師が大きく関わっています。明治15年(1882)に来弘した弘前カトリック教会のフランス人宣教師ウルバン・フォーリーは、りんご剪定や肥料、その他の栽培指導を行いました。

りんごの栽培は、先覚者たちの努力と研究によって成功の道を歩み、各所にりんご園ができるようになります。

りんごは生食用として優れ、加工用としても用途が広がったため、士族達が新規の事業として取り組みました。

明治23年(1890)、東京で開催された第3回内国勸業博覧会で、弘前のりんごは有功2等賞を受けます。その後、次第にりんごの商品価値が認められ、鉄道の開通などもあって、東北から北海道・関東・関西まで販路を広げていきます。

明治31年(1898)頃から、りんごはさまざまな病虫害に遭い大打撃を受けますが、明治37年(1904)頃からは、りんごの袋掛け(有袋栽培)や薬剤散布の導入、新しい剪定方法が研究されるなど栽培技術が著しく進歩し、産業としてのりんご栽培が発展していきます。



明治40年代のりんご園※1

それに伴い、栽培用の道具も充実していきます。代表的なものとしては、明治37年(1904)頃、弘前で初めて製作されたとされるりんご剪定鋏があります。この技術は、弘前の伝統工芸・津軽手打刃物として、現在でもりんご剪定鋏や包丁等の製作に活かされています。



りんごの収穫

昭和初期には、我が国におけるりんご生産の約7～8割が、津軽地域を中心とした青森県産で占めていました。弘前では、高杉、裾野、新和など岩木山麓の集落にもりんご栽培が広がっていき、台地の清水・千年、沖積地

<sup>5</sup> 「新編弘前市史通史編4」(弘前市 2005)

の藤代等では普通畑が一斉にりんご畑に変わるなど、かつて、大根、菜種の産地と言われた地域の農村景観は大きく変貌していきました。

残雪の岩木山を背景に、山麓まで一面に広がるりんご園で華麗に咲き誇る白いりんごの花の景色は、昭和初期から、現在に至るまで変わっていない弘前ならではの景観で、「青い山脈」等で知られる弘前出身の作家石坂洋次郎は小説「わが日わが夢」（1946）の中で故郷である津軽を、『物は乏しいが空は青く雪は白く、林檎は赤く、女達は美しい国、それが津軽だ。私の日はそこで過され、私の夢はそこで育まれた。』と述懐しています。

今では、津軽人のふるさととも言えるこの景観を広く紹介することを目的にりんご花まつりが、りんご公園において最初に開催されたのは昭和39年（1964）です。現在では、さくらまつりの直後に行われる弘前の春のもう一つの風物詩として定着しており、上記の石坂の言葉も記念碑として刻まれ、りんご公園内に置かれています。



りんご花まつり

## ⑥ 軍都弘前の隆盛

弘前が軍都としての歩みを始めることになったきっかけは、日清戦争にありました。

日清戦争は、日本の勝利に終わりましたが、ロシア・ドイツ・フランスの三国干渉に遭い、遼東半島を返還することになったため、日本国内では、「臥薪嘗胆」を合言葉に、これまで国内治安の維持を主たる目的としてきた軍隊を、外征軍として育成しようとし、師団を拡張しました。

明治29年（1896）の陸軍管区改正により、第7師団から第12師団まで6師団を増設することになり、弘前には第8師団が置かれます。この結果、これまで仙台の第2師団に属していた青森・岩手・秋田三県は、新たに第8師団に属することになりました。

第8師団のほとんどの施設、歩兵第31連隊、騎兵第8連隊、工兵第8連隊（明治42年（1909）に盛岡へ移転）、野砲兵第8連隊、輜重（しちょう）兵<sup>6</sup>第8連隊、

<sup>6</sup> 水食料・武器弾薬・各種資材など様々な物資を第一線部隊に輸送して、同部隊の戦闘力を維持増進することが主任務である部隊。

憲兵隊、予備病院（のち衛戍（えいじゅ）<sup>7</sup>病院⇒陸軍病院）などは市の南郊に設置され、兵器支廠と陸軍火薬庫は弘前城旧三の丸に設置されました。

また、旧弘前偕行社（現・弘前厚生学院記念館）は、名匠・堀江佐吉<sup>8</sup>によりこの時期に建築された洋風建築で、主に将校の社交場や物販・厚生施設として活用されていました。

県庁が青森市に置かれて以来、政治の中心が青森に移り、経済的にも衰退の途をたどっていた弘前は、軍都として再び発展していくこととなりますが、当時の弘前の様子を、作家田山花袋は次のように描写しています。



旧弘前偕行社

『 県庁を青森に取られて次第に衰へた津軽歴代の城市、商業も工業も活気を失って半蔵を深雪の中に埋められる淋しい市街も、日清戦役後、第8師団の増設と共に新しい活動の気は到る処に充ち渡つた。劍鞘を鳴らして勇ましく街道を歩み行く青年士官の群れは、尠（すく）なくとも古く衰へた屋敷町の津軽少女の眼を聳（そばた）しむるに十分であつた。』（田山花袋『生』第18章）

こうして、師団の開設とそれに先立つ明治27年（1894）の弘前～青森間の鉄道開通によって、おびただしい外来の転住者と物資の流通が招来され、弘前の経済も活況の兆しを見せるようになり、土手町・元寺町・百石町など新たな商業地が形成されていきます。

兵營が設けられた市の南郊、清水村の富田や館野、桔梗野一帯の田園地帯は新しい市街地に変わり、兵營に近接する富田町、新寺町、住吉町界限には、将校や下士官のための下宿屋、兵隊相手の飲食店、小料理屋などが建ち並びました。

鍛冶町、銅屋町、桶屋町など藩政時代からの職人町も、新たに軍用品の注文を受けて活況を取り戻しました。



中土手町(明治30年代)※1

<sup>7</sup> 帝国陸軍において、陸軍軍隊が永久一地に配備駐屯すること。その土地を衛戍地と称した。

<sup>8</sup> 弘化2年（1845）、祖父の代からお城大工を務める弘前藩お抱え棟梁の長男、名匠堀江家の5代目として弘前に生まれる。函館で洋風建築の技術を身につけた後、東奥義塾の校舎を皮切りに洋風建築を多く手がけ、旧第五十九銀行本店本館、旧弘前市立図書館、旧弘前偕行社、斜陽館など、斬新で華麗な建物を数多く手がけた。

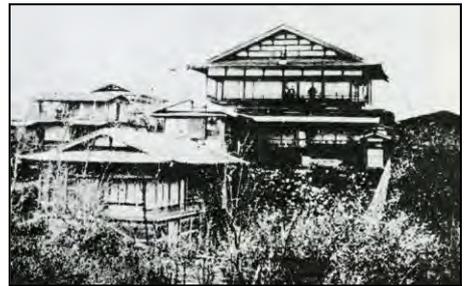
また、和徳町、松森町、駒越町、浜の町、茂森町など、近郊の農村の出入り口に当たる町筋は、呉服商、古着屋、小間物屋、日用雑貨店、飲食店などが立ち並び、農家を顧客に繁盛し、賑わいを見せました。

当時、町の建物は商家も住宅もほとんど葺葺（まさぶ）き<sup>9</sup>の屋根でしたが、師団開設に伴う経済効果により、次第に洋風建築や蔵造りなど都会風の外観に変わっていきます。

洋風建築では、教会関係の建物のほかに、明治37年(1904)に第59銀行本店本館（現青森銀行記念館、重要文化財建造物）、同35年(1902)には弘前市立病院が本町に建築されました。

蔵造りでは、明治27年(1894)の和徳町の久一呉服店が最初で、次第に商家の流行建築になり、同33年(1900)には百石町の樽沢屋と土手町の仏師本間が、同36年(1903)には和徳町竹清が建築されました。その他に、明治26年(1893)に、角み呉服店が、蓬莱橋から下土手町に移転して3階建ての洋館を建て、同34年(1901)には、代官町から角は支店が同じく下土手町の角に進出し、3階建ての洋館作りの偉観を競いました。

また、本町5丁目の酔月楼、椽（くぬぎ）ノ木（本町坂から辻坂までの一帯）の峰月館、桶屋町辻の新若松楼などの料亭、さらに、弘前随一の高楼と言われた一番町佐々木旅館の三階楼集雲館など、それぞれ粋を凝らした高楼建築<sup>10</sup>が建ち並びました。



椽の木峰月館(明治40年)※2

明治39年(1906)には、当時最も斬新な洋館建築と評された弘前市立図書館（現在追手門広場に移築、県指定文化財）が、追手門前の外堀近くの東奥義塾に隣接して建築されました。

師団の諸軍事施設は、現在の弘前城付近ないし弘前大学付近に集中しており、その規模は広大でした。

日露戦争を経て、既に、弘前市には歩兵第31連隊が設置されていましたが、さらに、歩兵第52連隊が新設されました。

第八師団長官舎（現弘前市長公舎、登録有形文化財）が追手門前に建設されたのは、第一次世界大戦中の大正6年（1917）で、官舎は陸軍省の櫛部宇市が設計し、堀江佐吉の四男斎藤伊三郎が施工しました。

その後、第一次世界大戦後のワシントン会議では、軍艦保有量の縮小が決定され、関東大震災により日本の財政が危機に陥ったことにより、軍縮を要望する世論が高まることとなります。

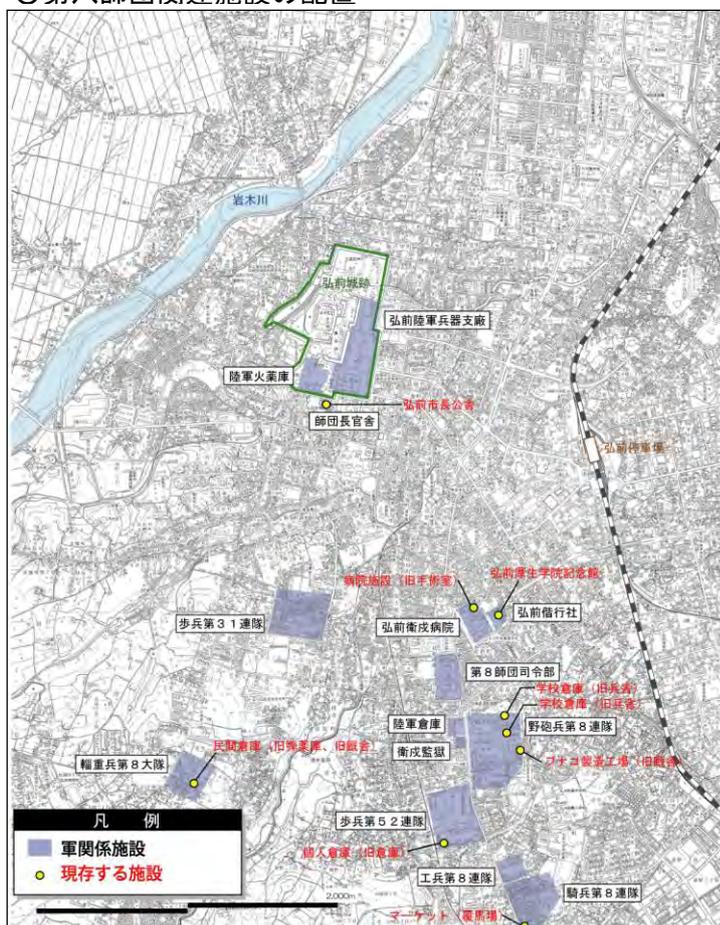
<sup>9</sup> 台形の板（こけらいた）の厚みのある方を下に、羽重ねにして屋根を葺くこと。

<sup>10</sup> 重層の建築物のこと。

これを受けて、大正14年(1925)5月、歩兵第52連隊が解散されました。

太平洋戦争では、弘前市は結果的に空襲を受けませんでした。一部、弘前駅周辺の建物が、建物疎開<sup>11</sup>により取り壊されました。戦争末期にはアメリカ軍による本土空爆が激しくなり、青森県内では、青森、八戸、三沢の陸海航空施設が襲撃され、青森市では市街地が空襲を受けました。当時の弘前市では、市街地の空爆を想定して、市街地中心部の大部分の建物を対象にした第二次建物疎開を計画しましたが、実施される直前に終戦となります。弘前市は単に空襲がなかったことに加え、建物疎開の規模も小さかったことで、弘前城天守や弘前市の出身で日本商工会議所会頭であった藤田謙一の別邸（藤田記念庭園）などの歴史的建造物や、戦前の街並みが残されたといえます。

### ○第八師団関連施設の配置



<sup>11</sup> 空襲対象となるような建築物を取り壊し、道路・水路などを確保すること。

## ⑦ 終戦による師団の解体と学都としての歩み

第二次世界大戦後の我が国では、GHQの指令と新憲法の制定を受け、軍事施設の解体が進められます。第八師団を抱えていた弘前では、軍事施設及び軍事施設跡地の多くが学校施設に利用されました。

被服倉庫は、弘前市立商業学校（現・県立弘前実業高校）の移転の際に一時使用され、弘前偕行社は弘前女子厚生学院（現・弘前厚生学院）に払い下げられ、現在も一部は校舎として使用されています。野砲兵第八連隊の旧兵舎は私立柴田女子高校の校舎として使用されましたが、すべて取り壊されました。

第八師団司令部は、終戦後、国立弘前大学農学部が内部を改造して使用しました（昭和42年(1967)に解体）。

野砲兵第八連隊の敷地規模は約16万㎡で、兵舎、倉庫、砲舎、厩舎など、28棟以上の施設が配置されていました<sup>12</sup>。これらの施設は、学校施設や病院施設として使用されておりましたが、そのほとんどが取り壊され、わずかに現存している建物としては、厩舎が弘前の新しい工芸品・ブナコの工場として現在も使用されています。

追手門前の旧第八師団長官舎は、戦後進駐軍の軍政官官舎として使用され、昭和26年(1951)に市が大蔵省から払い下げを受けました。瓦葺きの屋根、玄関前の妻入り破風<sup>13</sup>などは、建築当時のまま保たれています。

戦後の弘前市では、いち早く高校や大学など高等教育機関が開校していき、現在は、国立弘前大学を始めとして4大学、2短期大学、10の高等学校を有する学都として生まれ変わりましたが、これは、終戦により主を失った軍用地や施設を学校用地や施設として、活用することができたからとも言えます。



野砲兵第八連隊



旧第八師団長官舎

<sup>12</sup> 『弘前市地図』1909 北辰社

<sup>13</sup> 妻入り部分にできる三角形の造形のこと。建物の短辺側、あるいは屋根の棟と直角である面を「妻」といい、「妻入り」とは、建物の「妻」側から出入りするものを妻入りという。

## ○第八師団関連施設の跡地利用

	施設名称	所在地	転用施設	現状(赤字は建造物が現存)	備考
1	弘前偕行社	御幸町8	弘前女子厚生学院	弘前厚生学院記念館	国指定重要文化財建造物
2	師団長官舎	上白銀町1	弘前市長公舎	弘前市長公舎	市指定趣のある建物
3	師団長副官官舎	下白銀町1			
4	第八師団司令部	文京町	国立弘前大学農学部	国立大学法人弘前大学農学生命科学部	
5	弘前憲兵隊本部	〃	国立弘前大学	国立大学法人弘前大学	
6	歩兵第四旅団司令部	〃	〃	〃	
7	弘前連隊区司令部	〃	〃	〃	
8	第八師官軍法会議	〃	〃	〃	
9	歩兵第三十一連隊	桔梗野2・3丁目 中野2・3丁目	弘前市立桔梗野小学校 住宅地	弘前市立桔梗野小学校 住宅地	
10	歩兵第五十二連隊	中野2・3丁目	弘前市立商業高校グランド 住宅地	青森県立弘前実業高校 住宅地 個人倉庫	
11	騎兵第八連隊	松原東2・3丁目	マーケット 住宅地	マーケット 弘前市立松原小学校 住宅地、商業地	
12	野砲兵第八連隊	豊原1・2丁目 北園1丁目	東北女子短期大学 柴田女子高校 東北栄養学校 弘前市立第三中学校 病院施設ほか	学校法人柴田学園施設倉庫 (2棟) 弘前市立第三中学校 病院施設(一部) ブナコ製造工場	学校法人柴田学園の敷 地内に、兵舎が残って おり、倉庫として使用さ れている。
13	輜重兵第八大隊	清水3丁目	住宅地、倉庫	住宅地 個人倉庫(2棟)	
14	工兵第八大隊	松原東1・2丁目	住宅地	住宅地	
15	第八師団通信隊	豊原1丁目	東北女子短期大学	学校法人柴田学園施設	
16	被服倉庫	中野1丁目	弘前市立商業高校 住宅地	弘前市立文京小学校 住宅地	
17	衛戍監獄	〃	〃	〃	
18	兵器支廠	下白銀町	国立弘前大学教育学部	弘前公園	
19	弘前衛戍病院	富野町1	国立弘前病院	国立病院機構弘前病院施設	
20	第八師団糧秣倉庫	豊原2丁目 三岳町	住宅地	住宅地	
21	射撃場	館野1丁目 原ヶ平字山中	クレー射撃場	りんご園地、田 住宅地	
22	練兵場	大開1～3丁目 鱒ヶ沢町長平町	住宅地 りんご園地ほか	住宅地 りんご園地ほか	
23	号砲台	文京町	住宅地	住宅地	
24	陸軍墓地	原ヶ平字山元	りんご園地	りんご園地・弘前大学農場	長勝寺に移葬
25	水源地	悪戸字芦野	水源地	水源地	

## ⑧ 造り酒屋と近代建築

### i) 弘前における酒造りの歴史

現在、弘前には数軒の造り酒屋が事業を営むのみとなりましたが、藩政時代から戦前にかけては、清らかな水と寒冷な気候ゆえ酒造りに適した地として、東北地方を代表する酒の生産地でした。

弘前藩 4 代藩主信政の時代に大々的な開田に着手し、17 世紀後半には実質 30 万石以上の米が生産されており、これらの米をもとに酒造業界は発展し、藩政時代中頃には弘前藩の領内で造り酒屋は 200 軒を超え、弘前城下町だけでも 100 軒以上ありました。

『弘前市史』によると、

「元禄 3 年（1690）ころ城下で酒屋（酒造業）を営む者は、本町支配で 12 人、土手町支配で 22 人、和徳町支配で 12 人、茂森町支配で 8 人、亀甲町支配で 10 人、東長町支配で 15 人、新町支配で 14 人、紺屋町支配で 10 人、親方町支配で 3 人、下鍛冶町支配で 1 人、計 108 軒（実数は 107 軒）、すこぶる多い。」とあります。

弘前の城下町は、秋田県境の山脈から北方に延びる舌状台地の先端に位置して、岩木川と土淵川に挟まれています。造り酒屋の多くは、この岩木川と土淵川の流域に位置しており、わき水を仕込み水にして酒を造っていました。

明治 4 年（1871）の廃藩置県後、酒の県内需要が伸び、さらに、明治 24 年（1891）の東北本線上野～青森間の開通により、北海道や大陸への玄関口として青森港の整備が進められ、販路と需要が拡大していきました。特に、米のとれなかった北海道に酒の移出が行われていました。

その一方で、関西から銘酒が売り込まれるようになり、他産地との競争も始まりましたが、それに刺激されて地元の老舗造り酒屋も上方から杜氏を呼んで改良を加え、良質の酒を作り出すようになりました。

しかし、昭和 16 年の企業許可令と昭和 17 年の企業整備令により、当時の青森県内の造り酒屋 76 軒のうち、強制的に休養や廃業に追い込まれたのが 42 軒あり、弘前においてもこの時期に廃業する造り酒屋が多くありました。

戦後、大手酒造メーカーの進出、嗜好の多様化による日本酒離れなどもあり、弘前の造り酒屋は統廃合を繰り返して減少を続けますが、現在でも市内で 6 軒の蔵元が暖簾を守り続けています。

このうち、清酒松緑醸造元(株)齋藤酒造店は、岩木川の東側流域に酒蔵を構える明治 37 年（1904）創業の老舗造り酒屋です。幕末期は、酒母を造って津軽一円の酒造家に販売していましたが、各酒造家が自製の酒母を造るよう

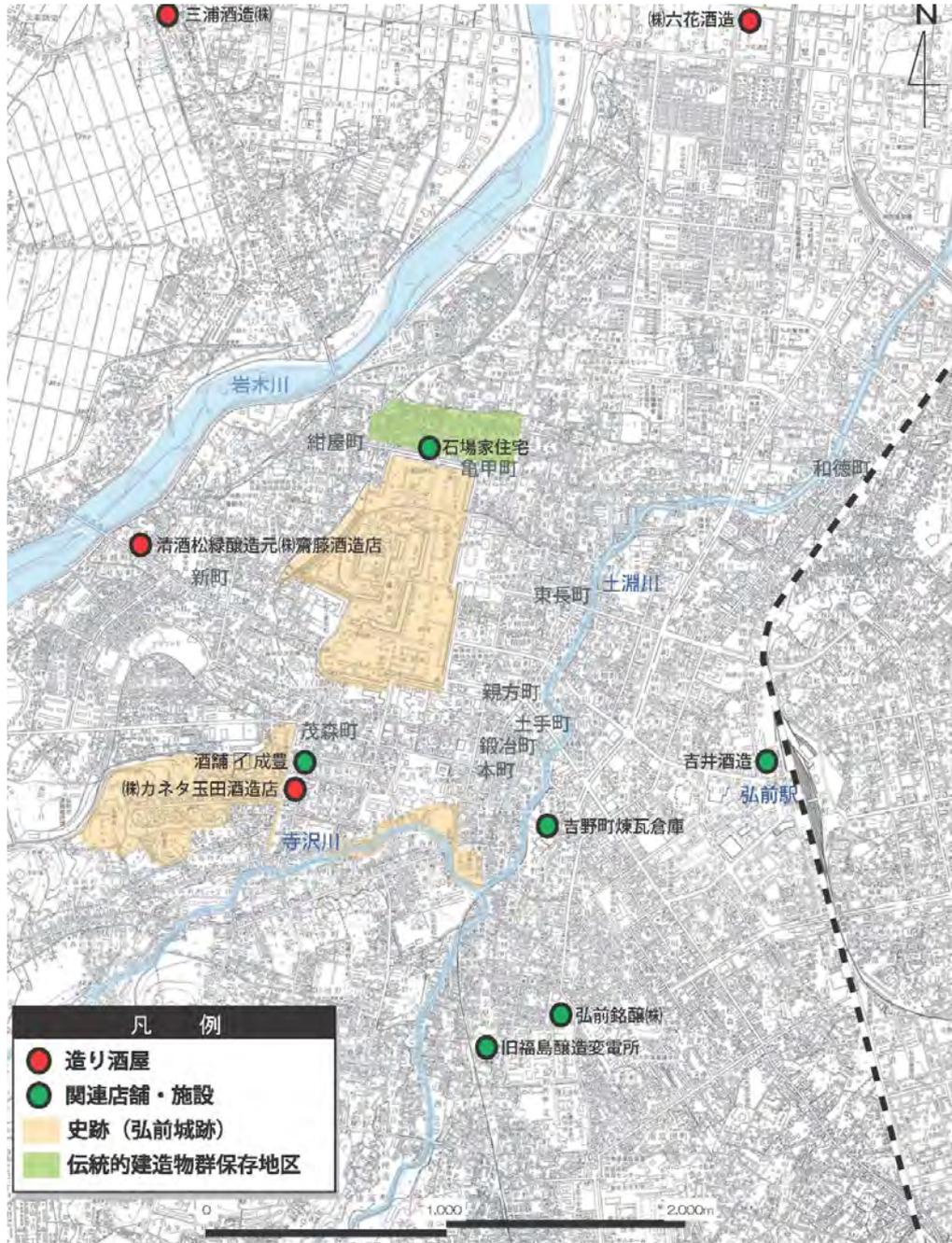


清酒松緑醸造元(株)齋藤酒造店

なったため、家業の酒母屋から酒造家に転じたものと伝えられています。

蔵の敷地内には、樹齢300年を超える老松が残り、黒板塀と酒造蔵の趣と相まって、歴史と伝統を感じさせる古風豊かな風景を作り出しています。建物は弘前市趣のある建物に指定されています。

○弘前市中心部の造り酒屋の位置図



※市内ではこのほか、東目屋地区において白神酒造と中竹酒造店の2件の造り酒屋が営業している。

## ii) 弘前の酒造界近代化の先駆者 福島藤助と近代建築

明治から大正時代にかけての弘前の酒造界を代表する人物が福島藤助<sup>14</sup>です。藤助は明治40年（1907）に酒造りに適した清水が湧く清水町吉田野（現在の吉野町<sup>15</sup>）に福島酒造を、さらに、大正6年（1917）には近接する富田字名屋場（現在の富田三丁目）に富名醸造を設立しました。

福島酒造では清酒「吉野桜」を、富名醸造では清酒「富名正宗」を造り、その販路は弘前市にとどまらず、青森県内や北海道など県外へも移出され、特に小樽には直営の販売店を設け、そこから樺太にも輸出していました。

福島藤助が誇る業績の一つとして、「四季醸造」の導入があります。酒造りは、「寒造り」といって冬の厳寒期に造る方法が一般的で、当時の日本全国の造り酒屋はこの方法を採用していましたが、藤助は、季節に関係なく年中いつでも酒造りができる四季醸造を導入しました。

吉田野の工場には、製氷機、蒸気機関、精米機、細菌学研究設備が備えられ、冷却装置も設けられて醸造場を四季の変化にかかわらず、一定の温度に保つよう工夫されました。これらの設備と独自の醸造法によって、気温の変化に関係なく四季を通じて醸造ができるようになりました。

藤助による四季醸造の導入は、純粹酵母仕込み<sup>16</sup>による四季醸造法で、大正末期の日本酒造業界では革命的と言えるものでした<sup>17</sup>。

また、藤助は、冷却装置運転等のための動力を自力で賄うために、大正13年（1924）に当時の相馬村紙漉沢（現在弘前市紙漉沢）に水力発電所を建設し、生産量の増大とともに、東北随一の酒造メ



旧福島酒造発電所（吉井酒造発電所）



旧福島醸造変電所

<sup>14</sup> 福島藤助（ふくしま とうすけ）（1871～1925）は、弘前市西茂森町出身。大工から酒造業に転じる。近代的工場生産により、東北・北海道で首位の生産量をほこった。酒造業にとどまらず、食品製造業、製糸業、印刷業などにも進出し、当時の弘前を代表する経済人でもあった。

<sup>15</sup> 福島醸造の清酒「吉野桜」が町名の由来となっている。

<sup>16</sup> 酒母なしでモロミを造る方法。

<sup>17</sup> 福島酒造の四季醸造については、営業ベースで成功していたかどうかについては、確証がとれていない（川島智生（2004）「醸造家と建築 64」『醸界春秋』）。

一カーとなりました。

一方で、巨額の工費を要した水力発電所建設などの設備投資が負担となり、昭和の初めにかけて、福島酒造を始め富名醸造などの一連の事業は福島家から離れることになりました。

吉野町の福島酒造の酒蔵は、その後、吉井酒造を経て、ニッカウキスキー弘前工場として昭和40年（1965）までシードルを生産していました。富田三丁目の富名醸造は弘前銘醸（株）に引き継がれましたが、昭和60年（1985）に清酒醸造が廃されました。

現在、藤助の酒造り自体を継承するものはありませんが、藤助が好んだ赤煉瓦造を始めとする多くの建築物が弘前に残されています。

藤助が初めて酒造蔵を建てた場所（茂森町）には、現在、酒小売店である「酒舗カクイ成豊<sup>18</sup>」（弘前市趣のある建物）が建っており、街道筋にあった酒屋としての趣を醸し出しています。

富名醸造の赤煉瓦の酒造蔵は、弘前大学に隣接する弘前銘醸の倉庫として現在でも使用されています。



酒舗 成豊（市趣のある建物）



旧富名醸造（弘前銘醸倉庫）

また、総建て坪2,200坪で敷地面積3,700坪、建物は工場と倉庫を含め10棟からなる福島酒造の巨大な工場群が建っていた吉野町には、現在、赤煉瓦倉庫が2棟残されています<sup>19</sup>が、これだけの規模の清酒工場は戦前では日本有数のものと考えられます。

吉野町は弘前の商業の中心・土手町に隣接しますが、土手町から赤煉瓦倉庫へは、弘前昇天教会（県指定文化財）脇の当時から変わらぬ小路を通



旧福島酒造（吉野町煉瓦倉庫）  
脇の小路

<sup>18</sup> 酒舗カクイ成豊は、藤助の義理の弟である成田豊助が創業した。平成20年弘前市趣のある建物に指定された。

<sup>19</sup> 現在は弘前市により、所有・管理されている。

ります。赤煉瓦倉庫へ着くと、広々とした緑地、旧料亭、西側を流れる土淵川、川に沿って走る弘南鉄道の線路などに囲まれるノスタルジックで静寂な空間が広がっています。この風景は、今や弘前市を代表する景観となり、多くの市民に親しまれています。

また、この酒蔵だった建物では、弘前出身の美術家・奈良美智の展覧会が平成17年（2005）から平成19年（2007）に渡って計3回開催されるなど、市民に愛され現在も活用される産業遺産になっています。

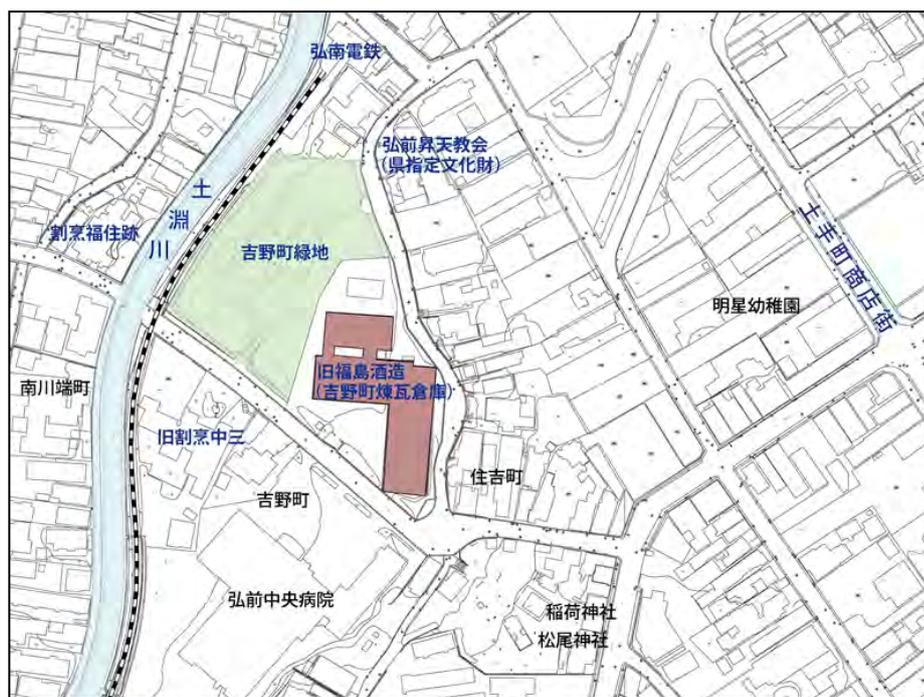


旧福島酒造（吉野町煉瓦倉庫）



旧福島酒造（吉野町煉瓦倉庫）と、弘南鉄道、吉野町緑地

○旧福島酒造（現吉野町煉瓦倉庫）周辺地図



### ⑨ 近代建築の巨匠前川國男

当市の歴史的なまち並みを形成する特徴的な要素として、市内に数多く残されている前川國男が手がけた建築物が挙げられます。

前川國男は、日本を代表する近代建築の巨匠で、代表作に東京開都 500 年の記念事業で建築された本格的なオペラ劇場と小ホール、音楽資料室などからなる東京文化会館などがあります。

前川は、昭和 3 年（1928）に東京帝国大学工学部建築学科を卒業後パリへ渡り、巨匠ル・コルビュジエの下で 2 年間、モダニズム建築について学ぶこととなりますが、その際、後見人となったのが、弘前藩士の娘であった母の兄、佐藤尚武でした。

佐藤尚武は、国際連盟帝国事務局長としてパリに駐在し、前川がル・コルビュジエアトリエに入る際に後見人として自宅に預かります。

その後、前川は佐藤尚武を通じて、当時、駐仏武官としてパリに在住していた弘前市出身の木村隆三と親交を深めることになり、自身の処女作となる「木村産業研究所」の設計依頼を受けることとなります。

以降、前川と弘前市の関係は緊密となり「弘前中央高校講堂」や「弘前市庁舎」など、数多くの公共建築物を手がけ、現在、8 点もの前川作品が市内に残されています。

#### 【市内に現存する前川作品】



木村産業研究所（1932）



弘前中央高校講堂（1954）



弘前市庁舎（1958）



弘前市民会館（1964）



弘前市立病院（1971）



弘前市立博物館（1976）

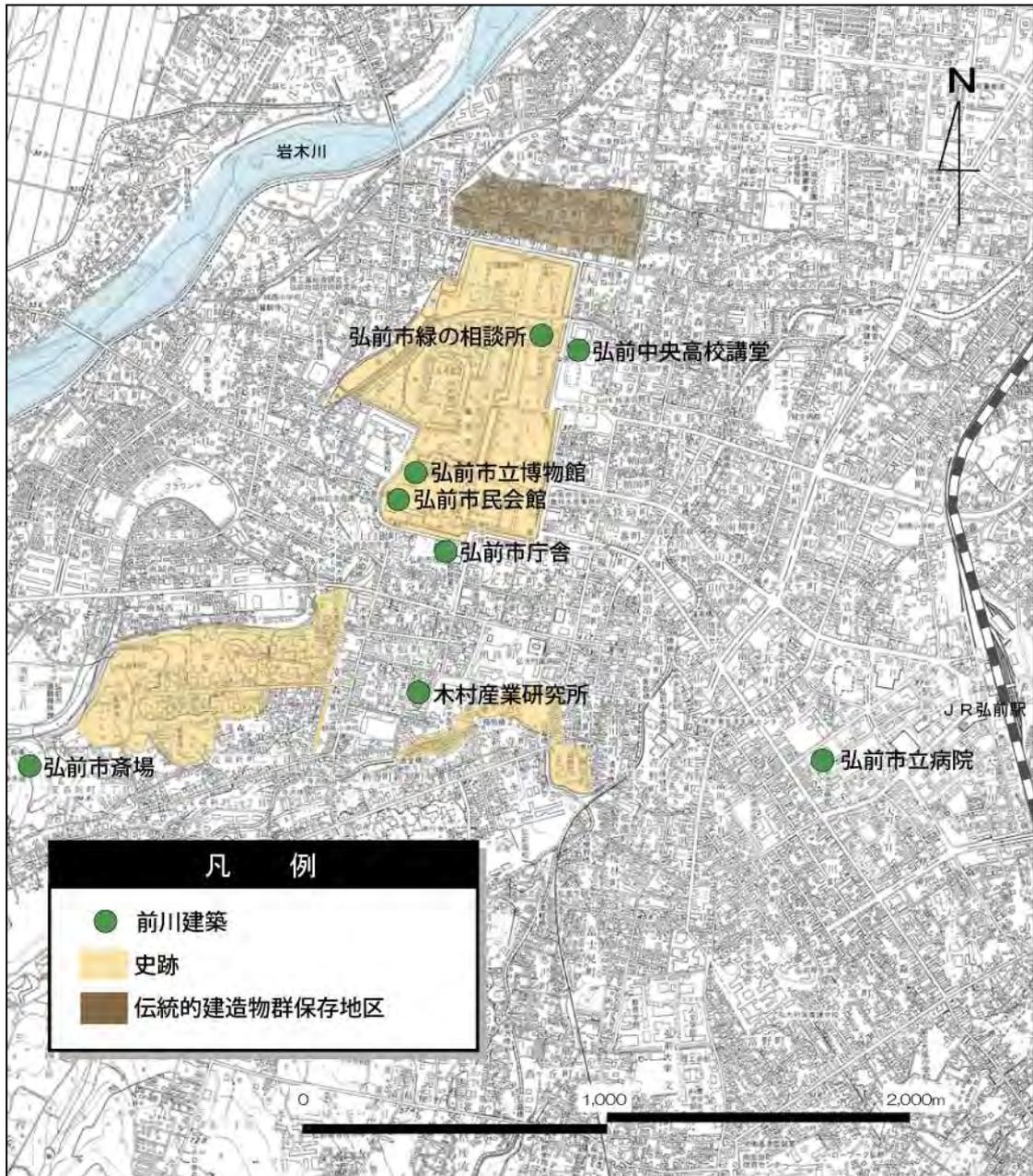


弘前市緑の相談所（1980）



弘前市斎場（1983）

○前川建築の位置図



### （3）文化財の分布状況及び特徴

#### ① 文化財の分布状況

##### i) 国指定等文化財

弘前市には、現在、国指定・選定文化財が35件存在します。その内訳は、建造物22件（44棟・3基）、工芸品4件、考古資料2件、無形の民俗文化財2件、遺跡2件、名勝地1件、無形1件、伝統的建造物群1件です。建造物は、弘前城天守を始め二の丸辰巳櫓・二の丸未申櫓・二の丸丑寅櫓・二の丸南門・二の丸東門・三の丸追手門・三の丸東門そして北の郭北門からなる弘前城内の建造物が含まれます。国指定文化財の多くは、この弘前城並びに岩木地区の岩木山神社及び高照神社に集中しており、弘前藩ゆかりの建造物が多くなっています。

また、無形の民俗文化財の内訳は、城下町を中心に運行される弘前のねふたと岩木山神社を起点として行われている岩木山の登拝行事（通称「お山参詣」）となっています。

そのほかの分野の指定・選定文化財も、この弘前城跡並びに岩木地区の岩木山神社及び高照神社に集中し、残りが市内に散在する分布状況を示しています。

このほか、選択の記録保存の措置を講ずべき無形の民俗文化財が3件、登録有形文化財（建造物）が16件、国認定の重要美術品が1件あります。

##### ii) 国指定（選択・認定）以外の文化財の分布

本市には、国の指定等文化財のほかにも県指定文化財60件、市指定文化財147件の合計207件の指定文化財があります。このうち、美術工芸品などの分野を除外した、建造物、名勝地、遺跡、動物・植物・地質鉱物の分野に限って記述すると、県重宝建造物16件（16棟）、県指定名勝2件、県指定天然記念物10件、市指定建造物13件（13棟・1基）、市指定史跡3件、市指定天然記念物7件、国登録有形文化財建造物が16件（16棟）存在しています。これらのほとんどが、国指定文化財同様、弘前城跡周辺に集中しています。

○国重要文化財(建造物)

地図 対照番号	名称等	所在地
1	弘前八幡宮 本殿	八幡町一丁目
2	唐門	
3	熊野奥照神社本殿	田町四丁目
4	石場家住宅	亀甲町
5	荜秀寺本堂	藤代一丁目
6	津軽為信霊屋	
7	誓願寺山門	新町
8	東照宮本殿	笹森町
9	弘前城天守	
10	二の丸辰巳櫓	下銀町
11	二の丸未申櫓	
12	二の丸丑寅櫓	
13	二の丸南門	
14	二の丸東門	
15	三の丸追手門	
16	北の郭北門(亀甲門)	
17	三の丸東門	
18	旧第五十九銀行本店本館	元長町
19	長勝寺 三門	西茂森一丁目
20	御影堂	
21	本堂	
22	庫裏	
23	津軽家霊屋 5棟	
24	最勝院五重塔	銅屋町
25	旧弘前偕行社	御幸町
26	弘前学院外人宣教師館	稔町
27	岩木山神社 楼門	百沢字寺沢
28	拝殿	
29	本殿	
30	奥門	
31	瑞垣	
32	中門	
33	高照神社 本殿	高岡字神馬野
34	中門	
35	西軒廊	
36	東軒廊	
37	拝殿及び幣殿	
38	随神門	
39	廟所拝殿	
40	廟所門	
41	津軽信政公墓	
42	旧弘前藩諸士住宅	若党町

○県重宝建造物

地図 対照番号	名称等	所在地
1	旧伊東家住宅	若党町
2	旧岩田家住宅	若党町
3	日本基督教団弘前教会教会堂	元寺町
4	旧弘前市立図書館	下白銀町
5	旧東奥義塾外人教師館	下白銀町
6	熊野宮本殿	茜町一丁目
7	三尊仏及びその厨子堂	西茂森一丁目
8	久祥院殿位牌堂	西茂森二丁目
9	日本聖公会弘前昇天教会教会堂	山道町
10	旧青森県尋常中学校本館	新寺町
11	袋宮寺本堂	新寺町
12	報恩時本堂	新寺町
13	円明寺本堂	新寺町
14	本行寺護国堂	新寺町
15	巖鬼山神社本殿	十腰内字猿沢
16	岩木山神社社務所	百沢字寺沢

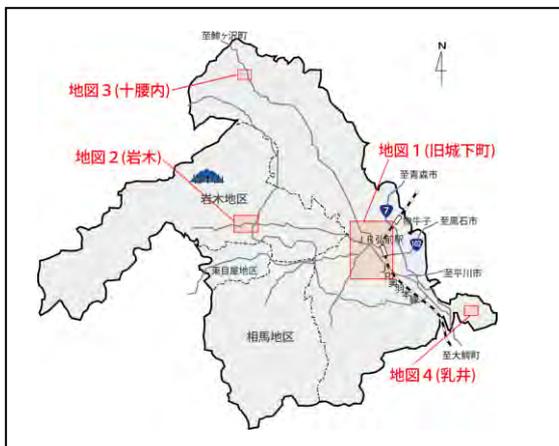
○市指定文化財(建造物)

地図 対照番号	名称等	所在地
1	石戸谷家住宅	浜の町東二丁目
2	揚亀園 揚亀庫	亀甲町
3	旧青森銀行津軽支店	百石町
4	黒門	西茂森一丁目
5	栄螺堂	西茂森二丁目
6	旧小山内家住宅	清水富田
7	旧藤田家住宅(大宰治学生時代の下宿)	御幸町
8	乳井神社の五輪塔	乳井
9	乳井神社社殿(旧毘沙門堂)	
10	藤原信政公霊所(瑞垣・木柵・山門)	高岡字神馬野
11	高照神社 文庫	高岡字神馬野
12	高照神社 神饌殿	
13	平川家住宅	若党町

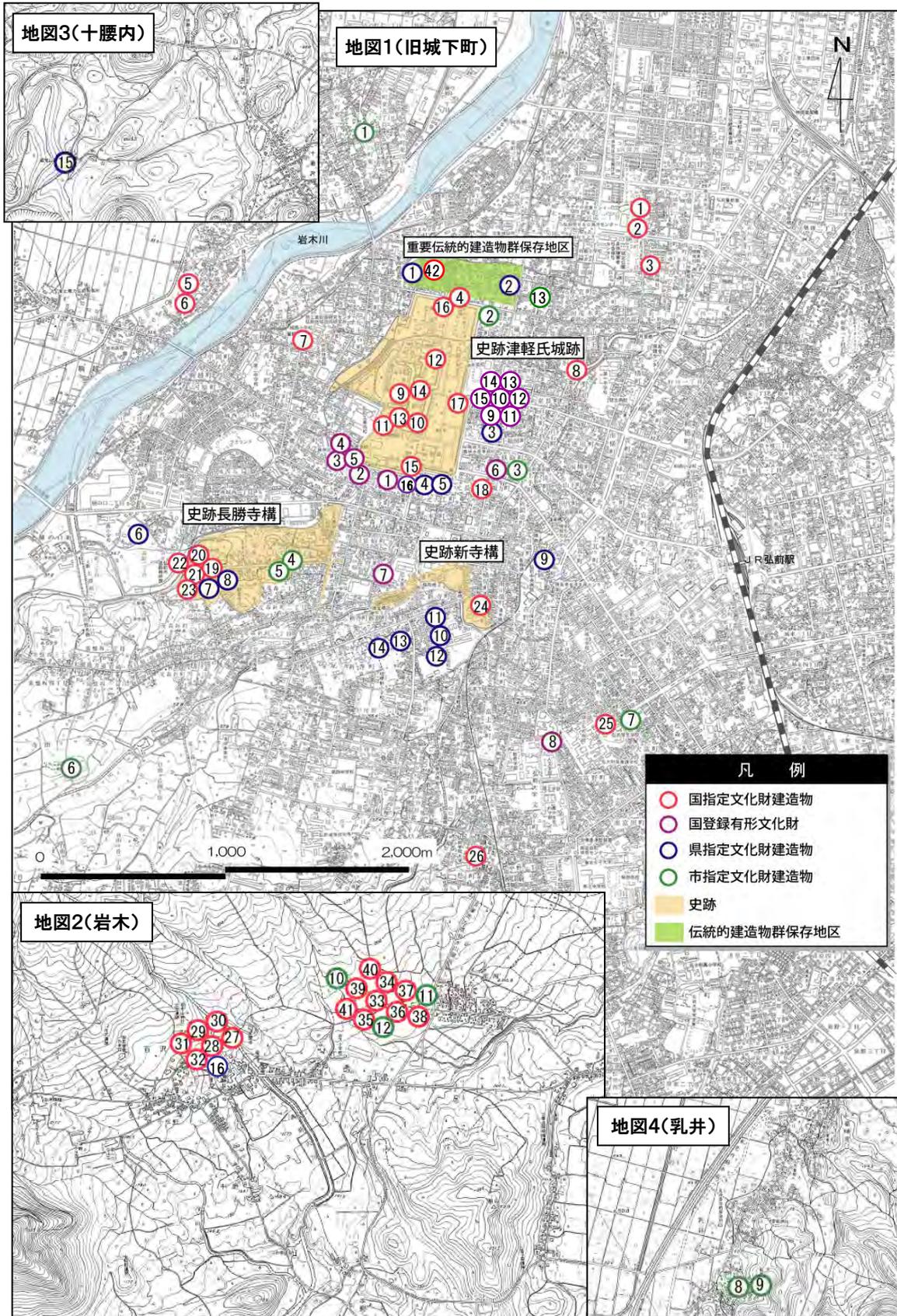
○国登録有形文化財(建造物)

地図 対照番号	名称等	所在地
1	旧第八師団長官舎(弘前市長公舎)	上白銀町
2	旧藤田家別邸 洋館	上白銀町
3	和館	
4	倉庫(考古館)	
5	冠木門及び両袖番屋	
6	旧弘前無尽社屋(三上ビル)	
7	木村産業研究所	在府町
8	旧制弘前高等学校外国人教師館	文京町
9	石場旅館	元寺町
10	翠明荘(旧高谷家別邸) 洋館	元寺町
11	日本館	
12	奥座敷	
13	土蔵	
14	門	
15	四阿	
16	弘前市庁舎本館	上白銀町

○配置図(次ページ)対照図



○文化財(建造物)分布図



## ② 文化財の特徴

- ・旧石器時代から現代まで人間が暮らし続けてきて、各時代ごとにいろいろな文化を築いてきたことを示す文化財が遺っています。
- ・縄文時代の遺跡が、岩木山麓や平野部周辺の丘陵を中心に数多く所在しています。
- ・郊外の丘陵地先端部や高台を中心に、中・近世の館跡が数多く遺っています。
- ・平野部を中心に弥生・奈良・平安・鎌倉時代以降の遺跡があり、板碑も多く遺っています。また、発掘調査例も増加し、次第に当時の様子が解明されてきています。
- ・津軽氏城跡(堀越城跡・弘前城跡)を始め、藩政時代の文化遺産が市街地を中心に数多く遺っています。
- ・明治・大正の近代建築も、城下町を中心として数多く遺っています。
- ・昭和の戦前の街並みが色濃く遺っています。

先史時代の遺跡が、岩木山麓や平野部周辺の丘陵を中心に数多く点在しています。

岩木山の北東麓に位置する大森勝山遺跡は、旧石器時代と縄文時代晩期を中心とする集落跡で、後期旧石器時代（約 15,000～12,000 年前）のナイフ形石器（平成 15 年(2003)に県重宝指定）や、縄文時代晩期（約 3,000～2,300 年前）の環状列石（ストーンサークル）、大竪穴住居跡が発見され、全国的に有名になりました。

砂沢遺跡は、弘前市北部の砂沢溜池南岸に位置する弥生時代前期を中心とする遺跡で、水田跡が発見され、東日本最古にして日本最北の水田跡として著名です。また、出土した土器は、縄文時代から弥生時代をつなぐ基準となる「砂沢式」土器として知られています。出土品や炭化米などは、平成 12 年国の重要文化財に指定されました。

先史時代の遺跡や出土品は、この地がかつて豊饒の地であったことを示しています。

古代から中世にかけては、近年多くの遺跡の発掘が行われ、文献史料の少ない当地域の古代から中世の社会を知る貴重な成果が生まれています。

古代の津軽は、奈良・京を中心とする中央政権に服さない蝦夷（えみし）の住む地域として、文献史料ではわずかに垣間見られる程度ですが、発掘では当時の集落跡が発見されており、土器や鉄製品など、中央政権支配下にある南の地域と比べても遜色のない遺物も出土しています。特に、平安時代以降は平野部を中心

に遺跡数が増加するとともに、岩木山麓で製鉄が始まるほか、北海道との関係をうかがわせる土器（擦文土器）や中国産の陶磁器が出土するなど、南北双方と広く交流関係があったことをうかがわせます。

また、当市の中世に関わるものとして、板碑が多く残っていることが挙げられますが、板碑は当時の人々の世界観・宗教観を知る上でも重要な史料です。また、長勝寺に残されている銅鐘（重要文化財）は、嘉元4年（1306）の紀年銘が切られており、銘文中には得宗北条貞時や、津軽に拠点を置く鎌倉武士たちの名前が認められ、当地が北条得宗領として鎌倉幕府と密接な関係にあったことを伺わせます。

藩政時代の文化財は、近世初頭に行われた城郭の建造と、寺社の城下町への移動・集中によって建造された寺院や社殿などが特徴として挙げられます。弘前城跡には、城郭建造当初からの北之郭北門（亀甲門）を始めとする門や櫓、そして文化年間に建造された天守など、藩政期に建設された文化財が残っています。

中でも、天守は、東北に残る唯一の現存天守として知られています。弘前藩は、帝政ロシアの南下に対応して蝦夷地警備に出動したことにより、文化5年（1808）に10万石へと家格が上昇しました。天守の造営はそれを契機として行われますが、北方世界と密接に関わる弘前の歴史的特徴を象徴する文化財であると考えられます。

蝦夷地警備は、農村の労働力を大量に動員し、諸経費の負担を村々に課すことで領民に大きな負担を強いるものでした。民衆の負担増には、文化7年（1811）の天守造営への動員も含まれていたと考えられ、弘前城跡の天守には、蝦夷地警備に伴う津軽地方の民衆への影響が集約されている観があります。弘前は北方社会との関わりから、本州最北に位置する藩都として、帝政ロシアの南下に対する最前線の役割を担い、それによって社会自体が大きな影響を受けたと考えられます。

近世初頭の城下への寺社の配置によって建設され、現在国の重要文化財に指定されているのは、長勝寺本堂・庫裏・三門、弘前八幡宮本殿・唐門、熊野奥照神社本殿、誓願寺山門、革秀寺本堂、津軽為信霊屋などがあります。城下建設当初に建造された南溜池のほとりの高台に寛文年間に築かれた最勝院五重塔は、藩政期以来の情緒を持つ弘前市の象徴になっています。

町割当初の様子がよく残っていることも弘前の特徴です。弘前城の北側に町割りされた武家町である仲町（重要伝統的建造物群保存地区）は、藩政期を通して商人・職人の居住したことのない、同一階層による専用住宅地でした。間口に比して奥行きが長い短冊形の地割は町割当初の様子をよく残し、通りを挟んで南入り、北入りで屋敷空間の構成が対照的になるなど、整然としたまち並みを形成しており、弘前城下の特色となっています。

4代藩主信政の時代には、数多くの人材が弘前に招聘され、産業・文化が発展しました。日本最古の養蚕技術書を著した野本道玄や、市指定文化財銅製獅子耳花入などを製作した鋳物師の渡辺近江、同じく市指定文化財日本刀国吉などを製作した刀鍛冶の来国吉、そのほか、絵師、金具師、具足師、大工、塗師、蒔絵師など、これらの人材が、弘前の文化の発展に果たした役割は大きいものがあります。

明治以降、青森に県庁が移動し、政治・経済の中心の座を譲った弘前としては、人材育成に活路を見出すしかありませんでした。新たな時代に見合う人材を養成する場所として機能した東奥義塾の存在は、外国人教師たちの影響で、キリスト教の伝播、それに伴う洋風建築の建造へと繋がっていきます。

第八師団の設置は、あらゆる面で弘前を生き返らせ、特に、高級軍人の婦人たちを中心に、東京で流行したものがすぐ弘前でも主流になるなど、ファッションや文化に敏感な文化都市としての弘前を生み、旧弘前偕行社には、当時の面影が色濃く残っています。

以上のように、弘前市の文化財の特徴は、本州最北に存在した人々の営みが、建造物や史跡に大きな影響を与えていると考えられ、弘前という街のたどってきた歴史の表われであると言えます。

## 第2章 維持及び向上すべき歴史的風致

### （1）弘前さくらまつりに見る歴史的風致

弘前市は、藩祖津軽為信がこの地に築城を計画して以来、約400年にわたり弘前公園を中心に据え、まちづくりや人々のくらしが営まれてきました。弘前公園は、築城から現在に至るまで、城郭がほぼそのままの形状で残されていることから、全域が国の史跡に指定（史跡津軽氏城跡弘前城跡）されているほか、天守、3棟の櫓（二の丸辰巳櫓、二の丸未申櫓、二の丸丑寅櫓）、5棟の城門（二の丸南門、二の丸東門、三の丸追手門、北の郭北門、三の丸東門）全てが重要文化財に指定されています。また、公園内には、近代建築の巨匠、前川國男の作品3棟（弘前市民会館、弘前市博物館、緑の相談所）があります。明治27年（1894）に城跡が公園として市民に開放されて以来、四季折々の行事が開催されているほか、教育・文化施設も整備されていることから、当市のシンボルとして広く市民や観光客に親しまれています。

昭和初期に、弘前で暮らした太宰治は小説「津軽」の中で、弘前城の本丸から眺めた弘前の街を次のように語っています。

『 あれは春の夕暮だったと記憶しているが、弘前高等学校の文科生だった私は、ひとりで弘前城を訪れ、お城の広場の一隅に立って、岩木山を眺望したとき、ふと脚下に、夢の町がひっそりと展開しているのに気がつき、ぞっとした事がある。私はそれまで、この弘前城を、弘前のまちのはずれに孤立しているものだとばかり思っていたのだ。けれども、見よ、お城のすぐ下に、私のいままで見た事もない古雅な町が、何百年も昔のままの姿で小さい軒を並べ、息をひそめてひっそりうずくまっていたのだ。ああ、こんなところにも町があった。年少の私は夢を見るような気持で思はず深い溜息をもらしたのである。万葉集などによく出て来る「隠沼（コモリヌ）」というような感じである。私は、なぜだか、その時、弘前を、津軽を、理解したような気がした。この町の在る限り、弘前は決して凡庸のまちでは無いと思った。 』

学生時代の3年間をここ弘前で過ごし、『ここは津軽人の魂の拠りどころである。』と評するほどに弘前に愛着を抱いていた太宰にとって、弘前城とその城下に広がる街並みは特別な存在であったことがわかります。

また、ほぼ同世代の弘前出身の詩人、一戸謙三は、全編を津軽弁で書ききった「弘前（シロサギ）」という詩の中で、弘前のまちや弘前公園への想いを次のように述べています。

この詩には、弘前の人々の心に強く訴えかけてくるものがあります。それが人々が方言を理解できるからなのか、あるいは、方言に込められた情景に肯ける

からなのか定かではありませんが、弘前のまちと弘前公園に対する想いを情熱的に描写しています。

『 何處<sup>ド</sup>サ行<sup>エ</sup>ても、 何処に行っても、  
 おら<sup>ダツ</sup>達ねだけア おれ達にとって  
 弘前<sup>シロサギ</sup>だけアえんたど<sup>ドゴ</sup>ア何處ネある！ 弘前のような所が何処にある！  
 お岩木山<sup>ユワキヤマ</sup>ね守らエで、 岩木山に見守られて、  
 お城の周り<sup>フロダ</sup>サ展<sup>マツ</sup>がる此のあづましいおらの街……』

お城の周りに広がる心地よい自分の街

一戸は、弘前のようなすばらしい場所はほかにどこにあるのか？と声も高らかに問いかけます。そして、弘前の四季折々の情景を描写していますが、弘前公園が最も華やかになる五月を描写した部分では、

『 ゴクワツ 五月ネなれば…… 5月になれば…  
 マツ 松の林どお隅櫓サ青空かぶさて、 松林と隅櫓に青空が覆って、  
 あの公園、お城！ あの公園、お城！  
 ドツ 何方見でも日本一の櫻<sup>サクラ</sup>だネ！ どこを見ても日本一の桜だ！  
 菱ア浮がぶ堀サ映さるその櫻<sup>サクラ</sup> 菱が浮かぶ堀に映るその桜  
 おッとらどしたその眺め…… おっとりしたその眺め…  
 ああ日本國中さがしても、 ああ日本國中探しても

こした公園<sup>ドゴ</sup>だけア何處ねある…… 』 このような公園は何処にある…

と述べ、最後に『弘前だけアえんたドゴア何處ねも無のセ！』（弘前のようなところは何処にも無いのだ！）と結んでいます。

弘前城は、藩祖為信が慶長8年(1603)新城の建設を計画し、2代信枚により慶長16年(1611)に完成しましたが、寛永4年(1624)、五層と伝わっている天守が

落雷により焼失し、文化7年(1810)に現在の天守が築かれました。

この天守を、作家司馬遼太郎が雪の季節に訪れています。司馬は、「北のまほろば 街道をゆく 41」（朝日新聞社 1995）で、『この優美な近世城郭が僻陬の地の津軽に出現したこと自体、奇跡にちかい』と、弘前城を手放しで褒めますが、天守については、『こぶりな天守がけなげにもいくつかの角櫓や楼門を従えている』と感じながら、『それがかえって全体との調和がよく、ふしぎなやさしさを帯びた名城になっている』と述べています。そして『本丸にのぼった者は、この台上の主役が天守閣でないことを悟らされる』と続けます。天守の最上階に上った司馬は、その視線の先に、『白い岩木山が、気高さのきわみのようにしずかに裾をひいていた』のを発見します。『もしここに大阪城の天守閣のような巨大な構築物を置くとすれば、岩木山を主役とするこの大景観に対して調和を失う』と、弘前城の天守の持つ風致を、岩木山との調和、ひいては周囲の景観との調和に見出しています。

### ① 弘前公園の桜

弘前公園が一年で一番の賑わいを見せるのが、毎年、4月下旬から5月初旬にかけて行われる弘前さくらまつりの期間です。

公園の桜は、正徳5年(1715)弘前藩士が25本のカスミザクラなどを京都から取り寄せ、城内に植えたのが始まりと言われ、「弘前藩庁日記」にその記録があります。明治に入ると、弘前のりんご栽培功労者として大きな功績を残した旧藩士の菊池楯衛が荒れ果てた城内を憂い、私財を投じてソメイヨシノの苗木を1,000本購入し、二の丸を中心に植えたのを皮切りに植栽が続けられ、全国的な桜の名所となる基礎が築かれました。

### ② 桜まつりの歴史

大正期に入る頃には、桜が見事に開花し、外濠一帯や本丸下西堀へも桜の若木が植えられ、城内および外濠の桜は2,000本を超えるようになりましたが、当時は、まだ封建的で城内での花見会には至らず、桜の花見というと大勢の人々が秋田市の千秋公園へと出かけていました。大正5年(1916)の「弘前新聞」では、当時のことを『わが弘前市は花に乏しからず、殊に鷹揚園に至りては実に天下の誇りと云うも憚らず。然れども市民は之を利用し、之を照会する事に依って、土地発展の素因たる可き外客誘致の資料にせざるが故に、泥中の金剛石も苗(タダ)ならざるの感あり。』と嘆いています。

大正2年9月、進歩派を自認する若者たちにより、「呑気倶楽部」が結成されました。弘前芸者後援会ともいべきグループで、素人芝居や俳句会を催したり、芸子たちと踊りや長唄の稽古をしたりしていましたが、大正5年、弘前の桜を全

国に紹介しようと東京から活動写真の技師らを呼ぶとともに、市内の三大商店（角み・久一・角は）に公園内での出店を依頼しました。

さらに、人を呼び集めるためには仮装行列に限るということで、めいめい珍装を凝らし、笛、太鼓、三味線などの囃子をつけ、市中パレードに繰り出し、公園では花見の宴を張り、どんちゃん騒ぎをしました。その結果、沿道は見物人の歓声で埋まり、市民の話題をさらったとされています。

保守的な町において、一部では不評を買いながらも、呑気倶楽部の花見会はたちまち盛大なものとなり、後の観桜会への先駆けとなったことは間違いありません。また、この年、本丸には千数百燭ものアーク灯が灯され、夜桜見物が初めて行なわれ賑わっていました。

呑気倶楽部が契機となり、弘前商工会の中でも観桜会開催への気運が高まり、大正7年（1918）、弘前商工会主催の第1回観桜会が、5月3日から1週間の会期で催されることになりました。

観桜会は初めての試みでしたが、将来、弘前を代表する行事になることを見越して、夜桜には電飾、各種余興には斬新さを追求したほか、宣伝にも大いに力を注ぎ、全市挙げての行事を目指すことになりました。

大正7年5月3日午前7時、打ち上げ花火が轟き、第1回観桜会は幕を開けました。

元寺町や百石町などの大通りの店々では、日の丸を揚げたり、花の飾り付けをしたり、中には紅白の幕を張り巡らせた商店もありました。公園では相撲大会を始め、多様な催し物、余興が繰り広げられました。中でも人気を博し喝采を浴びたのは、やはり仮装大会でした。こうして人々は桜花に酔い、歓を尽くし、第1回観桜会は成功裡に終わりました。

その後、弘前観桜会は、弘前商工会の一大行事として毎年開催されていくことになり、翌8年からは、園内にさまざまな出店が現れ、津軽民謡、女相撲、曲芸などの興業見世物も小屋掛けするようになりました。



天守付近の花見客(大正中期)



さくらまつり(大正末年)

大正10年になると、天守閣にイルミネーションが施され、本丸では毎夜遅くまで花見踊りが繰り広げられ、花見の宴を張る団体客や観桜団で大賑わいとなりました。

以降、観桜会は春の一大行事として開催されるようになり、昭和36年(1961)からは、名称を「弘前さくらまつり」と改め現在に引き継がれています。

### ③ 桜の継承

弘前公園の外周には、外濠沿いに万遍なくソメイヨシノが植えられていることから、城跡全体が桜で埋まっているように感じられます。

現在では、ソメイヨシノを中心にシダレザクラ、八重桜など約50種類、約2,600本<sup>20</sup>の桜が咲き誇る全国でも有数の桜の名所となりました

弘前公園の桜の特徴は、その種類や本数の多さのみならず、徹底した管理により、一つの枝から咲く花の数が多いことから重量感に溢れ迫力のある桜を見ることができるところです。

サクラの管理は、昭和27年(1952)に管理事務所が開設された後の昭和30年代初頭から始められたと言われていています。この頃、明治期に植栽されたソメイヨシノが樹齢50年を越すようになり樹勢の衰えが目立ち始めたため、リンゴの栽培技術を参考にサクラの剪定を実施したのが始まりです。「サクラ切る馬鹿ウメ切らぬ馬鹿」と言われる中で、あえて剪定を行なったところ予想外に樹勢が回復したことから、剪定を中心とした管理作業が本格的に始まりました。今では、この剪定作業が弘前の早春の風物詩となっており、剪定された桜の枝を求める市民らが集まり賑わいを見せています。

先人たちが守り続けてきた弘前城跡の桜の管理は、現代の桜守に受け継がれ、祭りを支えています。



剪定作業

<sup>20</sup> 昭和の頃には一時期、弘前城の桜は5,000本と伝えられており、「恐れ入ったか5,000本」というキャッチフレーズまで出来あがった位である。当時は、植栽した本数を勘案して、これだけ見所のある桜の本数はこのくらいだろうという目測で考えられた数字と思われる。実際、満開の桜のもとで5,000本という本数に疑問を投げ掛ける無粋な輩はいなかったのである。ところが、地元の女子学生の学外研究の調査により3,000本までいかないことが判明して、これまで公称していた数字が変更される羽目に。なんと2,600本とそれまでの約半分に修正された。今ではそれが受け入れられているが、初めの頃は、市民は調査結果が信じられず女子学生に非難の声が届き、泣いたとのエピソードもある。

#### ④ 弘前さくらまつり

##### i) 本丸

本丸には、シダレザクラが多く、柳のように垂れた桜の花のなびきの下、めいめい円陣を組み、余すところなくシートが敷かれ、せめぎ合って宴を張っている向こうに天守がそびえているという景観は圧巻です。また、宴が開かれている光景は、二の丸、三の丸など園内の至るところで見られます。親戚縁者が集まり団欒している様子は、第1回観桜会が開催された大正期から変わらぬ賑わいを伝えています。

本丸の西側から岩木山を臨み、眼下に桜のトンネル、蓮池を見下ろす景観は、本丸に御殿があった時代は藩主が満喫していた景観であり、大正天皇が皇太子時代に訪れた際の展望所も、太宰治が「隠沼（コモリヌ）」を感じた場所もここです。

この場所に立ち、岩木山の眺望を味わえば、「お岩木山ね守らエで」いる弘前を、鮮明に感じることができます。



桜の下で団欒する花見客（大正末期）



桜の下で団欒する花見客

##### ii) 下乗橋

本丸へは二の丸から下乗橋を渡って向かいますが、ここで、石垣と角の天守を背景にして、朱塗りの欄干の前に立つと、特別な技法を用いることなく桜の枝が、人々を上から覆うような構図になります。

桜まつり期間中、下乗橋は撮影の順番待ちで、写真を撮る人、撮られる人で、一日中混雑しています。

下乗橋からの写真には、そこに立つ人が、歴史の一コマに入り込んでいるような満足感溢れる表情が表れています。

また、同じように三の丸から二の丸に架かる杉の大橋からも、橋と桜の花の片隅に垣間見える二の丸南門（俗称＝南内門）が写し出されます。天守、石垣及び橋の欄干に桜花を加えることによって、趣のある歴史の佇まいを一層引き立てます。



下乗橋に集まる花見客

### iii) 西濠

西濠沿いの散策路は桜のトンネルと呼ばれ、散策コースの中で最も雅な風景を醸し出しています。特に夜桜が美しく、ライトアップされた桜が水面に映り並ぶ景色は、華やかな雰囲気に包まれ、舞い散る花びらに見とれていると桜の中に溶け込んだかのような錯覚を覚えるほどです。

また、春陽橋を西側に渡り、西濠に沿って北側へ歩いていくと、程なく左手に趣のある旧紺屋町消防屯所が見えてきます。望楼部分が特徴的な洋風の外観は、レトロな雰囲気を醸し出しており、春陽橋から見る桜越しの姿、傍らの亀紺橋から見る姿は、戦前まで花形であった「火消し」を彷彿させ、弘前市の趣のある建物に指定されています。

### iv) 演舞場

まつり期間中に限り小屋がけされ、地元の芸達者による津軽三味線、津軽民謡、津軽手踊り、獅子舞などの伝統芸能は地元色が濃く、城跡に溶け込み、祭り気分を盛り上げています。出演者は、日頃修練した技を見せるのはこの機会とばかりに気合いが入り、熱を帯びた三味線や囃子の調べ、民謡の歌声に、多くの人が立ちどまり、熱心に耳を傾けます。

## v) 出店

まつり期間中には、四の丸を中心に約 200 件の出店が立ち並び、毎年 200 万人を超える花見客で賑わっています。

四の丸では、お化け屋敷などの興業が軒を連ね、向かい側には食堂をメインとした出店が並び、祭りの雰囲気盛り上げます。



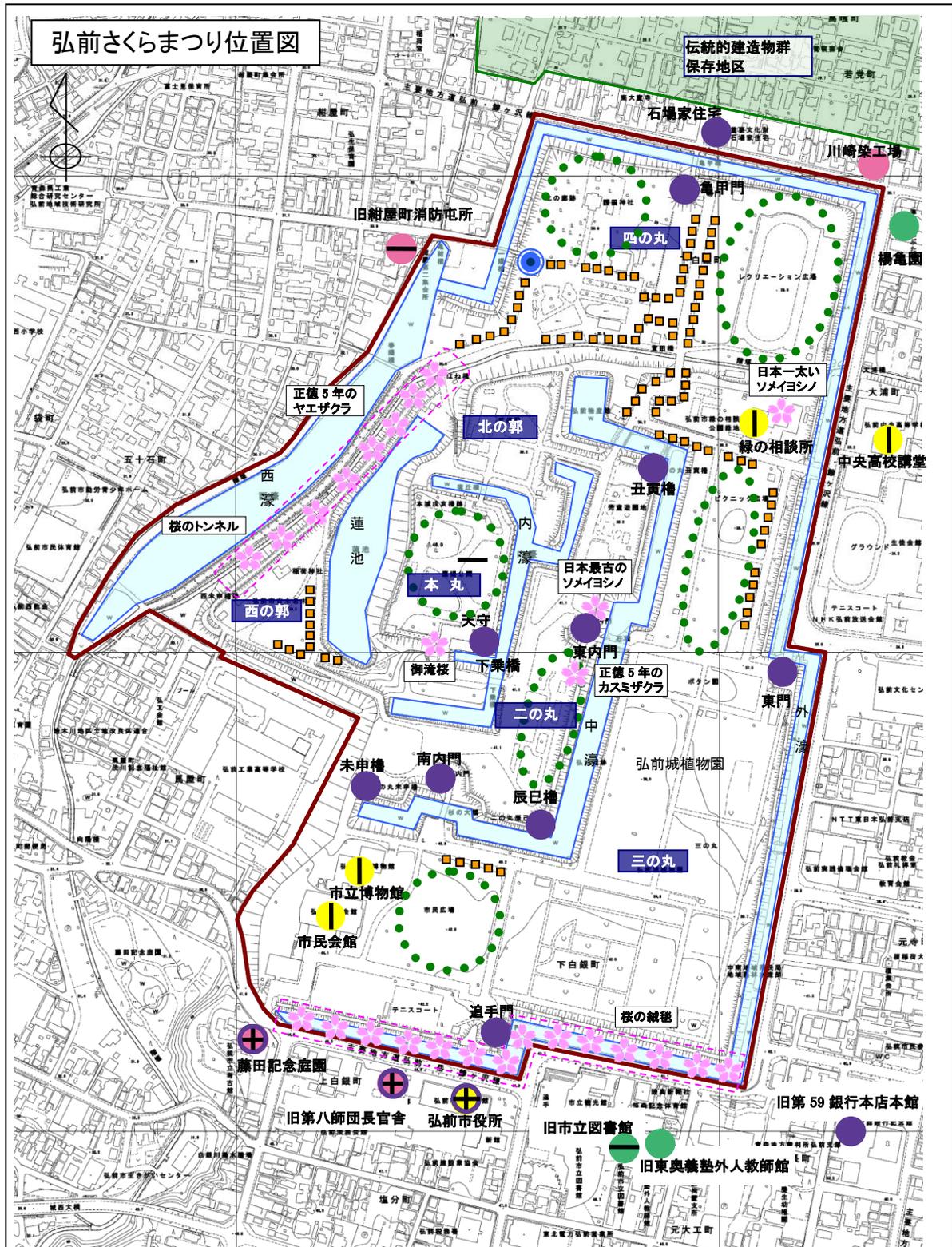
四の丸に立ち並ぶ出店

弘前公園では、約 2,600 本のさくらが、緑の松とモノトーンの天守、櫓を覆い隠すように咲き乱れ、演舞場からは津軽三味線の音色が風に運ばれ、車座になった人々の笑い声が聞こえ、長い冬に終わりを告げて春爛漫を謳歌するかのよう活気に満ち溢れています。

さくらまつり期間中だけは、岩木山を背景とした園内の天守や弘前公園に隣接し大正ロマンを醸し出す旧藤田家別邸の洋館など、歴史的建造物が、さくらの花に歴史を映し出したような情景を創り出します。

弘前さくらまつりは、待ちわびた春を特別の場所（弘前公園）、贅沢な環境（お城・老松・さくら）のもと、人々に新たな感動や生きる活力を与え続け、変わることなく繰り広げられています。





凡例	● 国指定文化財	● 県・市指定文化財	○ 国登録
⊖ 歴史的風致	⓪ 景観重要	● 趣のある建物	● 前川建築
□□□ 出店設置箇所	✿ 主な桜	● 演芸場	● 主な宴開催場所

## （2）弘前ねぷたまつりに見る歴史的風致

### ① ねぷたまつりの歴史

弘前ねぷたまつりは、火祭りとながしによって構成されており、毎年8月1日から7日の一週間、灯籠を持って囃子方をしながら、市内を練り歩く夏祭りです。

ねぷたの起源は諸説ありますが、元禄期の後半からの「七夕祭りの松明流し・精霊流し・眠り流し」と「盆灯籠」などが融合して、「眠り流し」<sup>21</sup>→「ねむた流し」→「ねむた」→「ねぷた」になったとされています。

このほかにも起源にはいろいろな説があり、征夷大將軍坂上田村麻呂の蝦夷征伐<sup>22</sup>や弘前藩初代藩主為信<sup>23</sup>に結びつけた伝説もあります。

ねぷたに関する最古の記録は、「弘前藩庁日記」の享保7年(1722)7月6日条の中にあり、5代藩主信寿が織座でねぷたを見たというものです。その時の運行経路は紺屋町から春日町へ抜け、運行順は、1番本町・親方町・鍛冶町 2番茂森町 3番土手町 4番東長町・元寺町・ 5番和徳町 6番紺屋町 7番亀甲町・田茂木町 8番新町であったと記録にあります。

ねぷたの形態などについては、天明8年(1788)に谷文晁に絵を学んだ江戸詰の藩士比良野貞彦が、当時の津軽を見聞して書きしるした「奥民図彙」（国立公文書館蔵）の「子ムタ祭之図」に確認できます。

この図には、行灯を大きくしたような四角柱の灯籠に、七夕祭、織姫祭、石投無用などと文字が書かれ、灯籠の上には扇や草花などを取りつけ、大きなものは、お神輿のように担がれている様子や、笛や太鼓など囃子方の姿が見られます。

文政11年(1828)には、豪商金木屋が作った「糸取りの人形祢ふた」の出来がよいので、10代藩主信順がそれを見たという記録が「弘前藩庁日記」にあり、人形ねぷたが登場していたことがわかります。

また、内藤官八郎の『弘藩明治一統誌 月令雑報摘要抄』（青森県立図書館1975）には、文政年間頃(1818-29)、「三宝の上に大エビをのせ、額とも高さ二間、幅2間で、若者70人ほどで担いだ…」と人形ねぷたの記録があります。人形ねぷたはこの頃に発生し、やがて幕末へと至ります。文久年間の平尾魯仙の描いた「津軽風俗画卷」（個人蔵）には、一人持ちの扇ねぷたなどとともに、人形型の大灯籠が描かれています。

明治6年に「むかしの蝦夷の野蛮な風習の余韻で、大勢が集まって喧嘩ばかり

<sup>21</sup> 「眠り流し」は、農作業の激しさから夏期に襲ってくる猛烈な睡魔を追い払うためや、厄災・邪悪を水に流して村の外に送り出す行事として、日本各地で行われたと言われている。

<sup>22</sup> 坂上田村麻呂が蝦夷征伐に際し、笛や太鼓、鐘などを鳴らし、囃子を囃し立てることで悪童をおびき寄せようとしたが、不審に思い悪童が逃げたことから、観音の力を借りて捕らえたというもの。

<sup>23</sup> 京都に滞留中の文禄2年(1593)7月の盂蘭盆会に、二間四方の大灯籠を作らせ、都の人々の間で「津軽の大灯籠」と評判になったのが始まりというもの。

している。」ということから、ねふたまつりが禁止になりましたが、明治15年にねふた取締規則が定められ許可制のもと復活しました。

まつり復活後のねふたは、華やかにそして大型化していきました。その頃の運行経路は、洋風建築の日本基督教団弘前教会（教会堂、旧牧師館）を臨む元寺町から新寺町、茂森町、新坂を下りて亀の甲町を通過して元寺町へ回るもので、喧嘩ねふたに配慮したもので、現在の合同運行の基礎となっています。

城下町弘前では、ねふた同士が1本の道で鉢合わせすると、道が狭いため一方が下がって脇道に抜けない限り通り抜けられませんでした。そこからどちらが退くか争いになりやすく、初めは口論から掴み合いをしたり石ころを投げ合ったりしていましたが、それが高じて戦いに出るようになふたが出陣するようになりました。

藩政時代には、度々ねふた運行中の喧嘩や口論を禁ずる命令が出されてきましたが、18世紀後半には町同士の対立となり、藩士や使用人なども加わって、武器を携えての喧嘩口論になっていきました。しかし、場所・匿名性・戦術など、一定の喧嘩作法は共通理解されており、それが明治以降の喧嘩ねふたにも引き継がれていきました。

明治になると、4箇所ある町道場間の対立意識が喧嘩を一層激しくさせました。特に、上町（城の東側の町々）の暘明館（北瓦ヶ町）と下町（城の西側の町々）の明治館（鷹匠町）の対立は激しかったようですが、北辰堂（笹森町 現・長坂町）と暘明館との間でも対立が起り、明治24年には暘明館が北辰堂を奇襲し、死者が出るほどの大乱闘になっています。これらの対立は、城下町特有の割拠意識や排他的感情に支えられた生活意識の違いが生んだものと考えられます。

喧嘩ねふたがエスカレートするに従って、機動性が高く、修理が容易な扇ねふたが主流となり、観客を交えての乱戦になるなど混乱の度を強めていきました。昭和に入り、喧嘩ねふたに対する批判の声が高まり、警察の防止策により、喧嘩の熱は下火になっていきました。

昭和12年の日中戦争の勃発とともに、ねふたまつりは戦後の昭和21年まで中断しますが、再開後も喧嘩ねふたは復活することはありませんでした。



明治45年の扇ねふた

今では、ねふたの肩に大きく書かれた「石打無用」などの文字のみが喧嘩ねふたの名残をうかがわせています。重要無形民俗文化財に指定されて作成された冊子『弘前ねふた』（弘前市 1983）に次のように記載されています。

『なぜ弘前がぬきん出て激しく長く、藩政期から昭和初期までやむことなく続いたのか。（中略）強いて言えば、城下町特有の気風とでもいうしかないのではなからうか。藩政期からの尚武の風が、明治時代になっても消えずに残っていて、それが士族のみならず一般町民にもおよび、ねふた時ともなれば血が騒ぐという伝統が、継承されていったのであろう。』

弘前では、士族のみならず一般の民衆に至るまで、自分たちの暮らす地区（藩政期には身分、職業で居住する地区が異なった）への帰属意識が強く、それが、ねふたという場を借りて爆発し続けた結果、喧嘩ねふたへと進展したのだと思われます。こうした民衆の情熱的なまでのまつりへの関わり方は、現在でも町会単位での運行が主流の弘前ねふたの根底にあり、今日の弘前ねふたが圧倒的で勇壮なイメージを与えるひとつの要因となっています。

## ② 弘前ねふたまつり

### i) ねふたの準備

現在でも、弘前ねふたへの参加は町会単位が主流であるため、ここでは各町会の扇ねふた制作の標準的なスケジュールを紹介します。

ねふたの製作は、まず、ねふた小屋を造る「小屋がけ」から準備が始まります。小屋がけは6月上旬に行われるのが標準的です。

前年のねふたまつりが終わった時点で、ねふた絵をはがし、ねふた本体の骨組みの細かい部分まで解体して、鉄骨部分だけになったものをシートで包み保存小屋で保管し、冬を越します。6月になると、骨組みをねふた小屋に運び、ねふたの製作作業に取り掛かることになります。

ねふた本体の組み立ては、骨組みに電気（電灯）の配線を通すことから始まります。以前は、行燈のようにろうそくを中に入れて内から照らしてねふたの絵を見せていましたが、現在は電球に代えて照らしています。



ねふた小屋※3



骨組となったねふた※3

ねふた絵は、ねふた絵師が作成を受け持ちます。絵師の多くは専用のアトリエを持ち、下絵から描いていきます。ねふた絵については、以下のパーツごとに作業が行われます。

- 鏡 絵……扇ねふたの上の部分にあたる勇壮な武者絵（表側）
- 見送り絵……裏面の扉絵（裏側）
- 袖 絵……扉絵の両側の絵（裏側）
- 開 き……三角形の部分で鏡絵の受け皿にあたる部分。主に、津軽家の紋からとされる牡丹が描かれる（全体）
- 額 絵……開きの下に見える台の部分。正面に雲漢と書かれる（下側）
- 肩……裏表の絵をつなぐ横の部分。町名などが書かれる（横）

7月に入ると、町会の集会所やねふた小屋などで、大型ねふたの前で運行する前ねふたなどの製作に取り掛かります。

この頃までには、ねふたの製作・運行に係る寄付集めが町内で行われます。

7月も半ばになると、地元の子供たちは、学校や集会所で行われる笛や太鼓の講習会に参加します。ねふたの笛（横笛）独特の音色を習い、太鼓は、大太鼓も山車に固定して歩きながら叩くので、移動中でも、囃子の早さが変わらないバチさばきを教わります。

ねふた本番の前日（7月31日）までには、ねふた絵師が描き上げた鏡絵や送り絵などを町会の有志が総出で本体へ貼り付け、ねふた本体が完成します。

そして、前日の夕方になると、囃子とともに完成したねふたが地元町内を練り歩き、町民にお披露目され、祭り気分は盛り上がっていきます。

このようにして、ねふたまつりは市民による祭りとして、徐々に一体感を形成していきます。特に、各町内における約2か月間の準備期間は、地域社会を形成する上で大きな役割を担っています。



絵張りの作業※3



前夜祭で練り歩くねふた※3

## ii) ねぶたまつり本番

旧暦の7月1日から7日まで行われたねぶたまつりは、昭和31年から新暦の8月1日から7日にかけて行われるようになりました。

現在の運行では午後7時に運行が始まり、8月1日から4日まで土手町を練り歩き、5日と6日は駅前を中心に練り歩きます。最終日の7日は午前10時に運行が開始され、土手町を練り歩きます。この最終日7日のことを「なぬか日」と呼んでいます。



弘前公園周辺に集まるねぶた

ねぶたまつりが始まる午後7時までは、平均70団体前後のねぶたが出発地点である桜大通りを先頭に弘前公園周辺に列をなします。日の明るいうちから並ぶねぶたと参加者・弘前公園の外濠の景観が、これから始まる祭りの雰囲気を一気に盛り上げていきます。

初日は、午後7時、陽が沈みあたりが薄暗くなった頃、津軽じょっぱり<sup>24</sup>太鼓が先頭で出陣します。直径3mは優にあり、上と下からバチで叩きます。

参勤交代する際の大名行列に似ているねぶたの運行ですが、それぞれの団体の隊列は、先頭を町会名や団体名を記した前燈籠が進み、次に前ねぶたが続きます。その後に、ねぶた本体につないだ綱を引く曳き手、そして大型ねぶた、太鼓・笛などの囃子方という順番で運行されます。



津軽じょっぱり太鼓

- 《 前 燈 籠 》 町名や団体名を入れた、ねぶた運行の先頭を飾る燈籠。
- 《 前ねぶた 》 大型ねぶたの前に登場する小型ねぶたや担ぎねぶた。
- 《 曳 き 手 》 ねぶた本体につないだ綱を引っ張りながら掛け声を出し歩く。
- 《 大型ねぶた 》 ねぶた本体。電動式モーターや発電機が額絵のスペースに入る。
- 《 囃 子 方 》 太鼓や笛、ジャガネ（小型のシンバル）を鳴らす。

<sup>24</sup> 「じょっぱり」とは津軽弁で「頑固者」の意味。

ねふた囃子には、行進・休み・戻りの3種類があります<sup>25</sup>。

現在の行進の囃子は、藩政期における旋律とリズムを引き継いでいると言われて  
います。ねふた囃子より古い歴史を持ち伝承がしっかりしている津軽神楽や各  
地の津軽獅子舞（踊）の中に、ねふたの旋律  
やリズムと類似するものがあることから、ね  
ふた囃子の誕生当時、庶民に最も身近であっ  
た獅子舞（踊）の音楽が転用され、伝承の過  
程で変化を重ねて、現在の囃子に至ったと考  
えられています。

行進の時の掛け声は「ヤーヤードー」です。

休みの囃子は、今日のねふた運行ではほと  
んど聞かれなくなりましたが、かつてはロウ  
ソクや金品を貰うため、頻繁にねふたを止め  
て見せる必要があり、行進と休みは半々ぐら  
い吹かれていたそうです。勇壮な行進が止ま  
り、笛の高音が長く引かれると、間髪入れず  
軽快な太鼓に変わり、その組の一番の吹き手  
によって奏でられる休み囃子は、観衆の興を  
誘います。

戻りの囃子は、お山参詣の下山囃子の転用  
で、明治末か大正の初め頃からあったと言  
われています。当時の下山囃子は土地によっ  
て差異があり、そのため、ねふたの戻り  
囃子もそれぞれ違っていました。現在の  
囃子になったのは昭和40年頃と言  
われています。

戻りの時の掛け声は「ねーふたーの  
もんどりこ、ヤーレヤーレヤー」  
です。

ねふたまつりは、火祭りとながしに  
よって構成され、最終日には燈籠にケ  
ガレ(悪霊)をのせて流すとして、燈籠  
を岩木川に流していましたが、現在で  
は環境に配慮し、川に流す代わりに、



ねふたの隊列（前列から町印→前ねふた→曳き手→大型ねふた）



囃子方（笛の隊列）



最終日（なぬか日）のねふた運行

<sup>25</sup> ねふた囃子に関する記述は「ねふたの歴史」葛西徹（p33～65『弘前ねふた 津軽風のすべて』津軽錦絵作家協会 1997年）を参考にした。

ねふた絵をやぶり捨てることでケガレを流したことに見立てています。

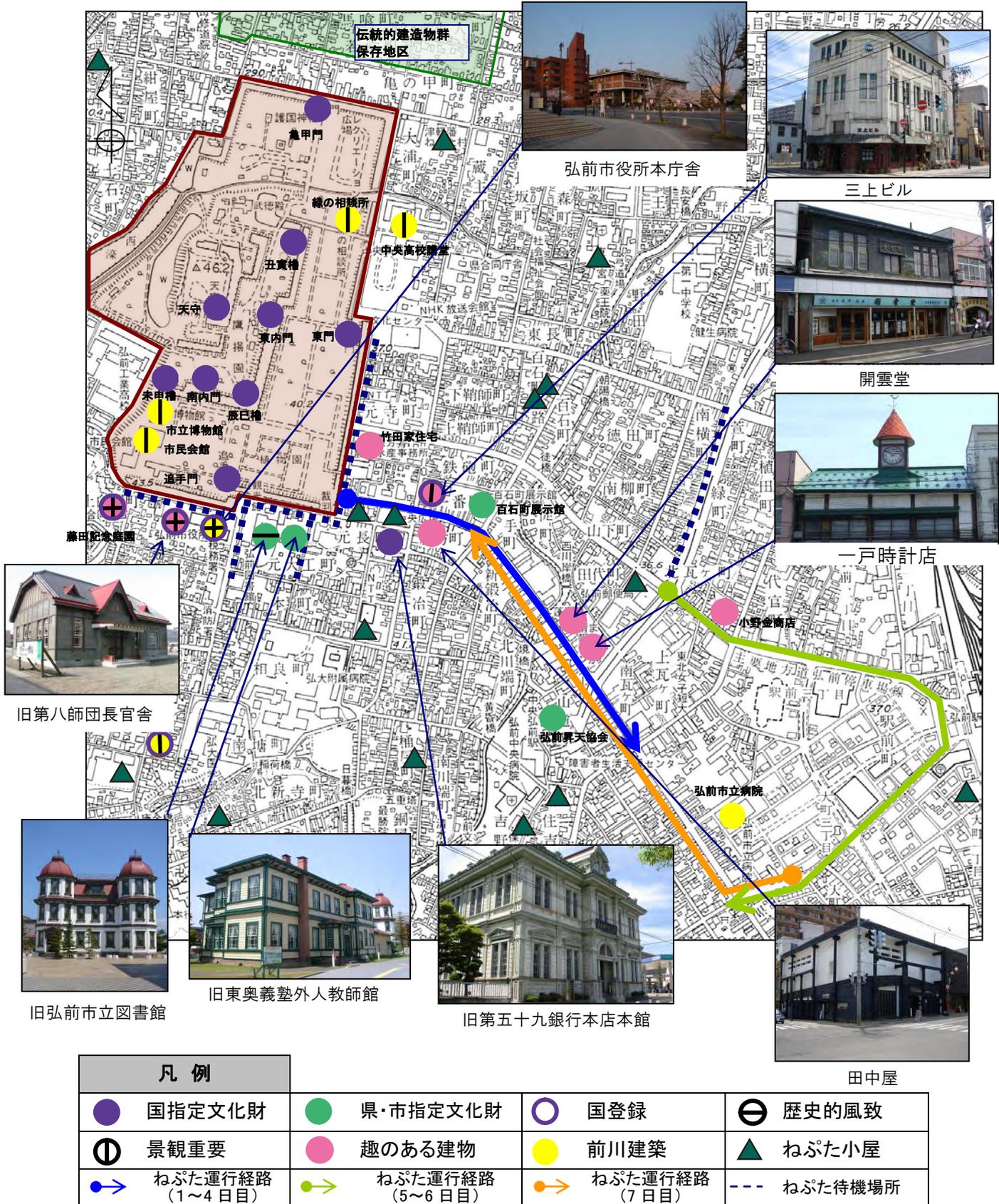
ねふたの待機場所や運行経路には、各時代の歴史的建造物が重層的に残っています。ねふた待機場所では、追手門広場に明治期の洋風建築である旧東奥義塾外人教師館（県指定文化財）、旧弘前市立図書館（県指定文化財、**歴史的風致形成建造物**）があり、弘前市役所本庁舎（登録有形文化財、歴史的風致形成建造物）は近代モダニズム建築の巨匠「前川國男」による作品で、敷地内には当市が軍都であった歴史を今に伝える旧第八師団長官舎（登録有形文化財、歴史的風致形成建造物、市趣のある建物）があります。また、土手町コースでは、史跡津軽氏城跡弘前城に始まり、旧第五十九銀行本店本館（重要文化財）、桜大通りにある東北でも初期の鉄筋コンクリート造の三上ビル（登録有形文化財、景観重要建造物、市趣のある建物）や、その向かいにある津軽塗の老舗田中屋（市趣のある建物）、弘前の目抜き通り土手町にある明治12年創業の和菓子の老舗開雲堂、時計台が目印の一戸時計店（市趣のある建物）などがあります。

これら当市のたどってきた歴史を表わす建造物が立ち並ぶ市街地を、圧倒的な存在感のねふたが、曳き手による勇壮な掛け声、遠方まで響き渡る重厚な太鼓の音、妖艶な笛の音色、軽快なジャガネの響きと一体となって練り歩く「弘前ねふたまつり」は、いつの時代も見物する人々を魅了してやまみません。



歴史的建造物を背景に練り歩くねふた

図：ねぶた運行ルートとルート上の歴史的建造物、ねぶた小屋



### （3）宵宮に見る歴史的風致

城下町弘前には、多くの古寺社が残り、祭事などを通じて地域の人々と密接に結びついています。

城下の町割を行う際に、2代藩主信枚は、城下南西部に津軽家の菩提寺長勝寺を核として曹洞宗寺院を移転・集住させ、土塁と堀で囲まれた出城的な空間を形成しました。これは、弘前城を中心として、城下町全体を防衛ラインとして捉える「総構」の中に位置づけられるもので、築城と同時期に造られた貴重な遺構であり、国指定史跡（史跡津軽氏城跡弘前城跡長勝寺構）になっています。

総構の建設に当たって、城下へ移された社寺は、長勝寺構の寺院街のほかにも、鬼門の方角にあたる北東側へ弘前八幡宮（本殿及び唐門（1612年建築）は国重文）を中心とする社寺、西側へ誓願寺（山門（江戸時代中期建立）が国重文）を中心とした寺院、東側へは元寺町周辺の寺院街などがありました。信枚は、城の周囲をこうした社寺で囲み、長勝寺構に見られるように、総構内の防衛拠点としてそれぞれ活用しようとしてきました。



弘前八幡宮



誓願寺

城の東側に配置された元寺町周辺の寺院街は、慶安2年(1649)の火災で焼失しましたが、城の南方防御のために1万人の人夫を動員して造成した南溜池の南方の高台に移転され、現在の新寺町寺院街が形成されました。

このように、弘前には、城の南西にある長勝寺を中心とした曹洞宗33ヶ寺の禅林街、新寺町の寺院街が現在も残り、お盆や宵宮などには参拝に向かう大勢の人々で賑わいます。

弘前では、社寺の祭りの前日に行われる宵宮のことを「ヨミヤ」と呼んでいます。露店が並び、津軽神楽や獅子舞といった伝統芸能が奉納される神社もあり、地域の重要な伝統行事になっています。

弘前の宵宮は、城下の整備による寺社の配置が行われた後に始まったと考えられ、「弘前藩庁日記」の明和7年(1770)の記事には、宵宮における町民たちの喧嘩などの風紀の乱れに関する規制が記録されていることから、当時から大変賑やかな行事であったことがわかります。

現在、宵宮は、旧暦4月15日の山観普門院（弘前市西茂森）を皮切りに、弘前近郊約80箇所毎夜のように開かれます。特に夏季に集中しており、弘前の夏の風物詩となっています。

宵宮の日の朝には、合図の花火が数発打ち上げられます。参道入口にはのぼりが立てられるとともに、社殿や本堂には大提灯が下げられ、境内では大太鼓が打ち鳴らされて、参拝者の訪れを待ちます。

宵宮が始まる時間になるとまた花火が打ち上げられ参拝者を促します。人々は「今日は〇〇サマの宵宮だ」と言って、急いで浴衣に着替え、家族そろって下駄を鳴らしながら向かいます。お参りの後、参道に並んだ露店の裸電球に照らされる淡いオレンジ色の灯りに誘われるように、綿あめや花火、金魚すくいに興じるなど、辺りは昔から変わらない風情が漂っています。

### ① 最勝院・八坂神社の宵宮

重要文化財の五重塔（1665年建築）がある最勝院と隣接する八坂神社（1949年建築）では、例年150を超える露店が軒を並べ、津軽地方最大と言われる宵宮が催されます。この宵宮は、多くの人に「ダイエンジのヨミヤ」と呼ばれています。正しくは最勝院・八坂神社の宵宮ですが、これは、明治初年の神仏分離令によって大鰐町蔵館に寺格を移すまで、長い間この地に大円寺という寺院があったことの名残です。



最勝院五重塔

最勝院は真言宗智山派の密教寺院で、藩政時代には真言宗の僧録所<sup>26</sup>と八幡宮別当<sup>27</sup>を兼ね、寺院ではありましたが領内大部分の神職を統括していました。現在では、五重塔を始めとして、護摩堂、太子堂、薬師堂、庚申堂、五智如来堂、仁王門などが境内にあり、歴史的な景観を形成しています。

宵宮当日の早朝、始まりを告げる打ち上げ花火が上がります。この時期、ほぼ毎日打ち上げられる花火の中でも、弘前の人々は、ダイエンジのヨミヤということで特別な感情を持ってこの音を聞きます。護摩堂では大護摩供祈願法要が行われ、僧侶が参詣に訪れる善男善女の所願成就を祈ります。



大護摩祈願法要(最勝院)※4

<sup>26</sup> 所属する宗派の諸寺院とその人事を管理した僧職・役所

<sup>27</sup> 神社の経営管理を行った、神社に付随しておかれた寺院

最勝院の境内には数多くの堂宇（どうう）が在るため、僧侶はそれぞれの堂宇を巡り、参拝を行います。昼過ぎ頃からは露店が準備を始め、夕暮れ時、150軒を超える露店に裸電球の火が灯る頃には、人々が押し寄せます。

八坂神社や最勝院への参拝者の長い列、左右にずらりと並んだ露店、露店を眺める人、買い求める人、足の踏み場もないほどの賑わいになります。

最勝院・八坂神社などに代表される津軽地域の宵宮は、出店が出て前夜祭（宵宮）が盛況になるという雰囲気は古くから作り出されています。

そして、宵宮に出かけることで、藩政時代から続く神社仏閣が街並みと同化しながら人々に尊厳の念を抱かせていることから、宵宮は地域と密着している大事な行事となっています。



諸堂参拝する僧侶(最勝院)  
※4



立ちならぶ露店(最勝院  
宵宮) ※4



夜の最勝院宵宮

## ② 津軽神楽

市内の宵宮では、神社の拝殿で津軽神楽が奉獻されます。津軽神楽は、4代藩主信政を祀った高照霊社（現・高照神社 国重要文化財に、本殿など8棟2基が指定）に奉納するため、正徳2年(1712)に創始されたもので、青森県指定無形民俗文化財及び記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されています。

神道と国学に傾倒した4代藩主信政は、宝永7年(1710)に没し、岩木山麓の高照霊社に祀られました。その翌々年、堰（せき）神宮（現在南津軽郡藤崎町の堰神社）の神主・堰八豊後（せきはちぶんご）が、高照霊社に神道本式の神楽を奉納するとともに、正統な神楽を領内に伝えたいと藩



津軽神楽

に願ひ出ました。堰八豊後は江戸に行き、鏑木大蔵（かぶらきおおくら）から伝授され、さらに京都での伝習を経て、正徳4年（1714）に帰藩し、東照宮の山辺丹後と相談して、同年7月高照霊社の祭典に奉納したのが津軽神楽の始まりと言われています。

津軽神楽は、古代神楽・江戸歌舞伎・能舞などの所作を組み合わせた絢爛豪華な舞です。弘前では、現在、神入り舞・宝剣・磯浪（いそら）・千歳（せんざい）・榊葉（さかきば）・弓立（ゆだて）・天王（てんのう）・朝倉・湯均舞（ゆならしまい）・御獅子（おしし）・四家舞（しかのまい）の11演目が残っています。

舞には、大太鼓、小太鼓、笛、手拍子、振鈴などの楽器が伴います。

この11の舞のうち、神入り舞は、神楽を行うに当たり舞台を祓い清める二人で行う舞です。舞人である神職は、狩衣又は浄衣に差袴を着て舞います。烏帽子をかぶって、東方、南方、西方、北方、中央、下界を奉持する八寸に和稻（散米）を入れ、榊の枝に紙垂をつけ、祓串の代わりとして八寸に添え、散米にて祓いをし、振鈴と扇にて舞道筋に従って舞い、清々しく祓い清めた舞台に神を迎える意味があります。

津軽神楽は、神職のみが舞うことができます。その所作が典雅で格調高く保たれているのが特徴で、重要文化財に指定されている拝殿を持つ岩木山神社（1602～1694建立）や、同じく重要文化財に指定されている本殿を持つ弘前八幡宮や熊野奥照神社（1613建築）のみならず市内各社で奉納されています。

町の至るところに神社があり、夏には毎日のように宵宮が催されます。

津軽神楽の多くは、神社本殿の前にある拝殿の中で行われています。その格式高く行われる奉納舞は、神社と相まって一層荘厳な雰囲気を作り出し、歴史の重みを感じさせる情景となっています。



弘前八幡宮

### ③ 松森町津軽獅子舞

宵宮では、神社の境内で近在の獅子舞が奉納されます。

津軽地方の獅子舞は、五穀豊穰を祈り、悪魔や疫病を祓い、また、お盆の時期に死者の霊を祀るなど、暮らしの節目に登場し、古来より津軽の人々の生活に密接に関わってきました。

『自然にかこまれた境内で、猿・翁面の小づくりな可笑し子（おかしこ）に誘導されてきた獅子たちに出会い、締太鼓・笛・てびら鉦（古懸ではササラ擦りま

で加わる)の囃子にのって流れるように所作を演じながら、「山<sup>28</sup>」をめぐる跳躍し回転する彼らの動勢を目の前にしたとき、私たちはとつぜん精霊の世界に迷いこんだような驚きをおぼえ、呆然とする。(中略)獅子たちが踏み鳴らす足音、激しい息づかい、飛び散る鶏毛、幕のひらめきがまいあげる土埃の香。生気の奔流。すべてのざわめきと波動が鎮まり、ふかい静寂がもどったとき、私たちはそれが現代生活の日常のなかに出現した、まがいものでない正真正銘の夢空間だったことをさとる。』(坂口昌明「岩木山奇談集」「陸奥新報」2007.7.11)

津軽の獅子舞は、神官や僧侶などの宗教の専門家ではない庶民が、多くの恵みを授けてくれる自然に対し、感謝の意を伝える手段の一つとして大切に踊り続けてきたものであり、それだけにその舞には神秘性と生命力がみなぎり、見る人の心を奪います。

津軽の獅子はひとつの獅子頭の幕(胴となる布)に一人が入り、3頭の獅子を3名の踊り手が演じる「一人立3頭獅子」の形態で、それにオカシコ(またはオカシ)の4名から構成されます。

猿、ひょっこりなどの面をかぶるオカシコは道化役となり、獅子を誘導したり、獅子もどきとなるなどして、獅子とともに踊ります。囃子は、笛、太鼓、手平鉦(しょう)からなります。踊る状況、場所によって謡われる歌詞があり、その旋律の上に助奏として笛の旋律が奏されるのが基本となっています。

一般に行事の最初の日である「獅子起こし」は旧暦7月から8月にかけて行われ、その年のすべての行事の最後の日である「獅子納め」は旧暦9月頃に行われていますが、地区によって異なります。特に、近年は、農事暦が生活の中心ではなくなったことから、年始と同時に獅子起こしをするなど、時代とともに変化してきています。



年始の獅子起こし

弘前市内の獅子舞には、県の無形民俗文化財の指定を受けている種市、一野渡、大沢、悪戸、市の指定を受けている鬼沢、石川、松森町、五代、鳥井野など13組の保存会があります。

その中で、松森町津軽獅子舞保存会による獅子舞の奉納は、最勝院・八坂神社の宵宮に次ぐ人出の品川町胸肩神社(明治初期建築)の宵宮や、和徳町和徳稲荷神社(昭和初期建築)の宵宮などで行われています。

松森町津軽獅子舞は、弘前藩公認の獅子舞として、当時最大の祭りであり、神事であった八幡宮祭礼に参加することを許可された由緒ある獅子舞であり、その

<sup>28</sup> 笹・柳・ヒバ・サワラなどを地面に立てて三角錐状にまとめ、しめ縄を張って聖域を示したものの。

姿は、「弘前八幡宮祭礼之図」（市立弘前図書館蔵 弘前藩お抱え絵師今村家によって描かれたとされる 100mを超える大絵巻）に記録されています。



「八幡宮祭礼の図」に描かれた獅子舞

文献史料では、「弘前藩庁日記（御国）」の元禄7年（1694）8月4日条に、「猫右衛門町（元禄16年松森町と改称）の子どもたちが八幡宮祭礼で獅子踊りを行いたいとの申し出があり、練物の中で出すことを許可した」という記録が残っており、また、「要記秘鑑」（文化年間弘前藩士三橋定軌によって、家中の諸様式について年代ごとに編集された史料）町之部一の八幡宮祭礼之部には、「松森町獅子躍（ママ）の唱歌」が収録されており、松森町の獅子舞が城下における唯一の獅子舞として、八幡宮祭礼に参加していたことがわかります。

松森町津軽獅子舞では、獅子3頭のほかに後方の警護役として番獅子（囃子の太鼓を担当）が2頭加わる5頭編成で、これに先導役のオカシが加わります。これは弘前市内では、松森町津軽獅子舞のみの構成です。獅子頭は、群青色で口が赤く、幕も白地に赤い牡丹の花を染め上げていますが、これらの外観は他の獅子舞と異なっており、藩公認の獅子舞であることを示しているとされます。いずれも腹に小太鼓をつけ、オカシは鉦鼓（しょうこ）<sup>29</sup>を持ちます。ほかに、笛、謡、旗手から構成されていますが、獅子とオカシ以外は笠に袴に帯刀しており、これも藩公認の獅子であったことによると言われています。

舞の形態は、重厚で、ゆっくりとした拍子、すり足動作が基本です。

演目は、獅子たちが安住の新天地を求めために、オカシに誘導されながら山に入っていく様子を表す「街道わたり」、オカシに誘導された獅子たちが、新天地を求め旅立ちと偵察をしながら、山の祖霊に対して畏怖と思慕を表現する「山越の舞」、安住の地を得て生活が始まったものの、オカシによって雌獅子が隠されてしまったことから起こる2頭の獅子の葛藤を表現する松森町津軽獅子舞のクライマックス「雌獅子隠しの舞」などから構成されています。



街を練り歩く獅子舞の行列

宵宮では、「街道わたりの曲」によって、オカシを先頭に、5頭の獅子と笠に袴をまとった笛のみの囃子方が後に続く形で、神社の境内へ向かいます。

境内へ着くと、「山越の舞」「女獅子隠しの舞」を奉納します。周囲には参拝者

<sup>29</sup> 金属製の皿を日本の撥で打って鳴らす楽器。

が多く集まり、厳かな雰囲気ながらも、人々の熱気に包まれて、獅子が謡（うたい）の朗々とした声に乗りながら優美に舞い続けます。

拝殿の中で舞う津軽神楽の荘厳さとは対照的に、境内を広く踊る獅子舞は、動の世界、津軽における生命の力強さ・躍動感が溢れ、時には滑稽な仕草を交えながら、参拝者の笑みを誘います。



拝殿前での松森町津軽獅子舞

江戸時代、松森町は、弘前城から碓ヶ関へ至る街道筋にある商家街であり、東端に櫛形のある城下の東口の役割を担いました。松森町という町名も、4代藩主信政の時に、参勤交代の経路となったことを契機として植えられた松並木を管理する松守からきたと言われていています。

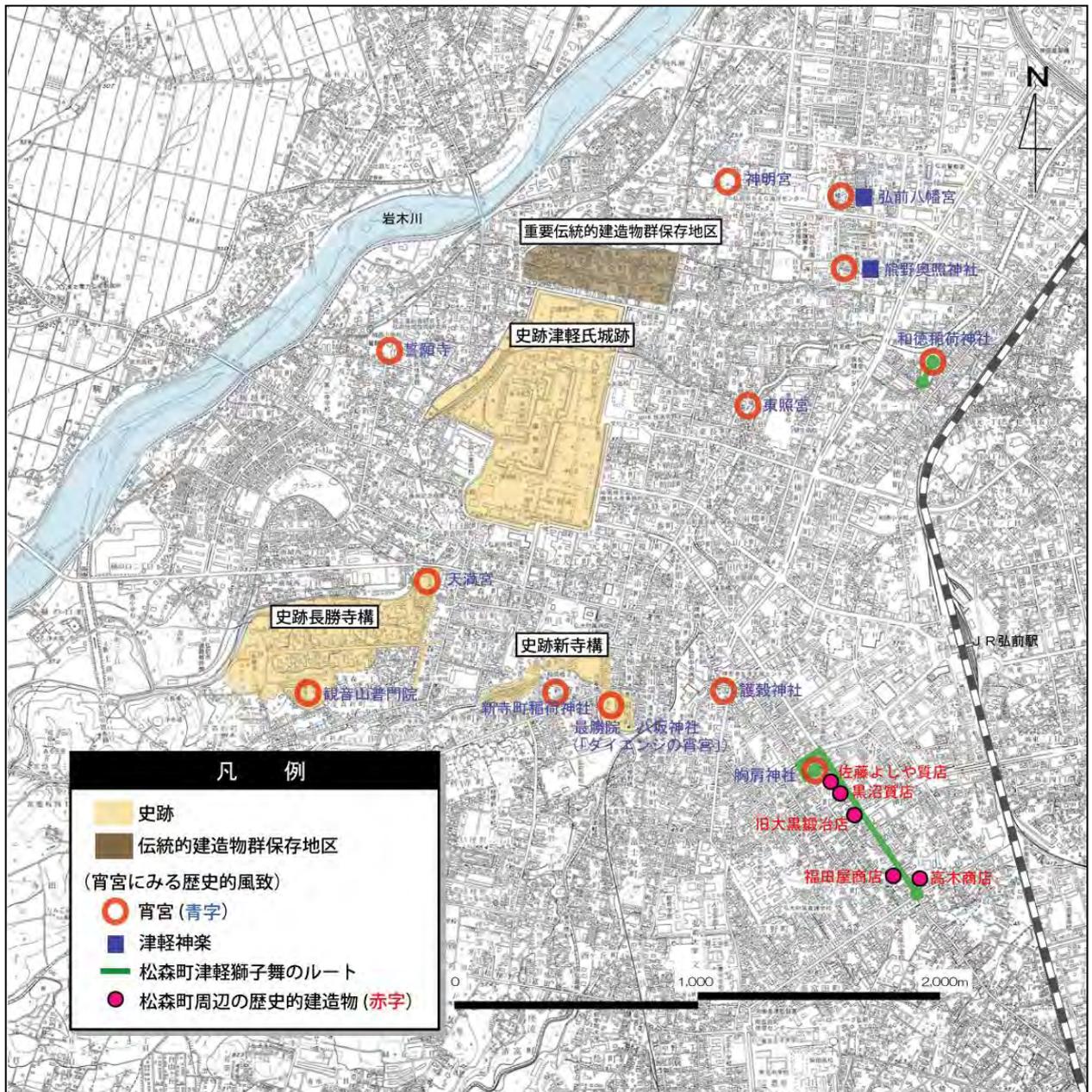
平成2年刊行の『城下町弘前の町屋と街並み弘前市町屋・街並み調査報告書一』によれば、松森町には、弘前の古くからの商家によく見られる「こみせ」が残る黒沼質店や佐藤よしや質店、金看板が特徴の高木商店、大黒鍛冶店、福田屋商店など、城下町弘前に残る町屋を代表する建物が多く残っています。

このように、弘前で行われる宵宮では、町中のいたるところで伝統芸能が奉納され、特に、街道筋で行われる獅子舞については、建物の趣と獅子舞の行列が融合して、明治から昭和初期の雰囲気を再現しているような独特の風致を醸し出しています。



歴史的建造物の前での舞納め※5

図：旧城下町周辺エリアの宵宮と松森町津軽獅子舞の活動



#### （4）津軽伝統工芸職人たちに見る歴史的風致

弘前には、伝統工芸品産業の産地指定を受けている津軽塗を始め、藩政時代以降職人たちの手により継承されてきた数多くの伝統工芸が存在しています。

そのほとんどの伝統工芸は、国指定史跡津軽氏城跡を中心とした旧城下町の区域で、弘前の人々の生活と強く結びついて現在まで発展してきました。

##### ① 津軽塗

弘前を代表する伝統工芸となっているのが津軽塗で、昭和50年(1975)に通商産業省（現経済産業省）から伝統工芸品産業の産地指定を受け、平成27年に市の指定文化財に指定しています。津軽塗は、4代藩主信政が技術移入と漆産業育成のため、秋田や京都、江戸から数人の職人を新規に召抱えたことが始まりとされています。

津軽家は、朝廷・将軍家・他の大名家・公家などへの献上品や進物に、津軽塗の製品を用いました。正徳元年（1711）5月、弘前藩の江戸藩邸を訪れた鹿児島藩主・島津吉貴（しまづよしたか）が津軽塗の漆器を見て大変気に入り、印籠（いんろう）と香箱（こうばこ）を注文したという記録があります<sup>30</sup>。

現在、津軽地方で生産されている漆器を津軽塗と呼んでいますが、その名称は、明治6年（1873）のウィーン万国博覧会に出品したときが始まりと言われていません。そして、廃藩置県により、旧藩士が産業として自宅で行ったことから、江戸時代に積み重ねられた津軽塗の伝統技術が城下町弘前に根付きました。

その後も、第八師団司令部が弘前に置かれたことから、軍都として経済は活況を帯び、津軽塗の需要も増加します。太平洋戦争により一時途絶えますが、社会の安定とともに復興し、より大衆化され庶民の手にも入るようになりました。

昭和50年には、唐塗、ななこ塗、錦塗、紋紗塗の4技法が国の伝統的工芸品産業に指定されました。同年、10軒の工場が集まって団地化され、当市の地場産業として大きく飛躍しました。

近年、津軽塗は土産物としても観光客に親しまれていますが、地元では、弁当箱、引出簞笥、卓子、重箱、箸、椀など日用品として、藩政時代から続く堅牢さを実感しながら使用しています。

耐久性に優れ、重厚な美しさがある津軽塗は、完成までに60日以上も要する非常に手間のかかるものです。まず、木地に布を



津軽塗作業風景(田中屋)

<sup>30</sup> 「弘前藩庁日記」（御国日記）。

着せ、色漆を塗ったり、研いだりの作業を40数回繰り返す「研ぎ出し変わり塗り」と言われる技法が用いられています。このようにして丁寧に大変長い時間をかけて複雑な作業を繰り返すことから、津軽塗は「馬鹿塗り」とも呼ばれています。

津軽塗の特徴は、創造性を秘めた変り塗りという技法が主体で、文様の数が驚くほど多いことです。津軽塗りには、400を超える技法があります。

市内では、いくつかの場所で津軽塗の販売店を目にすることができますが、中でも、弘前城近くの一番町角の田中屋（大正期建築）は、創業が明治30年（1897）の老舗で、その前身である漆器授産合資会社は明治7年（1874）に設立されており、現在は7代目に家業が引き継がれています。黒塗りの柱が目目を惹く大正期に建築された建物で、工房と販売所が一体となっており、弘前市趣のある建物に指定されています。

店内の工房では、実際に津軽塗の作業風景を見ることができ、併設されたギャラリーや入り口付近のウィンドウには、藩政期から続く職人の技による数々の作品が飾られており、津軽の伝統を体感できる空間が創り出されています。



田中屋



田中屋周辺地図

## ② 津軽打ち刃物

津軽における製鉄技術の起源は、古く弥生時代の後半まで遡ります。岩木山北麓にかけての一带には巨大な製鉄場の遺跡が見つかっており（100を超える製鉄炉跡が発見された空沢遺跡）、津軽が独自の製鉄文化を持っていたことの証となっています。

藩政時代初期には、城の近くに多くの鍛冶屋が軒を連ねていました。武士が城内に住んでいたため、緊急事態に対応できるように、武器を製造する職人町を城に近い現在の本町に置いたものです。その後、治世が安定してくると武士の城外移転に合わせ、城の周辺にあった職人町は本町に接する東側に場所を移転し、現在でも町名が残っている鍛冶町となりました。このほかに、弘前には鞆師町とい

った武具の製造に係る町名も残っています。

藩政時代中期以降は、武器のほかに農具が製造され、明治以降は、包丁やりんご生産の拡大に合わせ、りんご剪定鋏など人々の日常の生活に深く関わった用途のものが製造されるようになりました。

また、第八師団が設置されていた時期には軍需製品も手掛けることとなりますが、この頃から、弘前の鍛冶屋は市内各所に広がっていきます。

打ち刃物の製造は、現在でも鋼を機械ハンマーで粗い形まで作り、その後は手仕事で仕上げしており、藩政時代より引き継がれてきた伝統的な焼入れ技術により、優れた切れ味と耐久性に富んだ品質が評価を得ています。

特に、りんご産地である津軽地方一円で使用されている摘果・枝切り用の剪定鋏は、りんごだけではなく果樹全般で使われており、津軽の剪定鋏として県外にも広く普及しています。職人の側にも、「弘前のりんご生産量日本一を支えているのは津軽手打ち刃物の技術があればこそ」という自負があり、使う側の細かい要望を丁寧な手作業により製品に反映させています。

慶安2年（1649）の弘前城下の絵図には、鍛冶町に100以上の鍛冶屋が軒を連ねていたことが記されていますが、今では弘前市内にある鍛冶屋は10軒足らずとなっています。しかし、今もなお受け継がれてきた津軽打ち刃物の技術で作製される品質の高い包丁や鋏などは、ブランド品として県内外から注目を浴びています。

代官町の保村打刃物製作所（1963年建築）と茂森新町の田澤刃物製作所（1930年建築、屋号：清水一國）は、煙突が特徴的で、地域を象徴する建物として弘前市趣のある建物に指定されています。煙突から出ている煙からは、古くから繰り返えされてきた丁寧な手作業の情景が想像されます。



保村打刃物製作所



保村打刃物製作所周辺



田澤刃物製作所



田澤刃物製作所周辺

### ③ 天然藍染

弘前藩4代藩主信政の時代には、お城の西方に紺屋町がつくられ、岩木川から流れる清流と湧き水を利用して染物を作る百軒余の紺屋がありました。また、京都から技術者を招いて養蚕や機織と共に藍染めの振興に努めたとありますが、明治以降の化学染料の発見と普及により、天然藍染は衰退していきます。

現在でも紺屋町という町名は残っているものの、紺屋町に紺屋の工場はなく、市内では、紺屋町からほど近い亀甲町で、岩木川の湧き水を利用して寛政時代に創業したと言われる天然藍染の川崎染工場（1800年頃建築）だけが、当時の建物と藍甕（かめ）、藍場を使用して天然藍染の技術を継承しています。

この川崎染工場の建物は、住居部分のほかに家業が運営できる構造となっており、19世紀前半には家業を営んでいたとされていることから、その頃の建築と考えられます。その後、明治34年（1901）の火災により一部補修されていますが、丁鉦（ちょうな）<sup>31</sup>掛けの柱梁、鉦を使った手割の屋根板、丸太の屋根垂木（たるき）のほか、常居、座敷、台所、土間など全体の間取りは建設当時のまま残されており、弘前市趣のある建物に指定されています。

天然藍染の鮮やかな染色は、大変手間のかかる染液の管理から生み出されています。藍染の原料はタデ科の一年草タデアイという植物の葉で、乾燥させて「すくも」に加工します。この「すくも」を藍がめに入れ、木灰汁（あく）で溶かし、発酵させたのが染液となり、染液の中にある微生物により染色に変わっていきますが、約半年、染まらなくなるため、藍甕から染液をすべてかき出して、また新しい染液を作ることになります。

このように、天然藍染は手間と時間を要しますが、糸に染着した藍が生きているため、洗うほどに色が冴え、その芳香は薬効があり、歳月を経るほど色も落ち着き、自然から生まれた美しく澄んだ藍色に輝きが増していきます。



川崎染工場



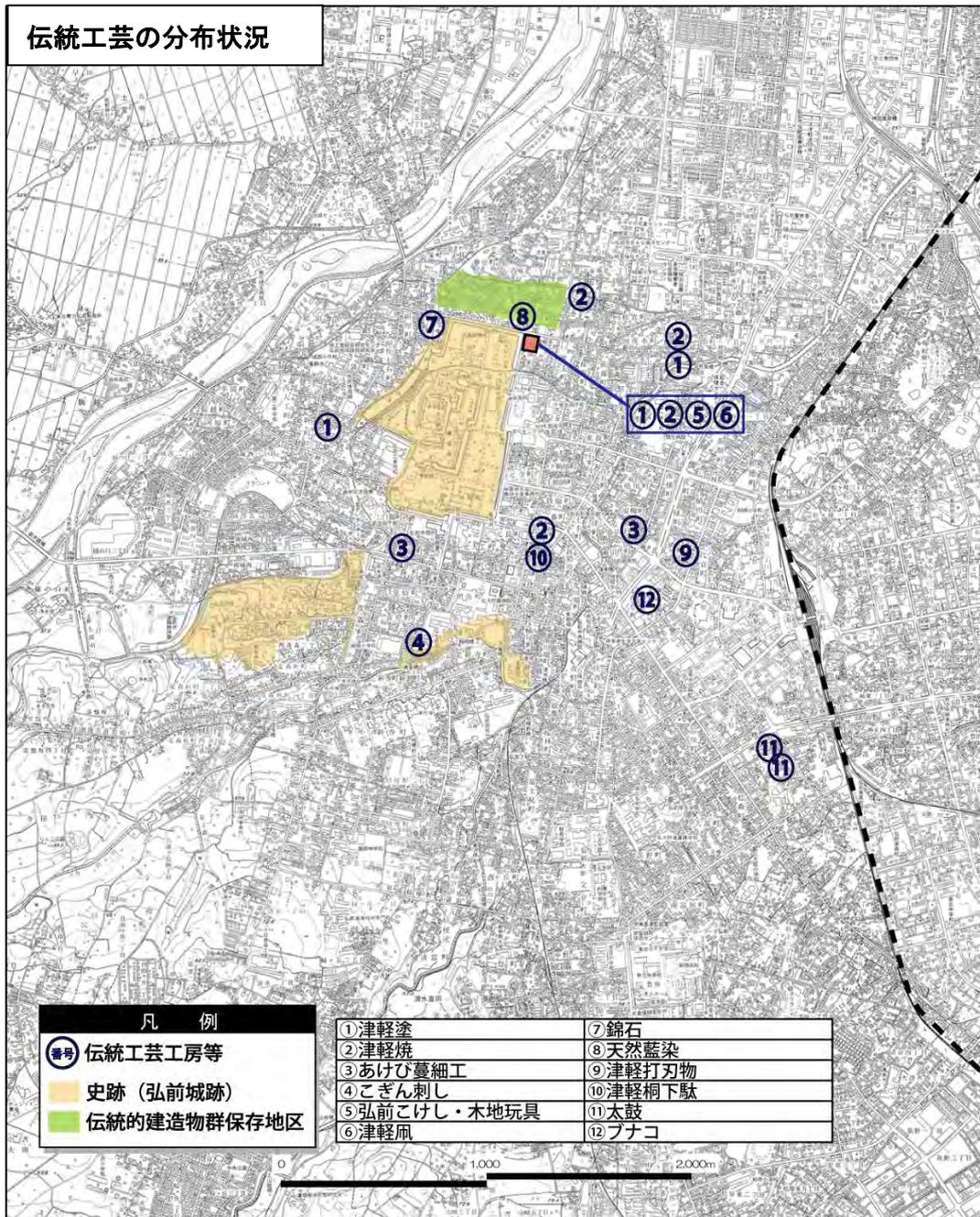
川崎染工場周辺

31 斧の中で横斧に位置づけられ、柱・梁などを荒削りするための日本独特の伝統的木工道具。

この工場の向かい側には、藩政時代から変わらない弘前城北の郭北門（亀甲門）と濠、北側には国選定の仲町伝統的建造物群保存地区、西側のこみせが特徴的な重要文化財建造物石場家住宅では、現在も酒屋を営んでおり、生活感溢れる歴史的なまち並みを形づくっています。



石場家住宅



### （5）お山参詣に見る歴史的風致

弘前の西にそびえる霊峰岩木山は、津軽地方の人々にとってかけがえのないシンボルであり、古くから「お山（おやま）」や「お岩木様（おいわきさま）」と呼ばれ、親しまれてきました。

岩木山は標高 1,625m の成層火山で、山頂は三峰に分かれ、南側が鳥海山（ちょうかいさん）、北側が巖鬼山（がんきさん）、中央が岩木山（いわきさん）と名付けられていますが、一般的には中央峰の名称をとって岩木山と呼んでいます。



弘前公園から見た岩木山三峰

岩木山の姿は秀麗で、裾野がなだらかに広がる様子は富士山に例えられ、「津軽富士」とも呼ばれています。富士山と同じように、山そのものが御神体として崇められ、山頂には岩木山神社の奥宮が置かれています。津軽弘前藩では、「藩の鎮守の山」として代々藩主が寄進して岩木山神社の堂塔の建立を行ったので、荘厳華麗な社殿は「奥の日光」と言われるほどになりました。

岩木山神社（楼門、拝殿、本殿、奥門、瑞垣、中門が国の重要文化財建造物に指定）は、お山参詣の起点であり終点でもある重要な場所です。宝亀 11 年（780）に社殿を山頂に創建したのが起こりとされ、延暦 19 年（800）に北麓十腰内に下居宮が建立され、現在の百沢地区に遷宮したのは寛治 5 年（1091）とされています。藩政時代には、初代藩主為信、2 代藩主信枚、3 代藩主信義、4 代藩主信政により大造営が行われ、現在の荘厳な境内になっています。

岩木山神社の手前、新法師地区から百沢地区にかけて、4 代藩主信政が植えさせた松並木（百沢街道の松並木、県指定天然記念物）があります。ここは、今も昔もお山参詣の行列が練り歩く主要な街道です。

また、新法師地区から高岡地区へかけて、信政を祀る高照霊社（現・高照神社）への参道として発達した高岡街道があり、百沢街道と同じように、松並木（高岡街道の松並木 県指定天然記念物）が植えられています。

信政は、生前に埋葬地を高照神社の場所に定めましたが、この地を選んだことについては、「死後も自ら神霊と化してこの鎮守山の裾野に座し、ここから城下部内に睨をきかさんとする配慮が働いていたに違いない。あるいはそこには、岩木山の神霊と自己とを結びつける独特の一体感覚がすでに意識されていたのかもしれない。」（池上良正「岩木山信仰の近世的淵源」長谷川成一編『津軽藩の基礎的研究』国書刊行会 1984）という説があります。

信政は、自らを岩木山と一体化した存在とし、津軽家と弘前藩領を守るべく、岩木山の麓に葬られることを選んだのでしよう。

それは、藩主家と岩木山の神とが密接な関係を持つということを内外に示すことであり、信仰を集める岩木山を藩体制の中に取り込んでいく過程であったとも考えられます。

津軽家及び弘前藩は、自らの支配の正当性を擁護し、領民への影響力を強めるために岩木山を利用していったと考えられ、こうした中で存在感を高めていった岩木山への信仰は、現在でも岩木山神社や高照神社を中心とする空間に色濃く息づいています。



岩木山神社前



岩木山神社楼門

### ① お山参詣

お山参詣は、旧暦8月1日に五穀豊穰・家内安全を祈願して、津軽地方の各地域から人々が、岩木山を目指して集団登拝する「ヤマカゲ」とも呼ばれる民間信仰行事です。その形容や儀式の内容から、山岳宗教すなわち修験道の影響を強く受けているとされています。

お山参詣は古くは鎌倉時代初期にまで遡ると言われていますが、現在のように形式化したのは、寛政3年（1719）8代藩主信明が、「山開きは旧7月25日から、登拝期間は旧8月1日から15日まで、旧8月1日は藩主が登拝し、一般参拝客は8月2日以降に登拝する」と定めてからと考えられ、現在のように、一般客が旧8月1日にご来光登拝ができるようになったのは明治に入ってからのことです。



村回りの様子(弘前市十腰内)※6

### i) 参詣の準備

地域に災禍もなく、農作物の豊作が見込まれると、8月上旬にはお山参詣の話題が持ち上がり、集落ごとに打ち合わせが始まります。

昭和50年代頃までは、参加者、特に若者は、村を出る前の7日間身体のけがれを落とすために村の神社や特定の場所で共に寝泊りをして、集落の近くの川にトシナ（連縄）を張り、一日3回はそれをくぐり、笛太鼓に合わせて「サイギ、サイギ」と唱えながら、冷水が張られた樽に漬かり、身を清める行為である「水垢離（みずごり）」を行っていました。しかし、近年では、集落によりまちまちですが、7日間の精進潔斎は簡素化され、食事で肉をとらないようにすることや、幟（のぼり）や御幣（通常ヒバ八尺の角材にカンナをかけ、厚さ2～3mmのカンナガラにそぎだして数十本を束にしたものを13段にして、5～6mの支え木に巻きつけたもの。）の準備に7日間をあてるなど、代替されるようになりました。

幟は毎年製作するため、参詣の2週間前くらいから集落の人々が協力をして準備を始め、1週間くらい前には完成させ、外に立てておきます。幟の高さは、4間半（約8m）でこれを支える棹を合わせると5間半（約10m）くらいになります。幟が外に立つことで、人々の気分がお山参詣に向けて盛り上がっていきます。



1週間前から掲げられる幟※6

出発の前には、参詣者たちは白装束を身に着け、御幣や大幟、五色の幡を立て、登山囃子に合わせて村回りをします。村回りとは集落を練り歩くことで、心身を浄めた参詣者が村を回り悪苦を追い払うことと、苦しい登山を実行して不参加の人々の願いの代参をする意味があります。

### ii) 出発

旧8月1日の早朝に岩木山の頂上に立つために、各集落からの参詣者は、前日までに百沢の岩木山神社に集まります。昭和50年頃までは、各集落から徒歩で岩木山神社に向かう白装束の行列を目にすることができましたが、現在では、各集落からの参詣者は、岩木山神社の周辺の一部区間を練り歩くのみとなっています。代わりに、市民や観光客などが参加して行われているお山



行列と岩木山

参詣<sup>32</sup>では、麓の賀田地区から岩木山神社まで練り歩く行列を見ることができます。

参詣者たちは威勢よく「サイギ、サイギ」と唱え、それぞれに奉納物を持って出発します。行列は、供物を捧げる先頭の一団、幟・御幣をかつぐ中間部、そして囃子が続きます。登山囃子は少なくとも十数丁の笛・太鼓・手平鉦によって奏でられ、行列をなして行進する間囃し続けられます。

岩木山神社へ至る途中、昔ながらの参詣道である松並木を御幣を持った白装束の参詣者の行列が「サイギ、サイギ」と唱えながら通り抜ける光景は、藩政時代の行列を見ているような幻想を抱かせます。



百沢街道の松並木を通り抜けるお山参詣の行列



岩木山神社付近の行列※6

### iii) 岩木山神社到着～入山前

お山参詣の行列が岩木山神社に到着すると、拝殿へと向かいます。その際、幟を持った参拝者は、石段に並ぶ鳥居にぶつからないように腰を落としながらすり足をして、精一杯、幟を傾けながら登ります。持てる力を全て出し、幟を支える姿は勇壮で、鳥居を見事に潜り抜けると沿道の人々から喝采が湧き上がります。拝殿前に達すると、参詣者が整然と並び囃子を止めます。拝殿に供物を献上した後、今年の豊作への感謝を告げるとともに、来年の豊作、家内安全を祈願します。楼門を出たところで御幣と幟を立て、いったん休息します。

遠方からの参詣者は、ここでいったんヤドに向かいます。ヤドとは、登拝までの間の休憩所に当たるとこ



拝殿に向かう参拝者※7

<sup>32</sup> 昭和59年1月にお山参詣が「岩木山の登拝行事」として国の重要無形民俗文化財の指定を受けたことを契機に始まった「レッツウォークお山参詣」。集落単位で行われていたお山参詣に市民や観光客の参加機会や行事の継承を目的に企画された。

ろで、岩木山神社周辺の一般民家が開放されます。これらの民家では、道路に面する部屋の戸を取り外し、参詣者は縁側などに腰をかけ、休憩します。

岩木山神社では、鳥居前から楼門までの参道両脇に出店が建ち並び、参詣者や見物客などで賑わいます。境内では、囃子と踊りが笛や太鼓、手鉦鐘の助奏を伴って昼から繰り広げられ、日が沈むにつれて盛り上がり、人の輪も四重五重に膨れ上がります。



岩木山神社前柵形の出店、参拝者、見物客※7



幟を傾け鳥居を潜り抜ける参拝者



#### iv) 登拝

境内や露店が賑わっている中で、登拝前に休養をとっていた参詣者は夜半、登拝のための身支度をします。

神社の楼門わきの禊所で最後の水垢離をとって身を浄め、拝殿にまわって登拝の無事を祈り、登山口でお払いを受けた後、登拝していきます。この時、

『 懺悔懺悔(サイギサイギ) 六根懺悔(ドウコウサイギ)  
御山八山(オヤマニハツダイ) 金剛道者(コンゴウドウサ)  
一々礼拝(イツツニナノハイ) 南無帰命頂礼(ナムキンミョウチョウライ) 』<sup>33</sup>

<sup>33</sup> 表記は、今と昔では若干の違いがあり、慶長年間には「六根懺悔」が「六根清浄」であったという説や「祭儀祭儀 同行祭儀 御山に初田餐 金剛堂者 一々名告拝 南無帰命頂礼」が唱詞だとする説がある。

と唱えながら登ります。これは、「神の前に身を清め、今年の収穫を捧げに来ました。御宮殿に登拝者一人一人が全霊を傾けて感謝します。」というような意味です。

現在では、一般の参詣者などの多くは、岩木山8合目又は9合目から徒歩により山頂を目指しますが、中には、岩木山神社から徒歩で山頂まで登拝する参詣者もいて、御幣を持つ参詣者の足元を松明や懐中電灯などで照らしながら登ります。8合目付近にある約300坪の大きさの小池である種蒔苗代に着くと、米と賽銭を白い紙に載せて、この池に浮かべ、次の年の農作物の豊凶を占います。こうして、約8kmの行程を約4時間かけて山頂に到着します。山頂では、奥宮に持参した米や餅、野菜などを奉納し、豊作の報告と来年の豊作を祈願します。そして、背負ってきた御神酒を御神像にかけて、供え餅をこすり付けて拝みます。程なく東の地平線からのご来光を拝し、朝食をとってひと休みします。



山頂を目指す人々※6



奥宮でご来光を待つ参拝者※7



奥宮からご来光を拝む参拝者※7

#### v) 下山

下山前にはもう一度お祈りをし、護符やお守りを持って下ります。岩木山神社へ無事登拝したことの報告をした後、楼門からは「よいヤマカゲだ、バダラ、バダラ、バダラよ」という掛け声に合わせて踊るバダラ踊りをして帰路につきます。バダラ踊りは、登拝を無事に済ませたという喜びと、お山がそれぞれの願いごとを聞き入れ、参



バダラ踊りを踊りながら帰路に着く参拝者

詣者に神通力が宿ったということの表現です。

集落への帰着後は、酒肴を持ち寄って鎮守に集まり、無事に参詣したことの感謝報告をし、祝いの酒盛りに移るとともに、集落の家々を廻り、護符を配ります。

また、一部の集落では、戻ってからもバダラ踊りをしながら村周りをするところもあります。

岩木山は、津軽地域に住む人、特に毎日仰ぎ見る人にとって、精神の拠りどころとなっています。岩木山に、豊作の祈願、家内の無事、岩木山を始めとする「自然」への畏敬の念など様々な思いを込めて、「サーイギ、サイギ」と唱えながら、御幣や幟を持って昔からの参道を通り抜ける行列は、神秘的な空間を創り出しています。

岩木山へのお山参詣は、次々と新暦に置き換えられる行事の中、現在でも旧暦のまま行っている神聖な行事です。



地図：お山参詣岩木山山頂までのルート図

## (6) 弘前市の歴史的風致の特徴

弘前市は、津軽平野の南部に位置し、東に奥羽山脈の八甲田山、西に独立峰の岩木山、南に世界遺産に登録されている白神山地と3方を山に囲まれる盆地状をなしています。平野部には、白神山地に源を発する岩木川が流れ、その流域の肥沃な土地を活かして、藩政期は稲作を中心とした暮らしが営まれており、現在でも県内有数の穀倉地帯となっています。また、明治以降には、平野部の周辺で市

の基幹農作物であるりんご園地が広がっていくなど、豊かな自然の恩恵を受けながら、津軽地方の産業の中心には、常に農業がありました。

この農業を核とした人々の生活は、今日の歴史的風致の形成に大きな影響を与えています。藩祖為信がこの地に築城を計画した際、その城下の防衛も兼ねて配置された寺社の祭礼は、稲作の豊作祈願として行われており、岩木山神社で行なわれる七日堂祭なども、当時は稲作、現在は主にりんごの豊凶を占う祭礼として続けられています。その他の祭礼行事についても、藩が定めた農家の数少ない休日に行なわれていたもので、日頃の厳しい労働から心身ともに解放されることは、大変な喜びであったと思われます。

これらの祭礼行事や民俗芸能が今も絶えることなく続けられていることは、自然への畏敬の念や出来秋への期待のほかに、四季の移ろいを共に享受する機会として郷土の精神文化を培っています。

また、歴史的建造物や街の佇まいの特徴としては、弘前城を中心とした旧城下町に様々な時代の建造物が集積していることが挙げられます。

約400年前、当時高岡と呼ばれていた地の高台に築かれた平山城である弘前城は、今でも堀に囲われた形態をよく残しており、近世の城郭の規模を伝える重要な歴史的遺産となっています。また、城を中心に整然と計画された町割りと、外に向かって放射状に広がる道路網による都市形態もまた良く残されており、特に四方から集まってくる道路は、拡幅されるなどの多少の変更はあるものの、城下町時代の主要道路をほぼ踏襲しており、弘前がこの地域の中心であったことをよく示しています。

この当時の都市計画により形成された市街地は、廃藩置県後は城下町としての機能を失い、明治以降の鉄道開通などによる市街地の拡大がなされてもなお、街の中核としての役割を担ってきたことから、各時代の人々の営みを表す建造物を至るところに見ることができます。

弘前公園を中心に多くの神社仏閣などの歴史的建造物や、仲町伝統的建造物群保存地区の街並みが、藩政期の面影を伝えている中に、明治・大正期に建てられた旧第五十九銀行記念館を始めとする洋風建築や、昭和初期の鉄筋コンクリート造の旧弘前無尽社屋、近代建築家の巨匠前川國男によるモダンな建築物などが、各時代の趣を伝えながら現代の建築物と重なり、独特の深みのある街並みを作り出しています。

このように、各時代の建物が、藩政期から続くまちに溶け込みながら現在も親しまれ活かされていることは、伝統を大切にしながらも、流行に敏感であり新しいものを求め、また、受け入れることができる弘前人の気質によるものだと思います。

### 第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

#### (1) 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

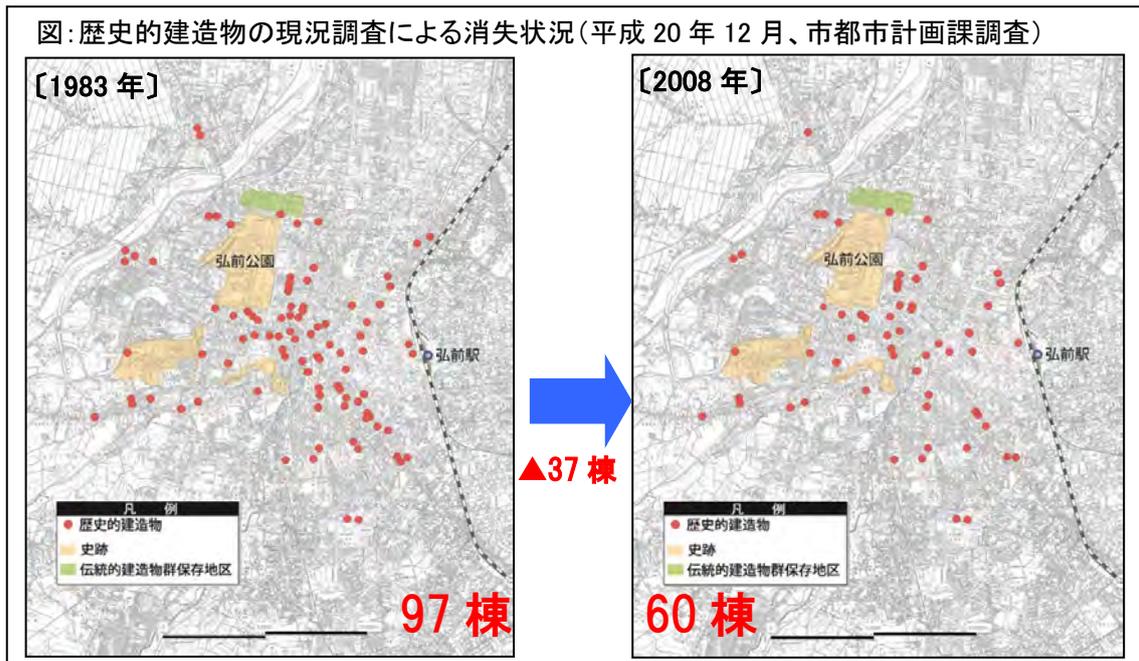
##### ① 歴史的建造物に関する課題

市内には、歴史的風致を形成する重要な要素である歴史的建造物が数多く遺され、その多くは、国、県、市による指定文化財として適正に保護されております。

また、国の登録有形文化財においては、その保存と活用を図るため歴史的風致形成建造物や景観重要建造物へ指定するなどの必要な装置を講じています。

しかしながら、指定までに至っていないその他の歴史的建造物は、その歴史的価値の認識不足や維持費負担の問題、所有者の高齢化・後継者不足等の理由により、老朽化や消失が急速に進んでいる状況です。歴史的建造物の消失状況は、平成20年12月、「弘前の近代建築－I. 建設記録と明治洋風遺構」（1983年3月、弘前市教育委員会刊）、「城下町弘前の町家と町並」（1990年3月、弘前市教育委員会社会教育課編）、「青森県近代和風建築総合調査報告書」（2004年3月、青森県教育庁文化財保護課編）に掲載された旧城下町及び周辺にある建造物97棟について現況調査を行なったところ、37棟の消失が確認されています。

これらの歴史的建造物は、その存在自体が当市の歩んできた歴史を物語る貴重な資産であることに加え、先人により引き継がれてきた「弘前さくらまつり」や「弘前ねぷたまつり」といった人々の活動の背景として欠かすことのできないものとなっていることから、その歴史的価値を明らかにし市民レベルで認識するとともに、適切に保護する必要があります。



## ② 伝統文化に関する課題

当市には、藩政期以降、生活の中で育まれてきた伝統行事や伝統産業などが数多く残されており、その一部は、文化財の指定を受けるなど保存が図られています。

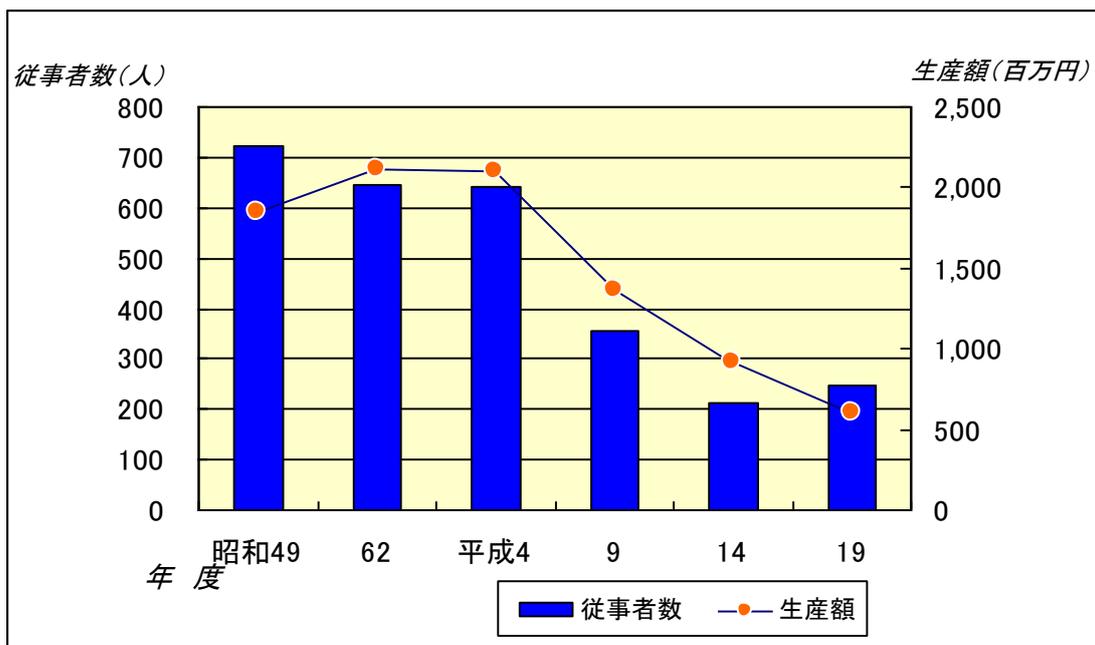
しかし、ねふた祭りや獅子舞といった地域住民によって支えられてきた伝統行事や伝統芸能の中には、少子高齢化などの進展に伴い次世代の担い手不足が深刻化しているものもあります。

また、伝統産業についても、消費者ニーズの多様化に伴う生産額の低下や職人の高齢化・減少化が進んでいるなど、歴史的風致の重要な要素である伝統文化の継承のための措置が求められています。

## 津軽塗産地数値動向

年 度	昭和 49	62	平成 4	9	14	19
従事者数 (人)	724	646	640	357	211	247
生産額 (百万円)	1,845	2,112	2,100	1,370	912	598

〔青森県漆器協同組合連合会調べ(H20年3月末現在)〕



### ③ 歴史的風致を取り巻く環境に関する課題

市内には、史跡津軽氏城跡（弘前城跡）を中心に、伝統的建造物群保存地区など藩政期のまち並みや明治・大正・昭和期の洋風建築・近代建築など多世代にわたる歴史的建造物が存在しており、これらを巡ることで当市の重層的な歴史性を感じることができます。しかしながら、歴史的風致を引き立てる、周辺環境及び観光客の受入環境について、課題を抱えています。

例えば、当市は藩政期からの道路形態をよく残していることから、これらの歴史的建造物を繋ぐ回遊ルートには十分な、歩道幅員が確保されていない箇所があります。このため、歴史的建造物を快適に回遊するための歩行者ネットワークの形成が必要です。

良好な景観形成についても、当市は、歴史的風致を色濃く残す地区やその周辺において、電線類の地中化など歴史的景観の向上に努めていますが、仲町伝統的建造物群保存地区など多くが未整備の状況です（平成21年度時点）。電線類以外にも、景観の悪化を招く建築物や屋外広告物等により歴史的景観が阻害されている事例もあり、電線類地中化等の推進や景観向上のために周辺環境の規制を含めた一体的な措置が必要となっています。



最勝院五重塔付近の狭幅員の歩道（整備前）



旧第五十九銀行本店本館前の電線



仲町伝統的建造物群保存地区内の電線（整備前）

また、当市の通史を扱う市立博物館はあっても伝来した多くの歴史文化遺産について詳細に学び、交流できる場がない状況です。このため、市民や来訪者が当市の歴史的風致についての理解を深め、将来にわたって歴史的風致を活用した魅力的なまちづくりを推進するための拠点施設等の整備が必要です。

さらに、歴史文化観光都市である本市において、市民のみならず来訪者の賑わいが歴史的風致の維持向上に大きく寄与している中、近年国外からの来訪者が増加傾向にあります。しかしその一方で、多様化する来訪者のニーズに対応するための受入環境の整備が追いついていない状況であることから、来訪者の滞在時間の延長や宿泊者の増加によるリピート観光の促進に向け、国内のみならず国外からの来訪者にも目を向けた受入環境の整備が必要です。

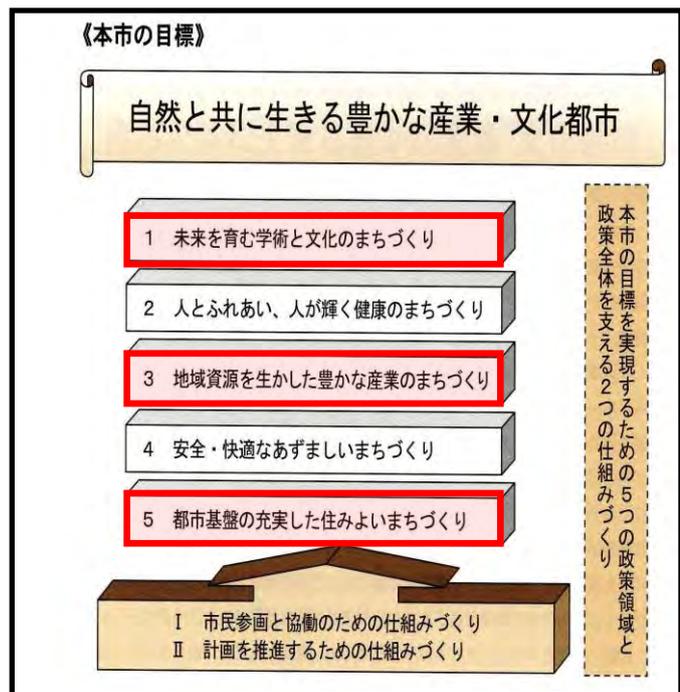
## （2）総合計画等の状況及び関連性

### ① 総合計画

平成20年(2008)1月に策定した弘前市総合計画では、『私たちのまち弘前市には、岩木山に代表される恵まれた豊かな自然資源、りんごをはじめとする産業資源、弘前城や各種まつりなどの歴史・文化資源、弘前大学をはじめとする学術資源など先人から受け継いだ貴重な財産があります。これらかけがいのない財産をまちづくりに生かしつつ大切に後世に引き継ぐとともに、生涯を通じて市民一人ひとりが健康でいきいきと生活できる社会の実現を目指し、本市の将来の目標を「自然と共に生きる豊かな産業・文化都市」と定めます。』としています。

この目標実現のために、5つのまちの姿【政策】を定めており、「未来を育む学術と文化のまちづくり」での将来のまちの姿を、『本市には地域に息づく伝統芸能や歴史的建造物、文化遺産などが保存継承されており、芸術分野をはじめとした様々な文化活動が活発に行われています。今後とも、こうした地域の文化を大切に育てる人づくり・まちづくりを進めます。』としています。

また、「地域資源を生かした豊かな産業のまちづくり」では、『ますます激化する地域間競争を勝ち抜くために、全国一のりんごをはじめとする農産物や、岩木山やさくらまつりなどの観光資源、弘前城などの文化財及び弘前大学などの学術研究機能など、豊かな地域資源を最大限に活用しつつ、農業・観光・商工業などの異分野間での積極的な連携・協働を進め、豊かな産業を目指します。』としています。

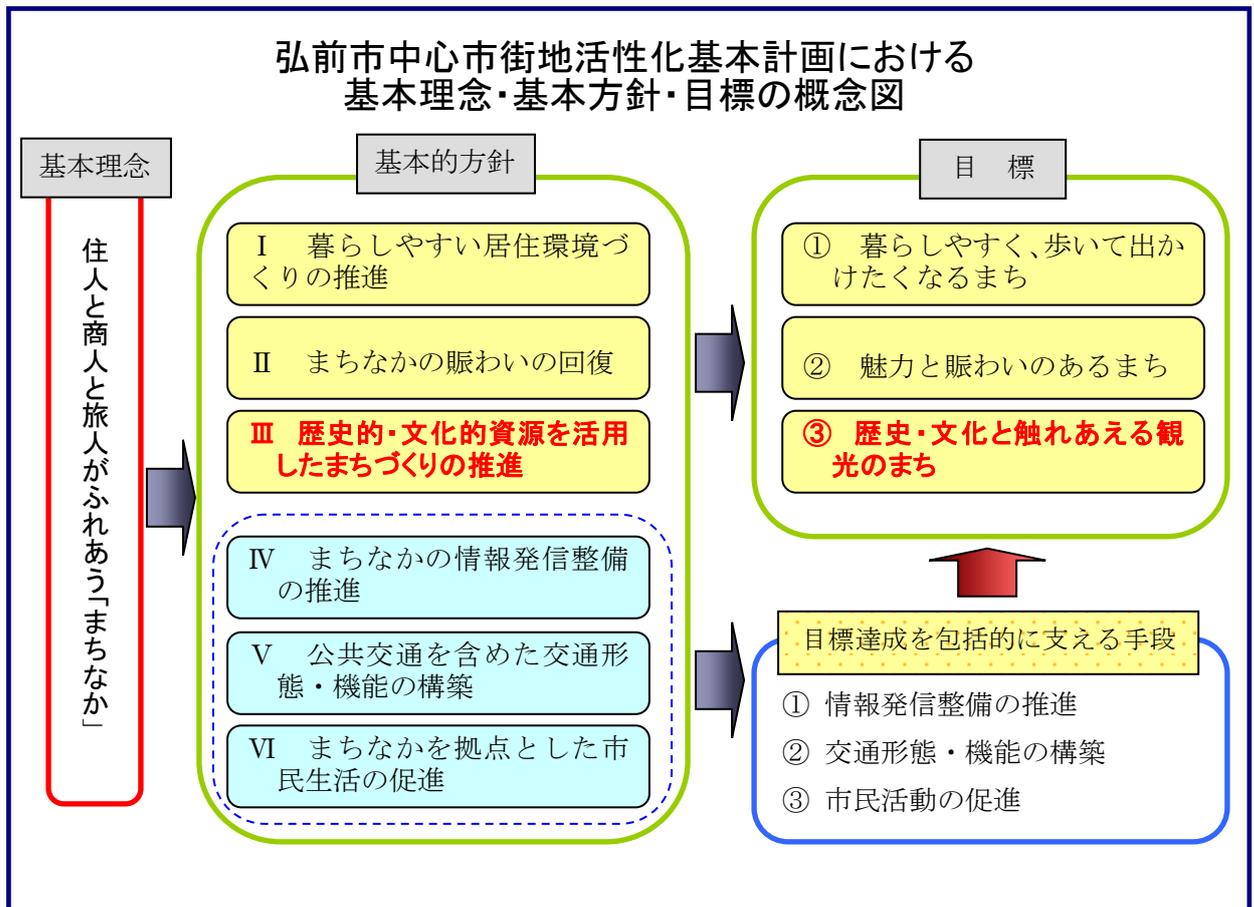


さらに、「都市基盤の充実した住みよいまちづくり」では、『公共住宅や緑地空間の適正供給、自然・歴史的な背景を地域特性に配慮した景観形成を進めます。』としており、いずれも歴史的風致の維持及び向上を推進する内容になっています。

## ② 中心市街地活性化基本計画

平成20年(2008)7月に国の認定を受けた弘前市中心市街地活性化基本計画では、「住人と商人と旅人がふれあうまちなか」を基本理念として、中心市街地活性化のための6つの基本方針を定めています。

「歴史的・文化的資源を活用したまちづくりの推進」では、平成22年の東北新幹線新青森駅開業や平成23年の弘前城築城400年を睨みながら、弘前公園及び周辺の歴史的環境の保全や施設整備を進めるとともに、市内中心部に点在する歴史的景観や和菓子、和料理、洋食などの食文化との連携、まち歩きガイドマップの作成等、観光客をまちなかへ誘導するための取り組みを進めることとしており、目標の一つに「歴史・文化と触れあえる観光のまち」を掲げるなど、歴史的風致を活用したまちづくりを推進するものとなっています。



### （3）歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

当市では、弘前城下や岩木山を中心に歴史的建造物や人々により営まれてきた伝統行事・伝統工芸などの歴史的資源が多世代にわたって育まれてきました。今後も、これら先人から受け継いだ歴史的・文化的資産の保全に努めるとともに、積極的な活用を図り、市民が誇りに思えるまち、また、来街者にとっても魅力溢れるまちにするため、多様な歴史的風致を後世に継承するまちづくりを進めることとし、歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針を以下のとおり定めます。

#### ① 歴史的な建造物やまち並みの保存と活用の推進

既に文化財等に指定又は登録されている建造物及び国により選定された伝統的建造物群保存地区は、引き続き文化財保護法、青森県文化財保護条例、弘前市文化財保護条例、弘前市伝統的建造物群保存条例に基づき適切に保存と活用を図ります。その他の歴史的価値の高い建造物は、学術的な調査を進め文化財等への指定の可能性を検討します。

また、歴史的、文化的価値が高く、当市の歴史的風致を形成していながら、所有者の維持費負担の問題等により、老朽化や消失が進んでいる状況にある建造物は、歴史的風致形成建造物や新たに景観重要建造物に指定するなど必要な措置を行い保存と活用を図ります。

#### ② 地域に根付いた伝統的な人々の活動への支援

当市の重要な市民活動の場でもある祭礼や年中行事などに対する支援策を検討していきます。また、地場産業の中心となっている伝統工芸は、後継者の育成に努めるとともに、販路の拡大やその技術を活かした商品の開発などを促す環境整備に努めます。その他の伝統芸能等は、保存団体に対する用具修理の費用助成等、継承のための措置を講じるとともに記録保存に努めます。

#### ③ 歴史的風致の活用に向けた環境整備の推進

歴史的風致を色濃く残す地区やその周辺においては、良好な環境の保全と活用を図るため、歴史性に十分配慮した街路整備や、電線類地中化及び案内板の設置等の施設整備を実施し、歴史的資源を繋ぐ歩行者ネットワークの形成に努めると

ともに、歴史的景観の阻害要因となる建築物や広告物等に対して適切な規制誘導等を行うなど、回遊性、利便性、景観等の向上を目的とした周辺環境整備を推進します。また、歴史資料の適切な保存・管理機能を備え、市民及び来訪者が弘前の歴史的資産について学び、体験し、交流できる場、さらには歴史的風致等の情報を発信する場となる施設の整備に努め、将来にわたる継続的な歴史的風致の活用を図ります。

さらに、観光振興の面では、国外からの来訪者のさらなる増加を目指し、先人たちの生活の様子・息づかいを体感できる参加体験型の観光施策の推進や、案内の充実、公共交通の利用促進等を図ることで、来訪者の利便性・回遊性の向上につなげるための受入環境整備を推進します。

#### ④ 歴史的風致の魅力を再発見できる取り組みの推進

当市には、多くの文化財に加え文化財には指定されていないものの、歴史的・文化的に価値の高い地域資源が多数存在します。これら、まちの資源を把握し、その歴史的価値を市民一人ひとりが認識することは、自らのまちに誇りを持つとともに、市民レベルでの保全活動等にも繋がることから、歴史的風致を醸し出しているまちの資源を再発見できる取り組みを推進します。

## 第4章 重点区域の位置及び区域

### (1) 区域設定の考え方

本計画における重点区域は、当市が歴史的風致を活かして行ってきたこれまでの取り組みを踏まえ、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進し、さらに、発展又は強化させる必要がある区域であり、国指定文化財及びその他文化財などの歴史的建造物が集積し、かつ、そこで繰り広げられる人々の伝統的な活動が現在も展開され、それらが一体となって、弘前の風情・情緒が醸し出されている良好な市街地環境を形成しているエリアを基本とします。

弘前は、戦災や大きな災害に遭うことがなかったため、現在の市街地は藩政時代の町割りともほぼ重なっており、城下町としての雰囲気が高く残されています。このように、津軽弘前藩の城下町を礎に津軽地域の政治・経済・文化の中心として発展してきた当市の歴史的風致は、弘前城を中心とした城下町において重層的に築かれてきた武家住宅や洋風建築など、それぞれの時代を物語る建造物、現代に受け継がれている「弘前ねぷたまつり」、「お山参詣」などの祭礼、及び「津軽塗」などの伝統工芸が創り出す光景に代表されます。これら歴史的風致が調和した城下町としての雰囲気を残していくため、これまで文化財保護法や都市計画法などに基づき各種措置を講じてきましたが、歴史的建造物の減少、祭礼や伝統工芸などの後継者不足等により、徐々に弘前固有の歴史的風致が失われつつあるのが現状です。

これらのことから、地域における文化財や伝統的な人々の営みの場となり、また、それを色濃く残している「弘前城下町地区」と「岩木お山参詣地区」を重点区域に設定し、歴史的風致の維持及び向上を図っていくものとします。

図：弘前市域と重点区域



## (2) 重点区域の範囲、名称及び面積等

### ① 弘前城下町地区(面積:約395ha)

国指定史跡弘前城跡と国選定重要伝統的建造物群保存地区「仲町伝統的建造物群保存地区」を中心に、城下町の範囲を基本とした「弘前城下町地区」の区域を重点区域とします。この区域には、重要無形民俗文化財「弘前のねぷた」の運行ルートや弘前城跡を会場として催される「弘前さくらまつり」、夏を中心に市中の神社で開催される「宵宮」、神社や市街地を舞台として演じられる「松森町津軽獅子舞」、このほかにも伝統工芸の作業場など、人々の営みの拠点が含まれているほか、弘前の歴史的風致に関連の深い歴史的建造物が集中的に存在しています。

具体的には、区域設定の考え方で示した弘前公園を中心として藩政時代までに形成された城下町の範囲を基本とします。なお、藩政時代の城下町の範囲を示す絵図は複数残されていますが、現在、最も歴史的風致の名残をとどめている範囲に対応している1698年(元禄11)の「弘前惣御絵図」における城下町の範囲を重

図：重点区域「弘前城下町地区」と弘前惣御絵図(元禄11年(1698))の町割り



点区域の範囲設定の根拠としました。元禄期は、1649年（慶安2）の寺町（現在の元寺町）の火災によって、新たに新寺町が町割りされたことにより寺院街が形成され、また、全国のほかの多くの城下町同様、弘前藩でも藩主権力の確立による家臣団の郭外移転が本格化した1696年（元禄9）の後であり、藩政時代の城下町の基礎が完成した時期です。この元禄期の城下町の範囲に、藩政時代以降の各時代の建造物が和風・洋風を問わず重層的に蓄積しており、この区域を舞台として、ねぷたまつりなどの人々の諸活動が現在も展開されています。

市では、城下町独特の町割りからくる複雑な道路形態の維持や、歴史的な建造物の保存・修理、人々の活動を引き継ぐ後継者の育成などはこれまでも取り組んできましたが、重点区域「弘前城下町地区」において重点的に取り組むことにより、全市的な効果が期待されます。

この区域のほぼ中央、城下町中心部には、弘前の歴史的風致の要となる弘前城跡（国指定史跡）があります。弘前城跡には、弘前城天守、二の丸東門、二の丸未申櫓、二の丸辰巳櫓、二の丸南門、二の丸丑寅櫓、三の丸追手門、三の丸東門、北の郭北門（いずれも国指定重要文化財建造物）があり、春には弘前さくらまつり、秋には弘前城菊と紅葉まつり、冬には弘前城雪燈籠まつりが催され、弘前城天守や櫓などの文化財とともに、市民や観光客など多くの人に親しまれている弘前を代表する歴史的資産です。

弘前城跡に隣接する若党町など約10.6ヘクタールにわたる仲町伝統的建造物群保存地区（国選定重要伝統的建造物群保存地区）には、旧岩田家住宅（県指定県重宝建造物）

などの藩政時代の武家屋敷が公開されています。また、亀甲町の「こみせ（雁木のこ）」が残されている石場家住宅（国指定重要文化財建造物）では、現在も酒店が営まれています。

城下町の南西部、禅林街周辺には、大規模な土塁と堀、枡形が構築されましたが、これは、城下南西を防衛するために築



弘前城天守（重要文化財）



石場家住宅（重要文化財）



長勝寺三門（重要文化財）

かれた総構の一部で、「長勝寺構」（国指定史跡）と呼ばれています。2代藩主信枚が慶長15年(1610)に弘前城の築城を開始するとともに、城下防衛や領民掌握のため寺社を移転させ、ここに集めました。禅林街には、津軽家の曹洞宗の菩提寺長勝寺を中心に曹洞宗寺院が立ち並び、長勝寺には、三門、本堂、御影堂、庫裏、津軽家霊屋5棟（いずれも国指定重要文化財建造物）があります。現在でも、禅林街は、お盆、お彼岸などの時期には多くの人々で賑わっており、地域住民の信仰と切り離すことができない場所となっています。

城下町の西部、新町には弘前城築城の際に現在地に移されたという浄土宗の誓願寺があります。重要文化財に指定されている山門は、懸魚<sup>35</sup>に鶴と亀を用いる極めて珍しい形式で作られていることから、通称、鶴亀門と呼ばれて親しまれています。



請願寺山門（重要文化財）

城下町の南部、新寺町には、南溜池(現在の弘前大学医学部グランド付近)や土塁が築かれ、城下南方の防衛線として位置づけられていました。慶安2年(1649)に元々の寺町が火災で焼失し、新たに溜池の南側の高台に曹洞宗以外の宗派の寺院街が町割りされ、「新寺構」（国指定史跡）と呼ばれています。ここにある最勝院五重塔（国指定重要文化財建造物）は、近代以前のものとしては日本最北の五重塔です。この新寺町寺院街は、禅林街と並び、地域住民の信仰の中心的役割を担っています。



最勝院五重塔（重要文化財）

城下町の北東部、弘前八幡宮には、本殿、唐門（いずれも国指定重要文化財建造物）があります。八幡宮は、2代藩主信枚が弘前城築城後に「鬼門のおさえ」として現在地に移転させたものであり、藩の総鎮守として人々に崇拝されている神社です。



弘前八幡宮（重要文化財）

また、同じ北東部には2代藩主信枚が再建した熊野奥照神社があり、当時の本殿（国指定重要文化財建造物）が現存しています。

城下町の東部には東照宮本殿（国指定重要文化財建造物）があり、寛永元年(1624)に現

<sup>35</sup> 破風の拝みの下、またその左右に付ける装飾

在地に城内から移転したもので、日本で最も北にある東照宮です。

そのほか、城下町の各所には、旧第五十九銀行本店本館（国指定重要文化財建造物）や日本基督教団弘前教会教会堂（県指定文化財建造物）などの明治時代の洋風建築や、木村産業研究所（前川國男設計建物、登録有形文化財）などの大正時代以降の近代建築が点在しているなど、各時代の歴史的建造物が集積しています。



旧第五十九銀行本店本館（重要文化財）

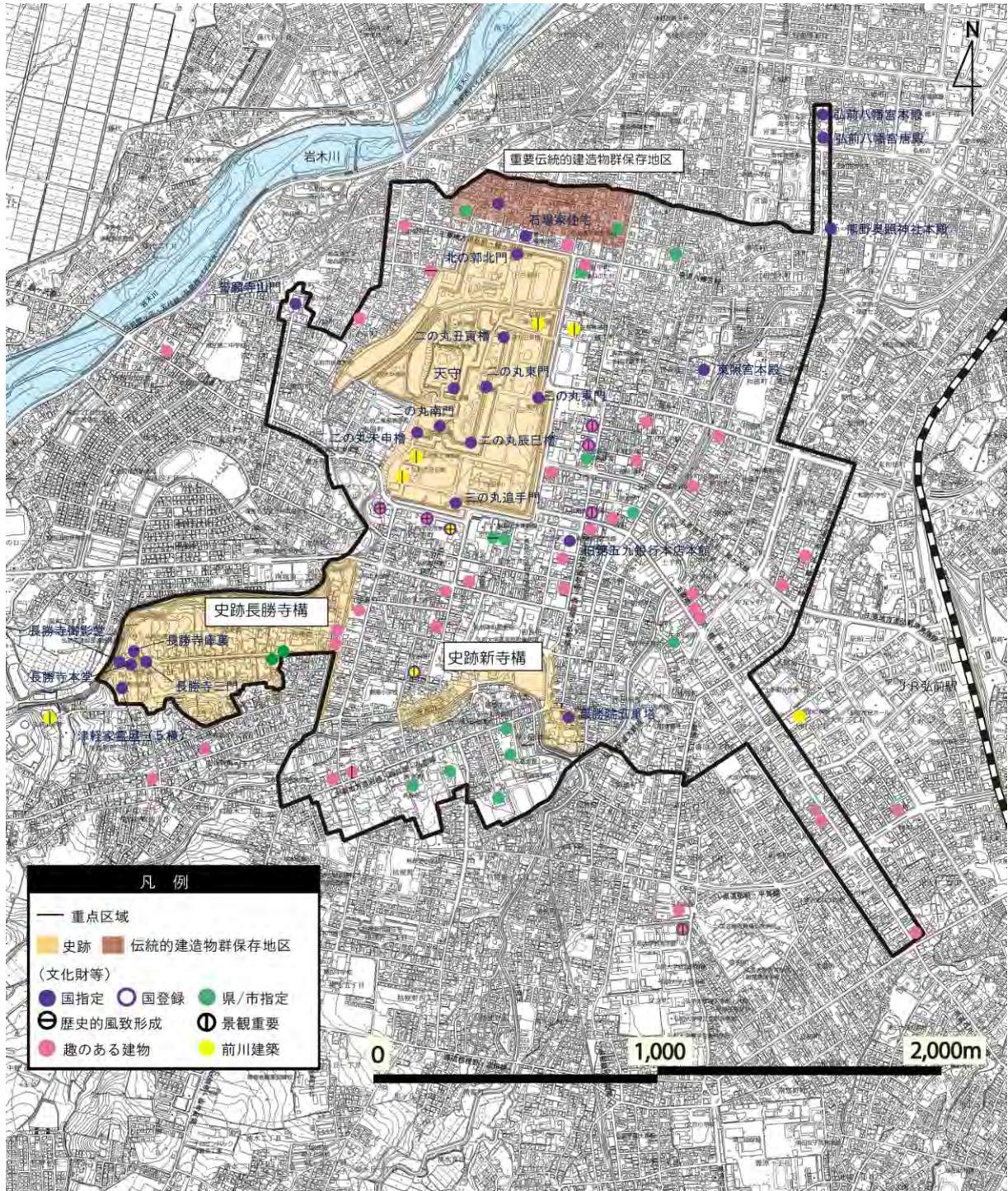


日本基督教団弘前教会教会堂（県指定文化財）

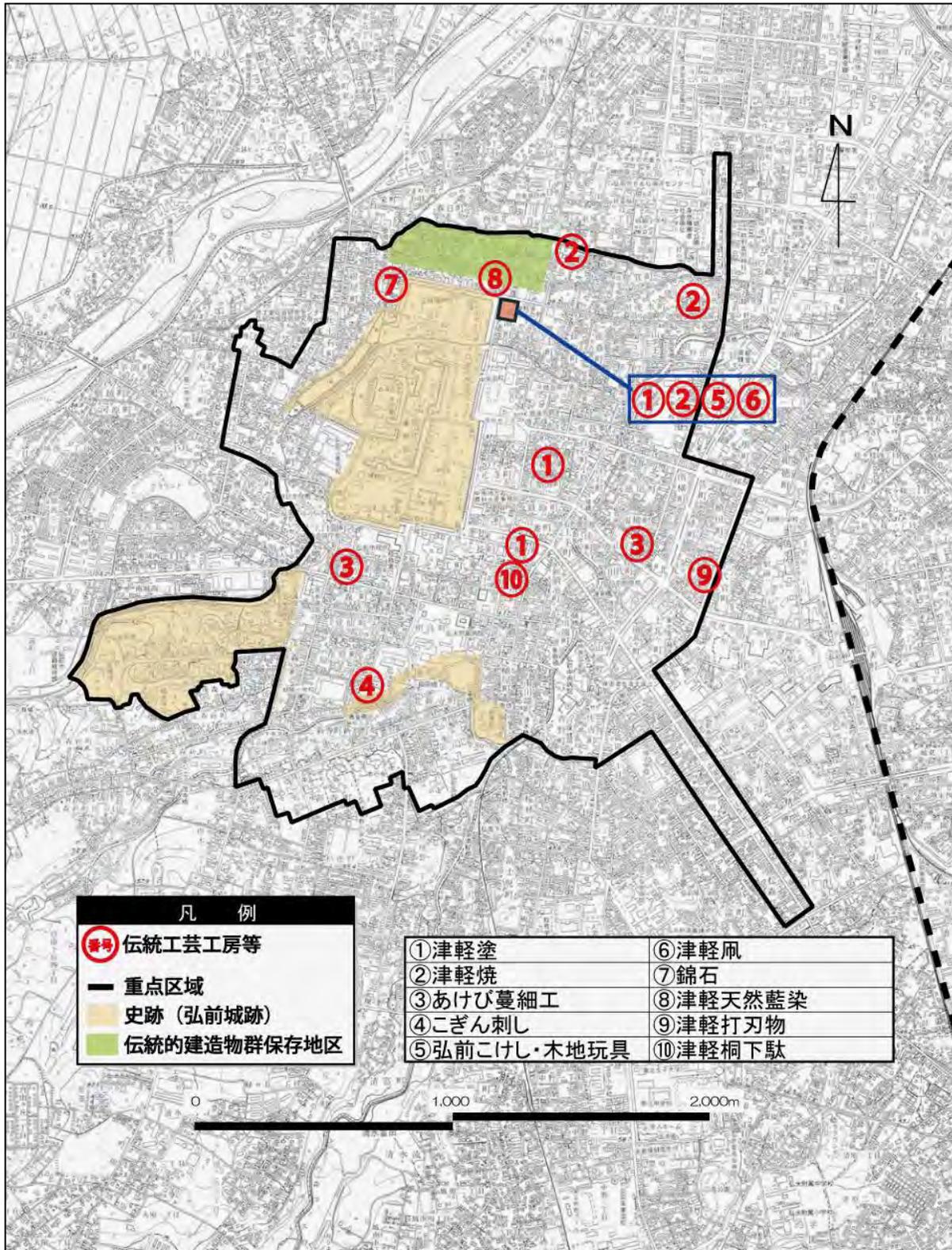


木村産業研究所（登録有形文化財）

図：重点区域「弘前城下町地区」における文化財の分布状況



図：重点区域「弘前城下町地区」における伝統工芸作業所等の分布



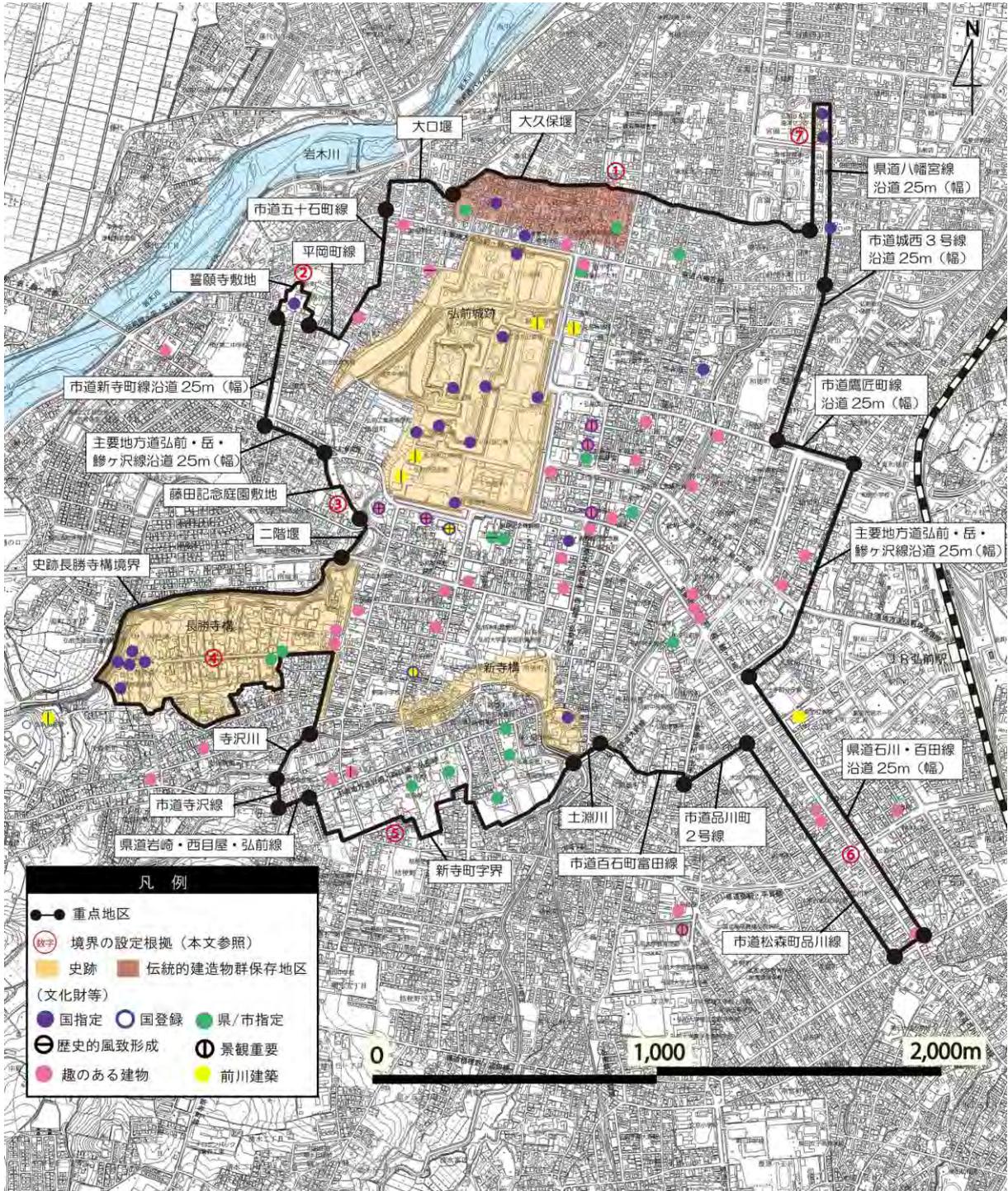
【重点区域の境界について】

重点区域の範囲の境界は、元禄11年（1698）の「弘前惣御絵図」における市街地の範囲とほぼ一致し、境界は、景観計画に取り組む上で、まちの連続性や一体性を軸に、道路・河川・堰・字界など、市民にわかりやすいように設定します。

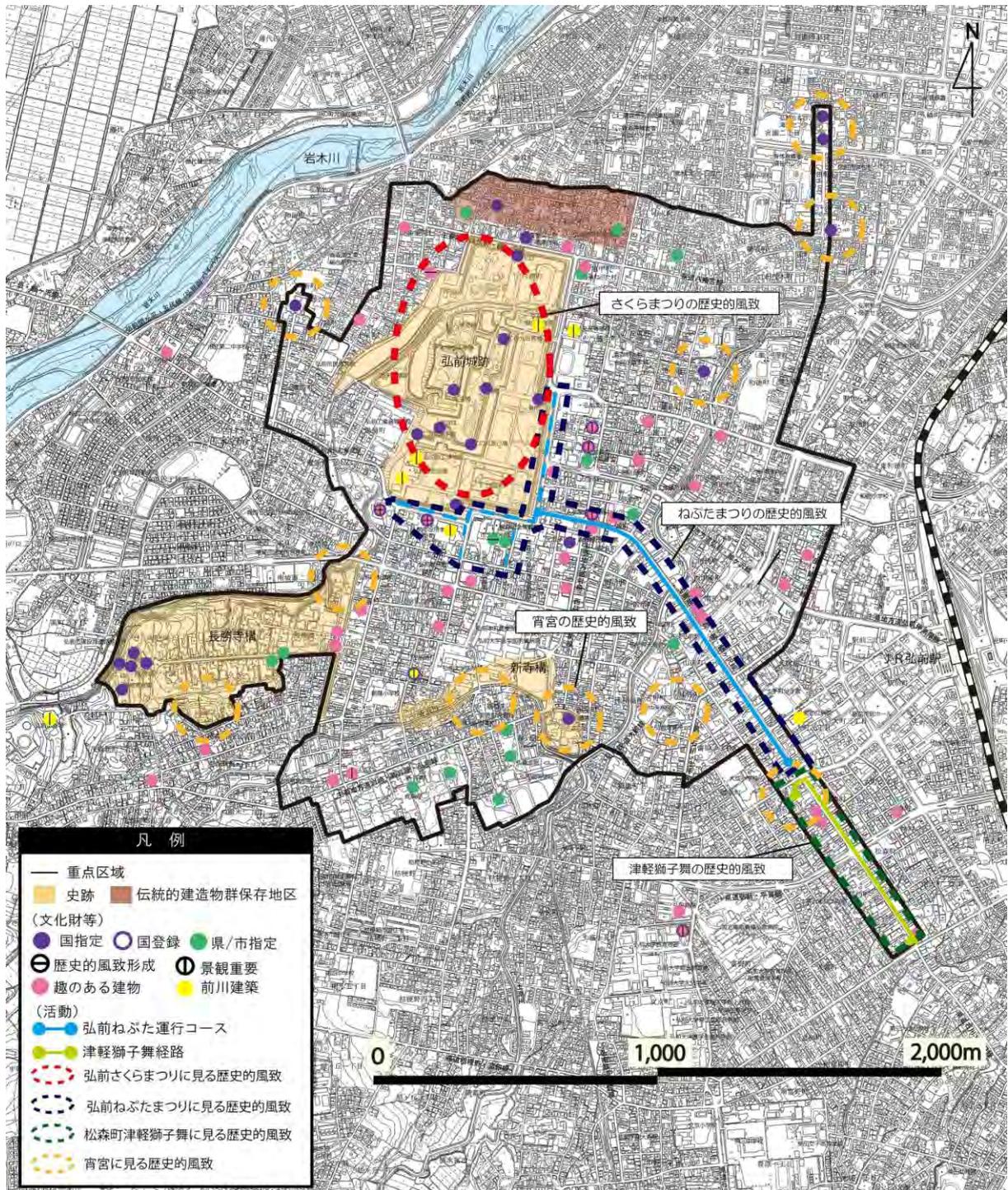
具体的には、以下の景観の連続性が認められる、堰、河川、市道、県道に囲まれた範囲とします。

- ① 大久保堰を境界とした仲町伝統的建造物群保存地区（国指定重要伝統的建造物群保存地区）の範囲
- ② 城の西の守りとして現在地に建立された誓願寺（山門は重要文化財）の敷地
- ③ 江戸風の庭園と洋館・和館（いずれも登録有形文化財）がある藤田記念庭園の敷地
- ④ 史跡津軽氏城跡弘前城跡長勝寺構の範囲
- ⑤ 寺院街を形成する新寺町の字界
- ⑥ 松森町津軽獅子舞（市指定無形民俗文化財）が活動する松森町
- ⑦ 城の鬼門（北東の方向）を守るため創建された弘前八幡宮（本殿、唐門は重要文化財）の敷地

図：重点区域「弘前城下町地区」と境界



図：重点区域「弘前城下町地区」における歴史的風致まとめ



## 【重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果(弘前城下町地区)】

藩政時代の町割りが、ほぼそのまま残されている重点区域「弘前城下町地区」では、当時の町割りを活用してその時代に要求された建物が建てられてきました。その結果、この区域には、人々に親しまれてきたそれぞれの時代を物語る建物が重層的に存在しており、これら建造物と一体となった祭礼や伝統工芸が継承されています。この区域の中を歩いていると、藩政時代の城下町の趣、明治・大正期のレトロな風景、昭和初期のモダンな雰囲気などが醸し出されており、これら時代を超えた建物が存在感を示しつつ、融合している景観を楽しむことができます。

また、「弘前城下町地区」は、築城以来、津軽地方の経済文化活動の中心であり、現在も、当市の総合計画、都市マスタープラン、景観計画、中心市街地活性化基本計画などまちづくり関連計画では重要な役割を担っており、時代を超えても弘前の風情、経済、文化、観光の発信地となっています。

このことから、今後とも、弘前城下町地区においては、歴史的な建造物の保全・活用や建造物周辺の景観的整備等を重点的・一体的に進めることにより、歴史的風致の維持向上が図られ、当市及び周辺地域での伝統文化の振興に繋がることが期待されます。

また、これら区域の歴史的風致が向上することは、観光面でも魅力的な資源を提供することになり、当市を訪れる観光客の増加が期待できます。

さらに、平成23年、当市では、弘前城の築城400年を迎えることから「弘前城築城400年祭」を計画しており、実施に向けて



藩政時代の城下町の趣を醸し出す  
仲町伝統的建造物群保存地区



明治期の和風建築；石場旅館（手前、市趣のある建物、明治12年建築）と洋風建築；日本基督教団弘前教会礼拝堂（奥、県指定文化財、明治40年建築）



軍都時代の名残を留める旧第八師団長官舎（大正6年建築、登録有形文化財）

実行委員会を設立し、事業内容の検討を進めています。この400年という節目の時期に本計画を策定し、歴史的風致の維持及び向上を図ることは、市民・来街者に弘前の歴史的・文化的資産への理解を深めるとともに、後世に伝える歴史的風致を活かしたまちづくりの推進に寄与するものです。



昭和初期の鉄筋コンクリートの建物である旧弘前無限社屋（三上ビル）（登録有形文化財、昭和2年建築）

## ② 岩木お山参詣地区(面積：約34ha)

重要文化財「岩木山神社」を中心とした区域を重点区域とします。岩木山神社は、重要無形民俗文化財「岩木山の登拝行事」（通称「お山参詣」）が行われる際の重要な起点となっているほか、各集落からの人々が、岩木山神社に向けて、県指定天然記念物である百沢街道の松並木を笛、太鼓、手平鉦（てひらがね）<sup>36</sup>の囃子に合わせて、「サイギ、サイギ・・・」の唱え詞を歌いながら徒歩で通り抜けるなど、建造物と松並木、人々の営みが相まって独特の風致を醸し出している区域です。

区域の西方には、各集落から集まる人々が岩木山へ登拝する際の起点である岩木山神社があります。岩木山神社には、楼門、拝殿、本殿、奥門、瑞垣、中門（いずれも国指定重要文化財建造物）があります。

区域のほぼ中央にある高照神社は、岩木山神社とは藩政時代からの参拝道（現在は市道高岡・百沢線）により直接結ばれています。ここは、4代藩主信政が神式で埋葬された場所であり、5代藩主信寿が吉川神道の思想に基づいて配置した貴重な遺構で、随神門、拝殿・幣殿、東軒廊、中門、西軒廊、本殿、廟所門、廟所拝殿、津軽信政公墓（いずれも国指定重要文化財建造物）があります。

区域の東部の北端には高岡街道の松並木、南端には百沢街道の松並木（いずれも県指定天然記念物）があり、百沢街道は岩木山神社への参詣道として、また、高岡街道は高照神社への参拝道として発展した街道です。松並木の植栽は、藩政時代には方々で行われましたが、百沢及び高岡街道の植栽は、樹齢から推定すれば約300年以上前と考えられています。現存する松は百沢街道に63本、高岡街道に20本あり、種類はアカマツとアイグロマツです。



岩木山神社楼門（重要文化財）



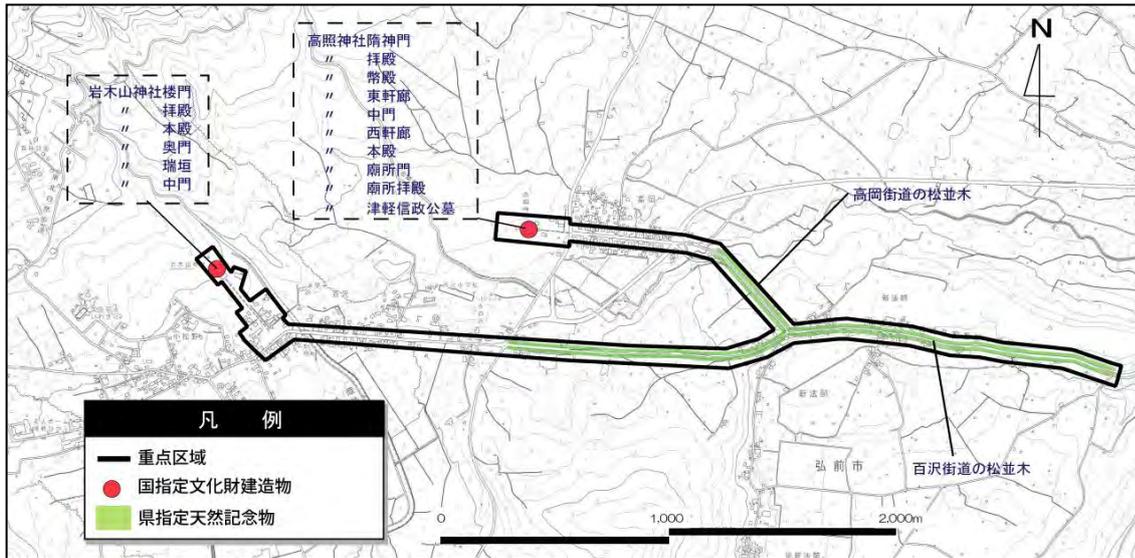
高照神社拝殿（重要文化財）



百沢街道の松並木（県天然記念物）

<sup>36</sup> 東北地方の祭礼などでよく用いられる、両手で持ちすり合わせて音を出す楽器。

図：重点区域「岩木お山参詣地区」における文化財等の分布

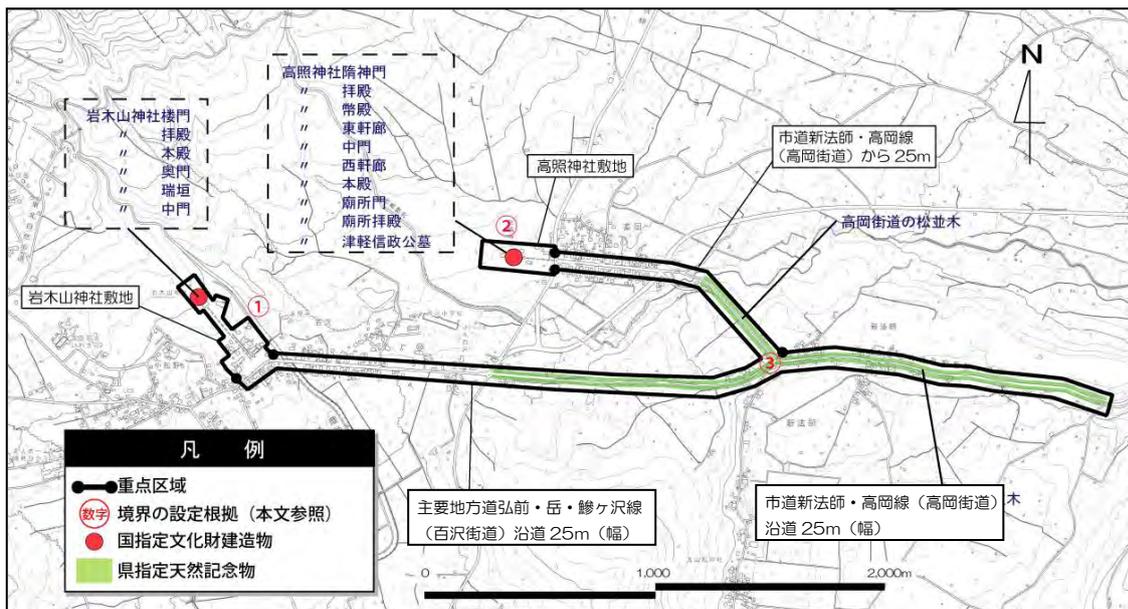


【重点区域の境界について】

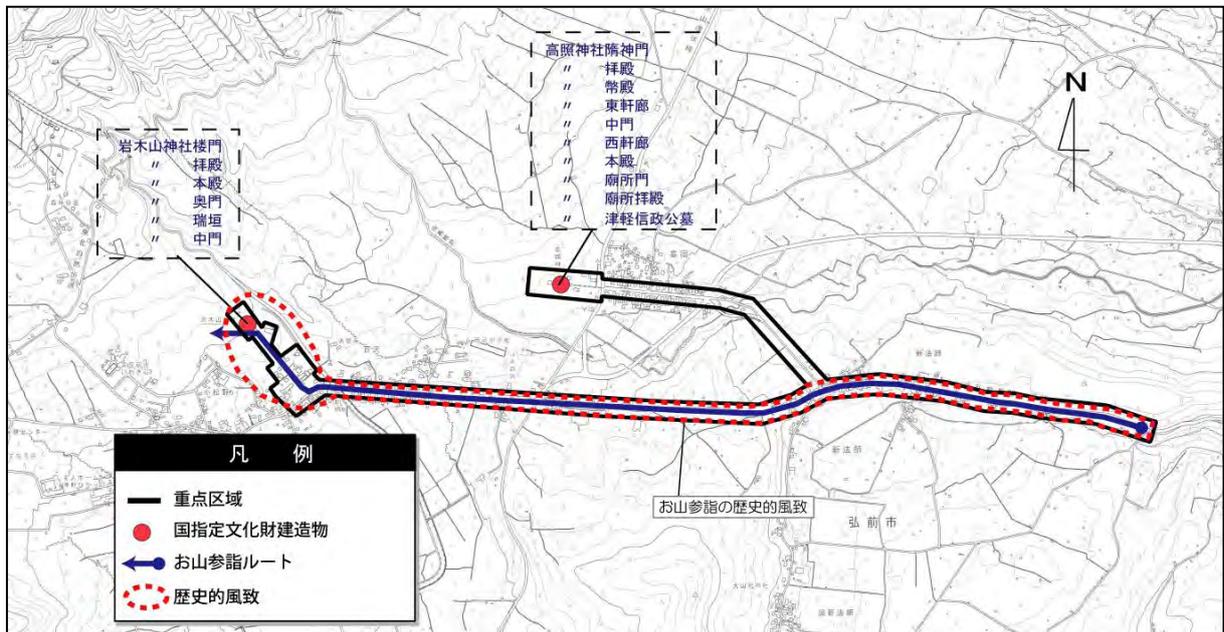
重点区域の境界は、景観計画に取り組む上で、地域の一体性や道路・神社敷地など、市民にわかりやすいように設定します。具体的には、以下の景観の連続性が認められる市道、県道に囲まれた範囲とします。

- ① 歴代藩主から崇敬された岩木山神社(本殿などが重要文化財)の敷地
- ② 4代藩主信政が神式で埋葬されている高照神社(本殿などが重要文化財)の敷地
- ③ 松並木(県天然記念物)がある高岡街道・百沢街道の沿道25m (幅)

図：重点区域「岩木お山参詣地区」と境界



図：重点区域「岩木お山参詣地区」と歴史的風致のまとめ



お山参詣の行列と松並木、岩木山※7

### 【重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果(岩木お山参詣地区)】

重点区域「岩木お山参詣地区」は、霊峰岩木山と結びついた津軽地方一円に渡る民間信仰行事であるお山参詣と、岩木山神社を始めとする周辺の建造物及び参詣ルートとなる松並木が一体となって織り成す歴史的風致が残されている区域です。

お山参詣は、岩木地区（旧岩木町）の人々のみならず、弘前を始め津軽各地の人々により、時代を超えて広く受け継がれてきた伝統行事であり、岩木山は信仰の対象であり続けています。また、平成18年度に実施したアンケート（平成18年度弘前市世論調査「新しい総合計画の策定にあたって」）では、3割を超える市民が弘前のイメージとして岩木山を挙げているように、景観の構成上、欠かすことができない要素でもあります。

このことから、今後とも岩木お山参詣地区において、岩木山神社や高照神社など歴史的な建造物の保全・活用や、建造物周辺の景観的整備等を重点的・一体的に進め、これら区域の歴史的風致が向上することにより、重点地区の範囲のみならず、津軽周辺地域での伝統文化の振興など波及効果が期待できます。



拝殿に向かう参拝者※7



岩木山神社前枅形で囃子を演奏する参拝者※7



岩木山神社前枅形の出店、参拝者、見物客※7

### （3）良好な景観の形成に関する施策との連携

#### ① 都市計画法

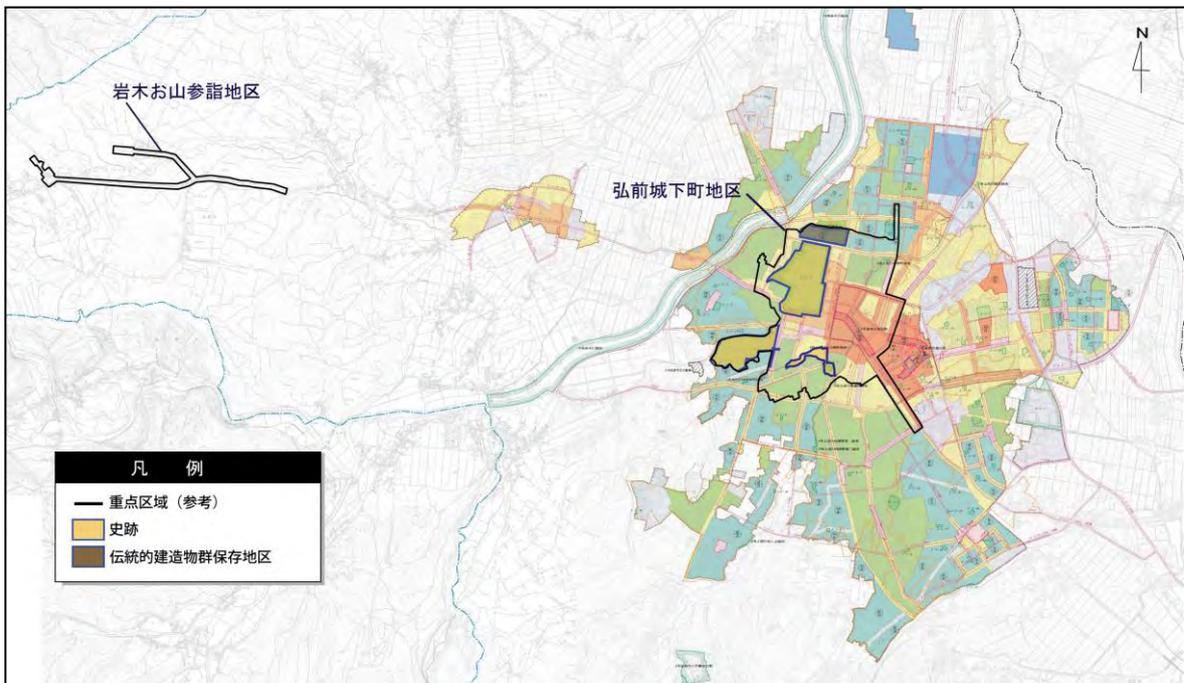
##### i) 区域区分及び用途地域

当市は、市域約 52,300ha のうち、約 34% に当たる 17,897ha が都市計画区域となっています。都市計画区域のうち、弘前城を中心とした旧弘前市の市街化区域が 2,696ha、岩木地区の市街化区域が 117ha、合わせて 2,813ha を市街化区域に指定しています。

「弘前城下町地区」は、全域が市街化区域に位置しています。主な用途地域としては、古くからの商業集積地である土手町地区を中心とした商業地域、史跡津軽氏城跡弘前城を始めとした史跡津軽氏城跡の区域のほぼ全域を第1種中高層住居専用地域、伝統的建造物群保存地区及びその東側の住宅地を第1種低層住居専用地域に指定しています。また、第1種低層住居専用地域は 10m の絶対高さ制限を指定しており、低層の建物による良好なまち並みの形成を図っています。今後、歴史的景観の保全のために、建築物の高さ規制が必要と認められる場合には、高度地区の指定も検討します。

「岩木お山参詣地区」は全域が市街化調整区域に位置しており、周辺の営農環境を保全するとともに、歴史的風致を損なう要因となる開発行為を抑制しています。

図：都市計画図



## ii) 伝統的建造物群保存地区

弘前公園の北側に位置する若党町、小人町、馬喰町の一部にあたる「仲町地区」は、藩政時代を通じて武家町として配置され、城下町弘前の特徴である屋敷構、家屋、生垣、薬医門等を伝承していることから、昭和53年(1978)2月に都市計画法に基づく伝統的建造物群保存地区を定め、同年5月に国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けています。

本地区では、文化財保護法と同法に基づいた弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例により、価値のある環境を良好な状態で保存していくための保存計画を定めるとともに、保存地区内において、建築物の新築、増改築、除却等や土地の造成、区画形質の変更などの現状変更行為に対し規制を行なっています。

なお、本計画の重点区域「弘前城下町地区」は、仲町重要伝統的建造物群保存地区の全域を含んでいます。

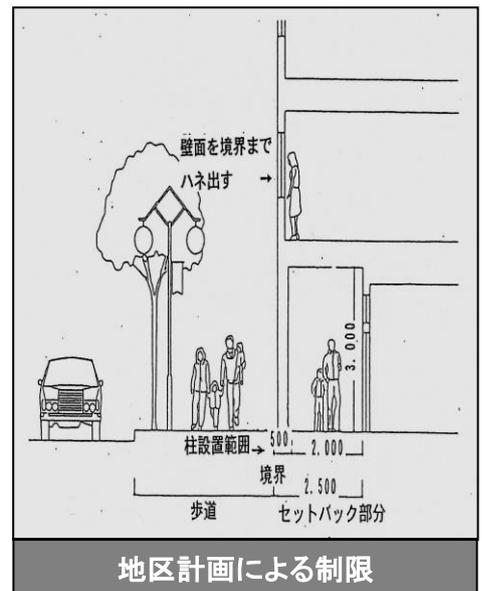
仲町重要伝統的建造物群保存地区(約10.6ha)



## iii) 地区計画

弘前の中心市街地である下土手地区及び駅前上土手町では、良好な都市景観の創出や魅力的な商業業務地の形成を図るため、平成3年(1991)に都市計画法に基づく地区計画を定め、建築物等の壁面の位置の制限や意匠等を統一しました。

建築物の1階部分を前面道路からセットバックし、各個店のエントランス部を統一した意匠とすることで、弘前の伝統的な町家の建築形式である「こみせ」を意識したまち並みが形成されるとともに、快適な歩行者空間として、また、「弘前ねぷたまつり」等祭りやイベント開催時には観覧場所としても活用されており、民有地でありながら公的な空間となっています。



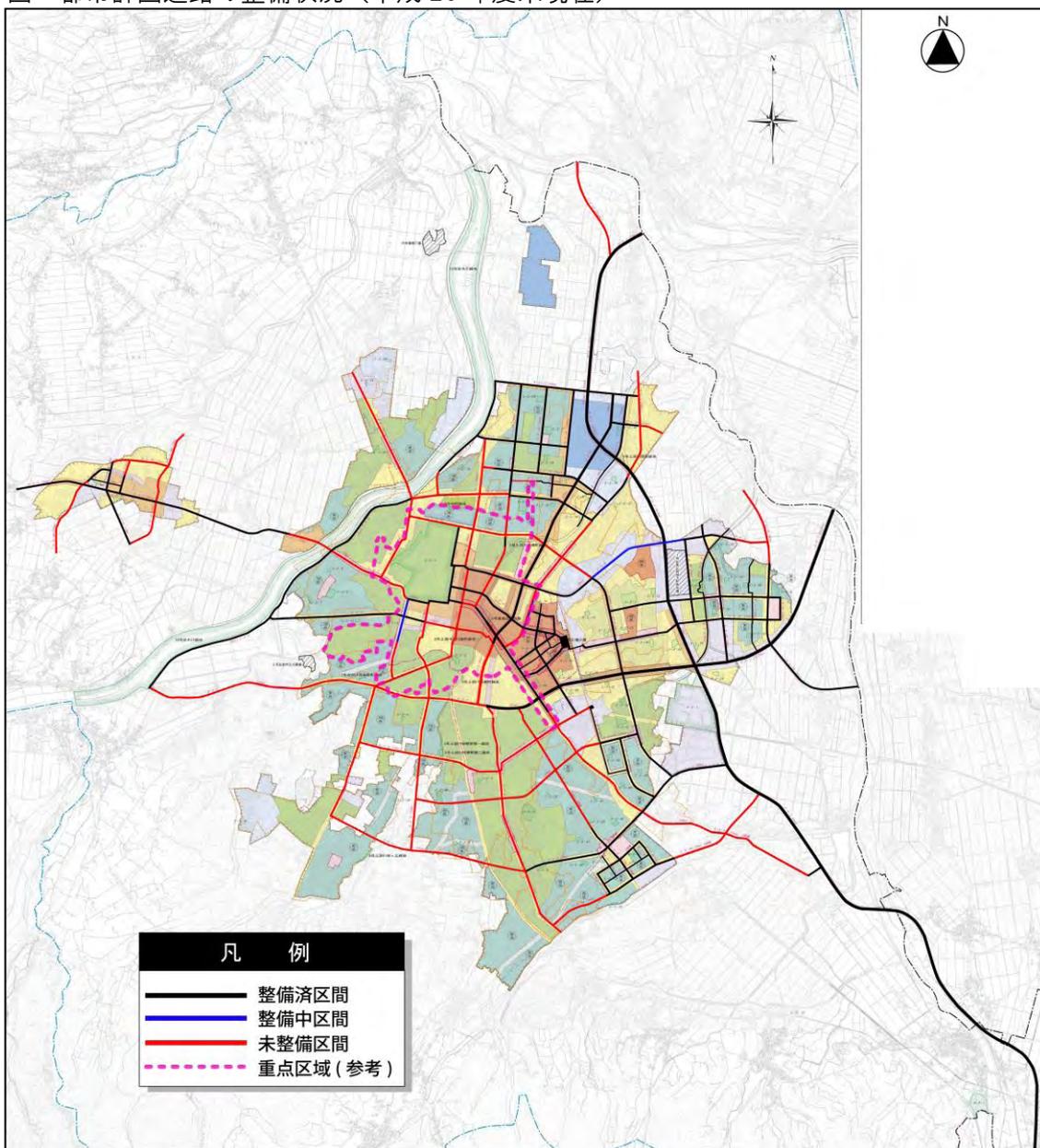
iv) 都市計画道路の見直し

当市では、平成20年度末現在、63路線、約138kmの都市計画道路が計画決定されており、延長で約82.5kmが整備され、整備率は約60%となっています。

近年、人口の減少や少子高齢化の進行など社会情勢が変化していること、また、計画決定された時点に比べ、道路の必要性が変化しているものも存在することなどから、現在、都市計画道路の見直し作業を進めています。

弘前には、城下町時代の町割りや道路形態などが市内の随所に残されていますが、見直しに当たっては、歴史的・文化的資源の保存に加え、これら当市固有の特性を失わないよう十分配慮することとします。

図：都市計画道路の整備状況（平成20年度末現在）



## ② 景観法(景観計画)

当市は、平成2年(1990)に景観に関する総合的な方向性を示した「都市景観ガイドプラン」、平成3年(1991)に眺望景観や大規模建築物の色彩・デザイン等などについての指針を示した「街並み景観ガイドライン」を策定し、平成6年(1994)には弘前市都市景観条例を制定し「大規模行為の届出制度」を実施するなど積極的な景観施策に取り組んでおり、平成24年(2012)6月1日には景観法に基づく弘前市景観計画を施行しました。

景観計画では市内全域を景観計画区域に指定し、建築物等の形態意匠などに関する景観形成基準と届出勧告制度により、良好な景観形成を図っています。

また、景観計画の策定に際し、市民の意識醸成や意見の反映を目的に実施した「私の好きな・大切にしたい弘前の風景」募集や市民アンケートにより、魅力的との意見が多かった歴史的建造物の周辺など、71か所を弘前ならではの景観として「大切にしたい場所・眺め」に定め、景観形成基準を上乗せし、市民と一体となった景観保全を進めています。

さらに、本計画における重点区域で、特に良好な景観形成を図る必要がある弘前公園周辺を「景観形成重点地区」に指定し、きめ細かな規制誘導を行っているほか、優れた眺望点である「弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺め」及び「蓬莱橋から五重塔の眺め」を「眺望景観保全地区」に指定し、眺望景観の保全に努めています。

その他、景観重要建造物の指定による現状変更の規制や適正な管理義務と修理費に対する助成制度により、歴史的な街並みを形成している建造物の保全を図ります。

### ○区域設定のイメージ

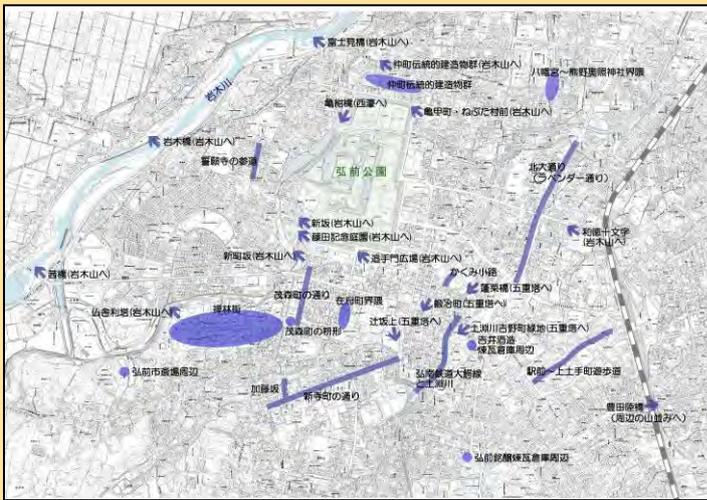


○大切にしたい場所・眺め

【広域図】

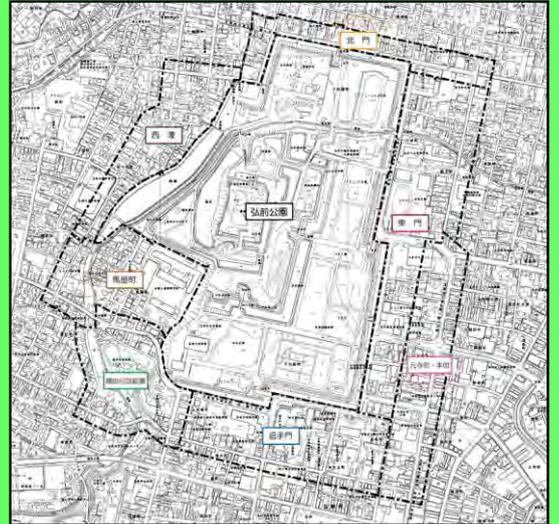


【弘前公園周辺拡大図】



○景観形成重点地区

【位置図】



【景観形成基準】

配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>外堀に面する場合は、外堀と緑(桜)の連続性に配慮し、立地条件に合わせて後退すること。</li> <li>文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置とすること。</li> <li>追手門広場からの岩木山の眺めを阻害しない位置とすること。</li> </ul>
規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>外堀の緑(桜)との調和に配慮した高さとする。また、公園内から眺める板並木の背景から突出した高さとならないこと。</li> <li>文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない規模とすること。</li> <li>追手門広場からの岩木山の眺めを阻害しない高さとする。</li> </ul>
建築物・工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>城下町弘前の歴史・文化を象徴する地区にふさわしい落ち着いた風格のある形態及び意匠とすること。</li> <li>弘前公園の歴史性を意識し、自然素材や光沢がないタイルなど、落ち着いた感じられる素材の採用に努めること。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>弘前公園の歴史性を意識し、無彩色・濃茶などの落ち着いたある色彩とすること。ただし、公園の緑(桜)と調和が認められる場合や自然素材を使用する場合は、この限りでない。</li> <li>複数の色彩を使用する場合は、コントラストが大きくなりすぎないよう工夫すること。</li> <li>屋根は、黒、濃茶などの落ち着いた色彩とすること。</li> <li>文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。</li> </ul>
屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路や外堀等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物等の本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないこと。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>生垣や伝統的な塀等の設置に努めること。</li> <li>自動販売機の外装部分の色彩は、原則として濃茶とすること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓の内部パネル内で使用すること。</li> </ul>

○眺望景観保全地区

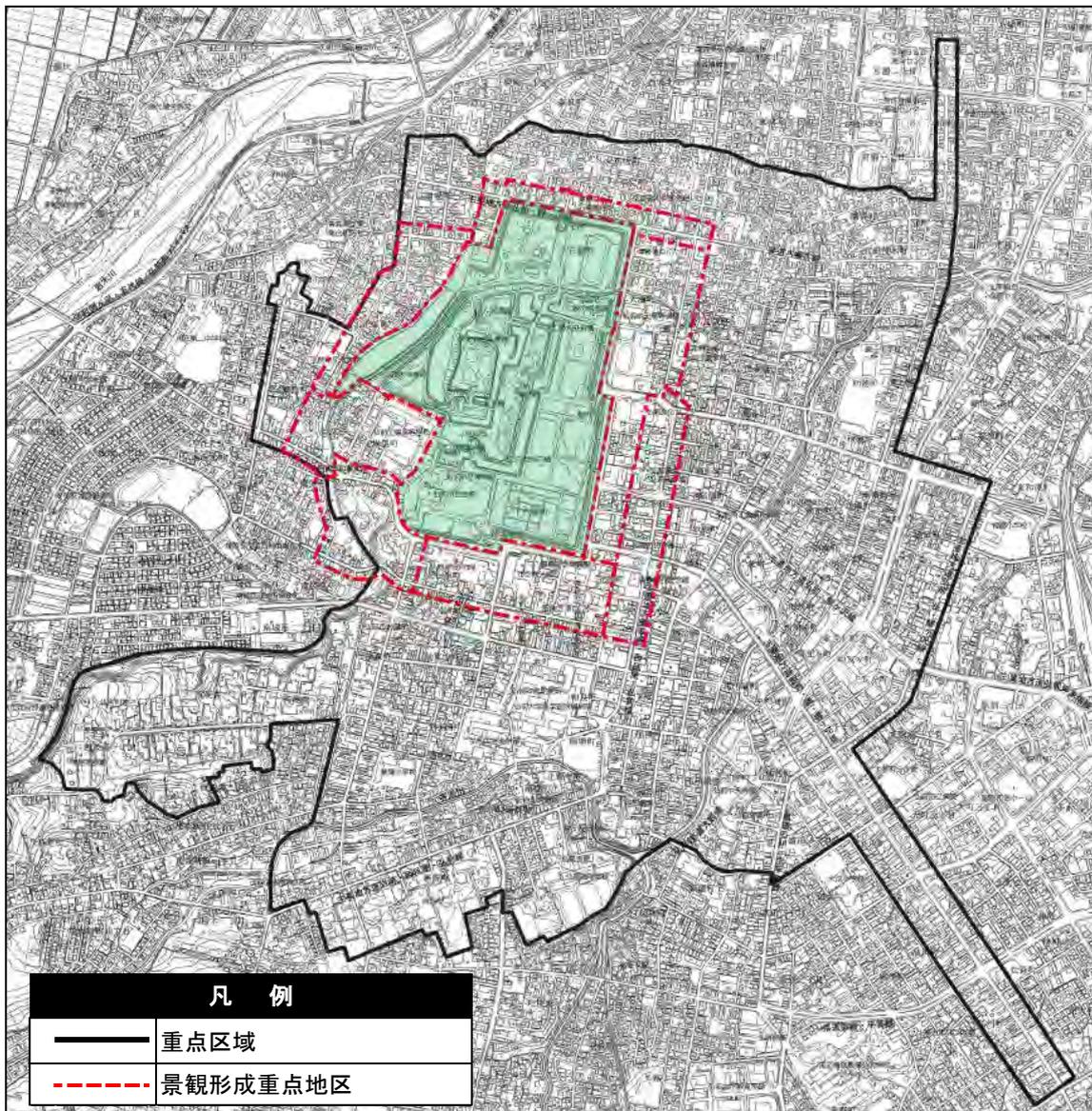
【弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺め】



【蓬莱橋からの五重塔の眺め】



## ○重点区域と景観形成重点地区の概念図



## ③ 屋外広告物法

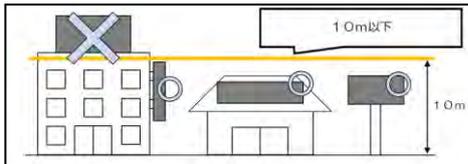
当市では、平成 14 年度から、青森県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の許可事務を行っていましたが、平成 24 年度の景観計画の施行と合せ、弘前市屋外広告物条例を施行し、弘前城を始めとした歴史的な街並みや岩木山などの自然景観等、当市の景観特性に応じた許可基準を新たに定め、良好な景観形成を図っています。

具体的には、景観形成重点地区において、広告物の設置等を地上からの高さ 10 m 以下に制限するほか、眺望景観保全地区においても景観形成基準と同様の高さ制限を定めています。

さらに色彩基準を景観形成重点地区と眺望景観保全地区に上乘せし、歴史的な街並みや自然景観の保全に努めております。

また、第1種・第2種低層住居専用地域や、国・県・市指定文化財建造物の周辺50m以内の区域及び史跡、名勝は、屋外広告物の表示等を禁止する禁止地域に定め、良好な景観形成と風致の維持を推し進めています。

○景観形成重点地区の高さ基準



○眺望景観保全地区の高さ基準

【弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺め】

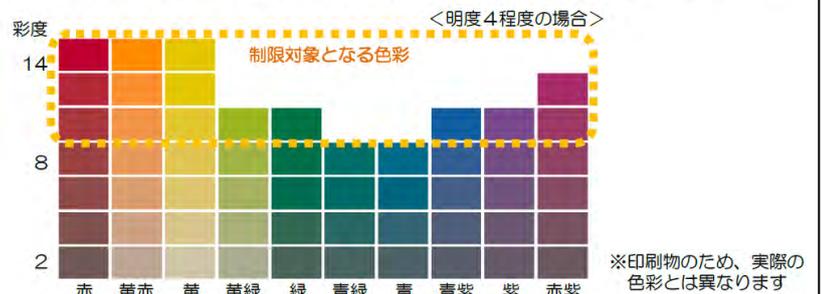


【蓬萊橋からの五重塔の眺め】

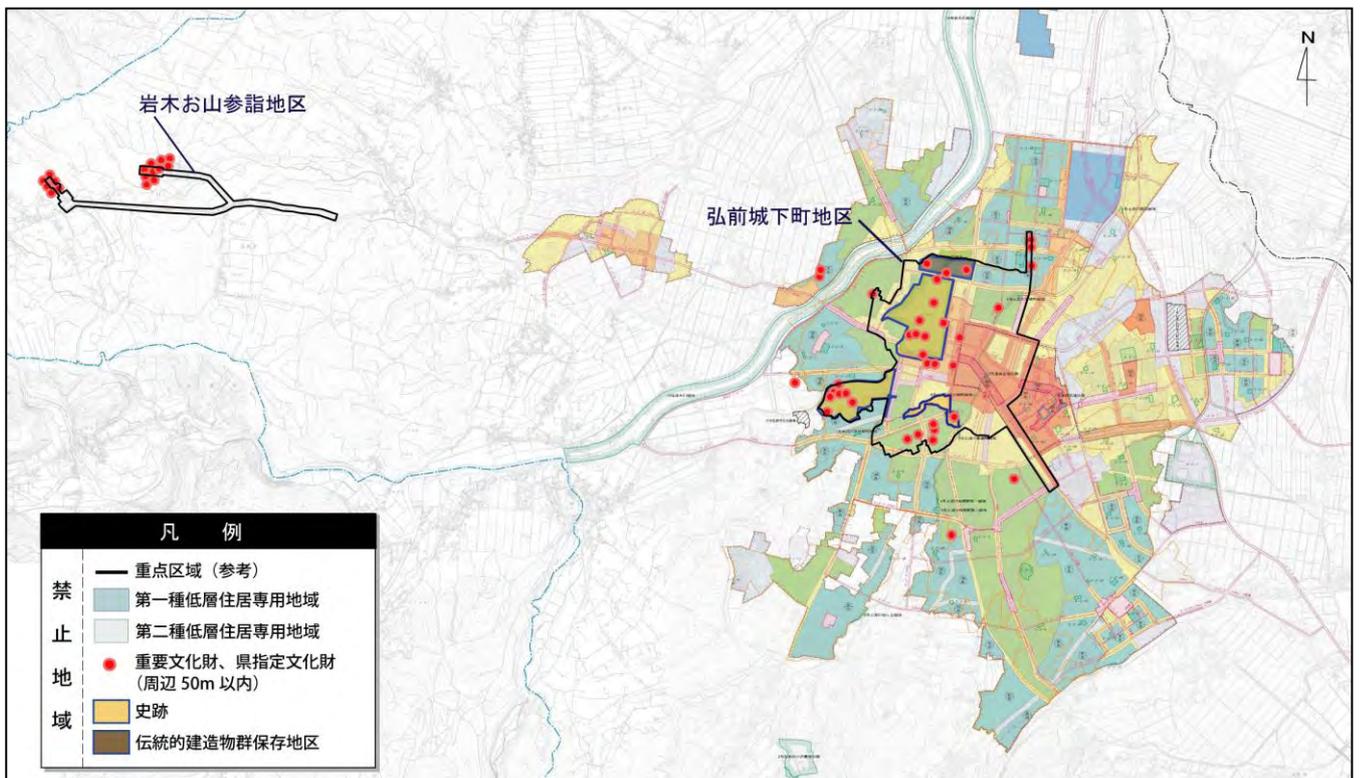


○景観形成重点地区・眺望景観保全地区の色彩基準

弘前公園の木々や、山並みの眺めなどから、豊かな四季の移ろいを感じられるよう、花の色よりもけばけばしい色を大量に使用することを避けるため、マンセル値の彩度8を超える色彩の使用は表示面積の2分の1以下とします。一般に面積の2分の1以下である「文字の色」や「アクセント」等には、自由な色使いが可能です。



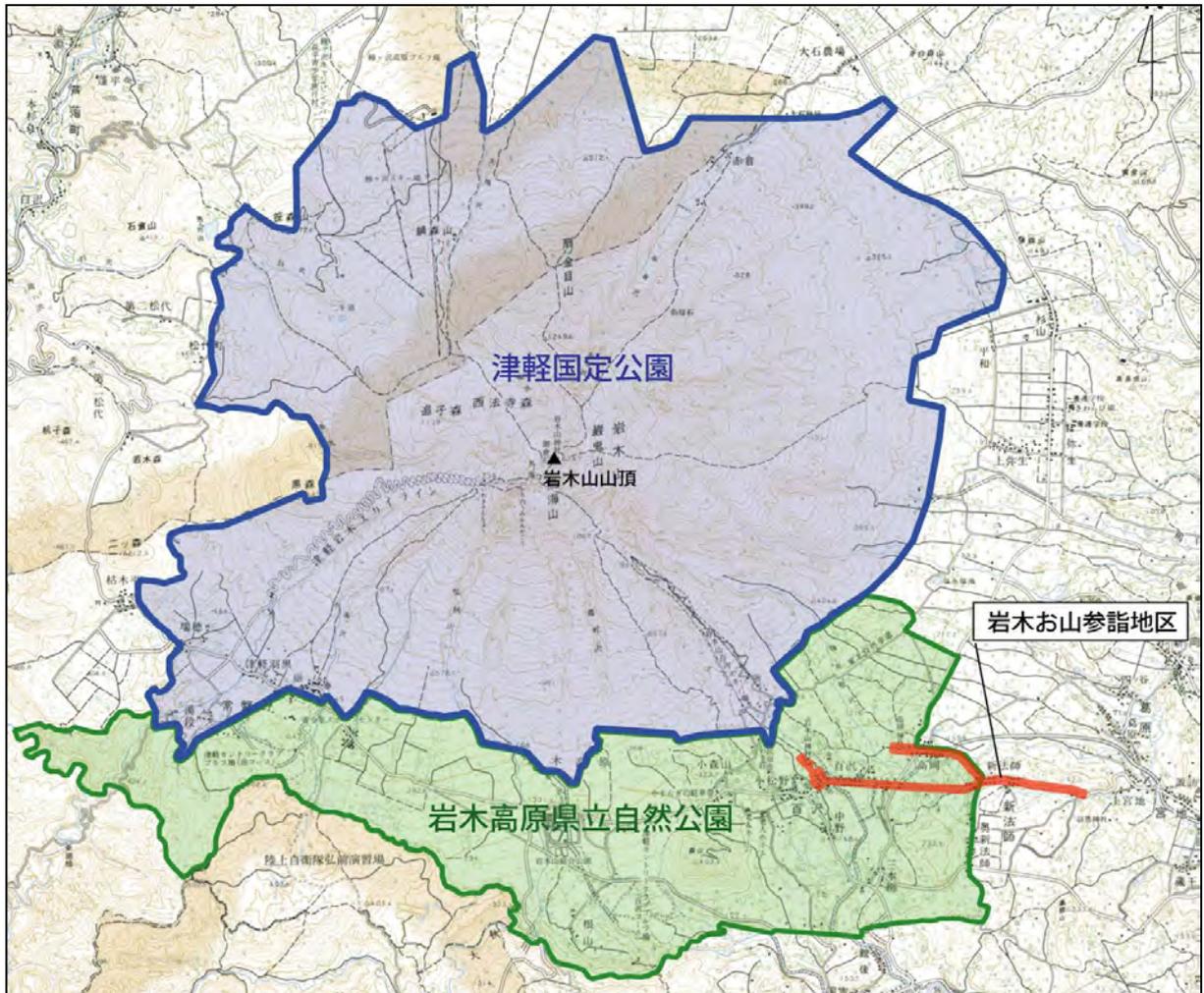
○屋外広告物禁止地域概要図



#### ④ 青森県立自然公園条例

岩木山の南麓に広がる高原を含んだ2,587ヘクタールが、青森県立自然公園条例に基づく青森県立自然公園に指定されており、この区域内に岩木お山参詣地区の一部が含まれています。このうち、岩木山神社及び高照神社の敷地内は、特別地域に指定されており、工作物の新築・改築や、広告物の設置等は許可が必要となっています。その他の区域は、事前の届出が必要とされています。

図：青森県立自然公園及び津軽国定公園と重点区域「岩木お山参詣地区」



## 第5章 文化財の保存及び活用の基本的方策

### (1) 弘前市全体に関する方針

#### ① 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

城下町である弘前には、藩政時代からの町名や、小路・枅形などの街路形態、そして寺院街のたたずまいが残っています。

また、藩政時代以来の建造物が弘前城の周辺に多く残り、市内に広く点在しています。

近代以降も、明治・大正期の教会、宣教師館などの洋風建築、昭和期の鉄筋コンクリートなどが、城下町の東部分とその周辺の東南に延びて点在しています。これら現存の建造物を追っていくことで、藩政期以降、明治から昭和にかけての、町の拡張していった過程が分かります。

文化財建造物を取り囲むように、周りに建つ民家や店舗がその光景に合わせるように時代の流れを造る構成要素になり、藩政時代の和風建築と近現代の建築が混在している弘前独特の景観を造り上げてきました。

しかし、歴史的建造物は年毎に減少してきており、歴史的に形成されたまち並や街路などの歴史的な環境の減少も進んでいます。

こうした歴史的な環境を、地域の歴史や文化を凝縮した存在として大切に保護し、他の文化財ともども後世へ継承していくために、今までも行ってきた、藩政期以来の町名を紹介する「古町名標柱」の整備や、文化財周辺の環境整備など、所有者などとの連携を深めて、具体的な方策を検討します。

また、文化財への関心や、それを生んだ地域への愛着心を増幅させるためにも、文化財の持つ真の価値を損なうことなく新たな機能や用途を付加して活用を進めるとともに、案内板や説明板を計画的に設置していくなどの情報発信や、公開を含めた活用について検討します。

まち並み以外にも、藩政時代に生み出された伝統工芸や民俗芸能、祭礼行事などが、歴史的な変遷の中で、主に城下町を中心とする生活の場を主として育かれ、現在まで市内に広く残ってきました。

しかし、社会の急激な変化に伴って、後継者不足や行事の形態の省略化などといった問題が生じています。

このことから、伝承活動のすそ野を広めるためにも、さらに多くの人々の目に触れるような環境の整備を図る必要があります。用具の修理や伝承活動への支援を継続しながら、保存・伝承の観点からの発表の場を設けるなどを行って、郷土への関心や愛情を育成していき、後継者の確保へとつなげていくことを目指します。

指定文化財については、第1章(3)に示したとおりですが、個別の所有者や管

理者により、それぞれ保存・活用が図られています。

保存管理計画は史跡津軽氏城跡について策定されていますが、それ以外の文化財では策定されていません。今後、適切な保存管理を行う上でも必要なことから、可能な限り計画を作成することとし、それまでは、文化財保護法・青森県文化財保護条例・弘前市文化財保護条例などの法令等に基づき、所有者・管理者等に適正な保存・活用が図られるよう指導・助言をします。また、個別の文化財についても不断に調査・研究を行い、新たな価値付けを行った上で市民へ情報発信し、文化財への関心を高めてもらうようにします。

未指定の文化財は、分野別に調査・研究を行って実態の把握に努めるとともに、調査・研究によって得られた知見に基づいた価値付けを行い、市の文化財として指定する方針を立てます。

## ② 文化財の修理(整備を含む。)に関する方針

国・県指定の文化財は、専門員の文化財パトロールにより、破損状況等を確認しています。市指定の文化財は、定期的に文化財保護行政担当職員が見回り、必要に応じて所有者に聞き取りをするなどしています。

指定文化財の修理及び整備に当たっては、これまでと同様に、法令等に基づいて適宜関係機関と連携を図りながら実施しますが、その際には、事業補助を含めた支援も実施します。

復元や大規模修理の実施に当たっては、歴史的真正性を確保するため、学識経験者、行政、地元などからなる修理委員会を組織して指導助言を仰ぐとともに、必要に応じて外部の有識者等からの意見を得ながら実施します。同時に、資史料の詳細な調査を行い、歴史的真正性を損なうことなく、適切な修理及び整備を実施します。

なお、これまでも一般市民に指定文化財の修理中の工事現場を公開し、伝統的技法や修理用資材に対する市民の理解を深めてきましたが、今後も、適宜現場を公開する機会を設けて市民に情報発信していきます。

【重要文化財長勝寺本堂修理現場公開】



### ③ 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

弘前市には、登録博物館である市立博物館と展示施設が5施設ありますが、ほとんどは、専門的なスタッフが配置されていない、空調などの設備がないなど、保存・活用に適さない状況にあります。特に、民間の高照神社宝物殿は、重要文化財を2件、県指定文化財を4件、市指定文化財を10件収蔵していますが、施設の老朽化や専門的スタッフの配置がないこと、展示室、収蔵庫のスペースの不足などが問題となっています。

市立博物館は、弘前公園の南西部に位置し、弘前公園を訪れた人が足を運びやすい場所にあります。主として、藩政期以降の弘前の歴史について資料展示しており、また、文化財の保存管理やガイダンスの役割も担っています。特に、文化財の保存管理については、施設・設備の規模などから、市内の文化財の受け皿として機能しています。一方で、収蔵庫のスペース不足や施設そのものの老朽化（昭和52年開館）もあり、バリアフリー及び耐震対策のほか展示方法の検討など、よりよい環境での保存・活用を図るため、財政状況との調整を図りながら施設の改善計画を立て、課題解消に向けて具体的に着手していきます。

また、文化財保護課による文化財の調査等の結果が市立博物館の展示に直接的に反映される体制が整っていないため、今後は、他の施設間を含め、文化財に関する情報の共有と連携を図っていきます。

弘前の主要な文化財は、弘前公園の周辺に位置しており、弘前の文化が弘前城跡を中心とした空間で育まれたことを示しています。しかし、今まで弘前城についての歴史を資料展示している施設がなかったことから、便益施設を兼ねた文化財の保存・活用に資する利活用施設の設置を計画します。

施設整備に当たっては、発掘調査を実施し、地下遺構の有無を確認するとともに、確認された遺構についてはその保護を図る施設設計を行います。

各所に設置されたトイレについては、現位置での更新を図ることを基本とし、二の丸のトイレについては、利活用施設と一体的に整備を行うことを検討します。

休憩施設についても、高齢者や障害者等が休憩なしに歩ける距離の目安が200～400m程度とされていることから、追手門・四の丸北門・三の丸東門から300～500mに位置するところである二の丸内に、休憩所設置の検討を行います。

### ④ 文化財の周辺環境に関する方針

前述のとおり、弘前公園周辺は文化財の集中している地区であり、弘前固有の文化を象徴していると考えられます。しかしながら、現在の生活様式の変化は、景観にも大きな影響を与え、かつての城周りの景観は大きく変貌しています。

このため、弘前市都市景観条例や景観整備の方針である「都市景観ガイドプラン」の策定などにより、文化財と周囲の景観、環境との調和を図ってきました。

今後は、歴史的に形成されたまち並や景観を保存し活用を図るため、都市計画法や景観法等の活用により、街路の整備や電線類地中化、文化財への案内板の設置等の施設整備を行うなど、文化財の周辺環境の保全に努めます。

#### ⑤ 文化財の防災に関する方針

文化財の適切な保存・活用のために、火災・震災などの災害に対する備えや防犯体制を整備する必要があります。特に、建造物は、大部分が木造であることから火災への対応が必然であり、所有者と協議して、法令等に基づいた適正な機器の設置や防災訓練等を行います。今まで、国指定文化財は、文化財防火デーに併せて防火訓練を市内2ヶ所で行い、地域の防災意識を高めてきましたが、所有者のみならず、広く防災意識を形成するためにも、所有者が組織している自営消防隊等と消防署とが連携した体制を整えていくよう指導します。

また、震災から指定文化財を守るために、所有者の協力を得て耐震調査を計画します。調査の結果を踏まえ、保存修理等との調整を図りながら耐震補強を行っていきます。

近年、全国的に文化財が傷つけられたり、焼失するなどの事件が立て続けに起きていますが、所有者・管理者等に対して、定期的な見回りや点検を呼びかけたり、防犯設備の設置について補助事業等の支援体制を強化していきます。

#### ⑥ 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

現在、ほとんどの指定文化財には、広く文化財に対する理解を得るため説明板を設置しており、また、『弘前の文化財』などの啓蒙的な冊子を頒布して市民への周知を図っています。史跡津軽氏城跡堀越城跡や平成20年度に国指定史跡を目指すための調査が終了した大森勝山遺跡などは、発掘現場を市民に公開して、その成果を積極的に発信しています。一般公開されていない指定文化財は、所有者と協議し、期間限定で公開するなどの今まで行っていなかった方法を模索し、活用を進めていきます。

有形文化財（建造物修理）については、文化財保護意識の普及を図るためにも、修理現場を公開していますが、今後も継続して公開していきます。



【大森勝山遺跡一般公開】



【堀越城跡一般公開】

なお、市町村合併に伴い、増加した指定文化財を旧市町村地区に隔てなく周知してもらうため、平成22年3月、新たに『弘前の文化財』を発行しました。

重要無形民俗文化財である「弘前のねふた」や「岩木山の登拝行事」は、祭礼行事という性格からも、参加者が多く、各町会などを中心として、現在まで後継者育成などが行われてきました。運行形態や、囃子の演奏などの伝承について、各団体とも意識が高く、地域を代表する祭礼行事として維持しています。

一方民俗芸能などの地域に密着して伝承されてきた文化財が、現在の社会状況の急速な変化で断絶の危機に瀕しています。今までも、民俗芸能の保存団体に用具修理や後継者育成事業など伝承活動への財政的な支援を行ってきましたが、今後は、民俗芸能を積極的に公開、情報発信する場を設けるための支援を行います。多くの市民の目に触れることで、その理解を深めてもらい、保存団体には、自分たちの地域で伝えてきた民俗芸能に対する誇りを喚起してもらい、また、後継者の確保と支援者の拡大に努めます。

#### ⑦ 埋蔵文化財(史跡含む)の取り扱いに関する方針

文化財保護法に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地は、現在448箇所指定されています。時代は、旧石器時代から、縄文時代、弥生時代、奈良時代・平安時代・中世・近世にわたり、また、種別も集落跡、城館跡、窯跡、庭園跡など多種多様となっています。城下町である弘前では、今後も近世期の遺跡が発見されることが考えられます。文献資料などの調査を含め試掘・確認調査等の現地調査を行い、遺跡の性格や内容を把握して、周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱うことを検討します。これらの中で、史跡指定を受けているものは、国史跡の津軽氏城跡及び大森勝山遺跡並びに市指定史跡の革秀寺境内及び吉田松陰来遊の地の4件となっています。津軽氏城跡は、市内では堀越城跡と弘前城跡が所在し、弘前城跡は、さらに、弘前城と長勝寺構、新寺構の3ヶ所で構成されています。

埋蔵文化財の取扱いは、現状保存を基本に、やむを得ず遺跡内に開発が計画された場合には、文化財保護法に基づき発掘調査を実施するほか、必要に応じた保護措置を図ります。

また、出土遺物については、青森県教育委員会が定める「出土品の取扱基準」により適正に保管・管理及び活用します。

国指定の場合は文化財保護法、県指定史跡（現在、指定なし）の場合は、青森県文化財保護条例、市指定史跡の場合には弘前市文化財保護条例などに基づき、適正な保護を図ります。

中でも、史跡津軽氏城跡は、『史跡津軽氏城跡保存管理計画策定報告書』に基づき、史跡の保存・整備・活用を図ることとしますが、整備・活用に当たっては、整備計画を策定した上で、文化庁並びに青森県教育委員会と連携して行うものと

します。

### ⑧ 文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制

弘前市における文化財の保存・活用に関する体制は、教育委員会内の文化財保護課が主に担当していますが、各事業に伴う専門的な事項は、表のとおり、弘前市文化財保護審議会など各種審議会や委員会を設置し、助言・指導を受けています。

また、庁内の体制としても、現在、弘前城跡について市長部局の公園緑地課と連携しているように、全庁的に関係部局が相互に補完しながら、文化財の保存・活用を行っていきます。

表【審議会・委員会の設置状況】

名称	委員数	専門分野別人数	根拠法令等
弘前市文化財審議委員会	9	歴史(1)考古(1)美術(2)自然(2) 建築(1)民俗(1)全般(1)	弘前市文化財保護条例
弘前市伝統的建造物群保存地区保存審議会	11	歴史(1)建築(1)地域住民(5) 民俗(1)関係行政(3)	弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例
史跡津軽氏城跡弘前城跡整備計画策定委員会	8	歴史(2)建築(1)考古(1)城郭(2) 観光(1)議会(1)	史跡津軽氏城跡(弘前城跡)整備計画策定委員会設置要領
弘前城跡本丸石垣修理委員会	7	歴史(2)城郭(3)考古(1)耐震(1)	弘前城跡本丸石垣修理委員会設置要領

### ⑨ 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO 等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

弘前市には、文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体として、文化財の所有者（保持者）によって組織された団体があります。

重要文化財（建造物）の適正な維持管理を目的として、重要文化財の所有者又は管理者によって、重要文化財所有者連絡協議会が組織されていますが、教育委員会の文化財保護課が事務局として、文化財所有者の意見交換や各研修のコーディネートを行っています。今後も文化財の適正な維持管理のため、情報の共有や研修の企画などを協議会と協働で計画していきます。

また、伝統的建造物群保存地区では、地区住民が弘前市仲町伝統的建造物群保存会を組織し、住民の立場からまち並みの維持管理と保存に努めています。近年、保存会の会員の減少及び高齢化、さらには、地域住民同士のつながりが希薄になってきたことなどから、まち並みの保全に関わる人材が減少してきています。このことから、今後、まち並み保存に関わる人材の育成を保存会と協働で計画していきます。

また、各地域の民俗芸能や伝統行事を保存・伝承している団体も、19団体あります。これらの団体も、地域社会の高齢化等により後継者不足の問題に直面していますが、⑥で前述したように後継者の確保を図っていきます。

現在、観光ボランティアガイドが市内に1団体あります。主として、弘前公園に関するガイドを観光客に対して行っています。

## （2）重点区域に関する具体的な計画

### ① 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

弘前市では、指定文化財のうち、国指定 77%、県指定 79%、市指定 61%、全体で 65%が重点区域内に存在しています。建造物については、国指定で 85%、県指定で 93%、市指定が 58%、全体では 81%が重点区域内に存在しています。これら集中的に存在する文化財の保存・活用が、当市の歴史的風致の根幹となるため、計画的に修理及び整備を行います。

これまでは、維持・保存を中心とした整備をしてきたもので、文化財全般の保存活用方針等は作成されておらず、指定物件ごとの整備計画も具体的な記述はしていません。

今後は、現状を踏まえた上で所有者と協議しながら、活用を考えた整備を図っていきます。

また、文化財の保存・活用を行う際に、修理や整備といった現状変更等を伴うものは、文化庁等関係機関と連携の上、文化財の調査・研究による歴史的な真正性を確保した適正な修理・整備を実施していきます。

未指定のものは、弘前市文化財審議委員会などの助言を仰ぎながら計画的に調査を進め、文化財としての価値付けが定まれば、指定して適切な保護を行います。

#### i) 記念物

重点区域内に、国指定の史跡が 1 件、市指定の史跡が 2 件存在しています。国登録文化財の記念物として、庭園が 2 件（揚亀園、旧菊池氏庭園（弘前明の星庭園））存在しています。

史跡津軽氏城跡弘前城跡については、保存管理計画に基づき、適切な保存・活用に努めます。

#### ii) 伝統的建造物群

国の重要伝統的建造物群保存地区として選定を受けている弘前市仲町伝統的建造物群保存地区は、選定から 30 年が経過し、自家用車の普及など生活様式が大きく変化してきていることから、地区の実情をよく加味して、適切な修理・修景に努めます。

#### iii) 有形文化財(建造物)

歴史的建造物については、文化財の所在調査を行っています。

所在を確認し、写真で記録し、特徴のある間取りや建て方などについて平面図・立面図を作成し、重要な物件は、調査報告書を作成します。

解体予定の建物の中で、旧武家住宅3棟（旧伊東家住宅、旧梅田家住宅、旧笹森家住宅）及び洋風建築物1棟（**日本基督教団**弘前教会旧牧師館）は、解体するときに所有者から部材を譲り受けて保存し、うち旧武家住宅3棟（旧伊東家住宅・旧梅田家住宅・旧笹森家住宅）は、伝統的建造物群保存地区に移築し公開しています。解体部材については、保管庫を借りて保管しています。

文化財建造物の所有者は、市のほか、宗教法人、学校法人及び個人となっていますが、都市機能と文化財とが調和した景観及び歴史的文化遺産の保存と活用を検討します。

神社本殿や寺の本堂、教会などは、そのままの形で保存して使用され、洋風建築の一部は、貸し館や喫茶店に利用しているなど活用形態に幅がひろがってきており、今後は、現状を踏まえた状況で所有者と協議しながら、活用を考えた整備を図っていきます。

## 公開している建造物

平成29年4月14日現在

## 国指定文化財

指 定 区 分	名 称 等	公開状況	所 有 者
重 要 文化財 建造物	弘前城 天守	公開（有料）	弘 前 市
	弘前城 二の丸辰巳櫓	外観のみ（無料）	弘 前 市
	二の丸末申櫓		
	二の丸丑寅櫓		
	二の丸南門		
	二の丸東門		
	三の丸追手門		
	北の郭北門（亀甲門）		
	三の丸東門	外観のみ（無料）	最 勝 院
	最勝院五重塔	外観のみ（無料）	長 勝 寺
	長勝寺三門	公開（有料）	長 勝 寺
	津軽家霊屋		
	環月臺、表門・玉垣		
	碧巖臺、表門・玉垣		
	明鏡臺、表門・玉垣		
	白雲臺、表門・玉垣		
	凌雲臺、表門・玉垣	外観のみ（無料）	弘 前 八 幡 宮
	弘前八幡宮 本殿 唐門	外観のみ（無料）	誓 願 寺
	誓願寺山門	公開（申込必要）	革 秀 寺
	津軽為信霊屋	公開（無料）	（株）青森銀行
	革秀寺本堂	公開（有料）	個 人
	旧第五十九銀行本店本館	公開（無料）	（学）弘前学院
	石場家住宅	改修のため平成29年 まで非公開	（学）弘前厚生学院
	弘前学院外人宣教師館	外観のみ（無料）	岩 木 山 神 社
	旧弘前偕行社	外観のみ（無料）	高 照 神 社、個人
	岩木山神社 楼門 拝殿 本殿、奥門、端垣、中門	外観のみ（無料）	弘 前 市
	高照神社 本殿、中門、西軒廊、東軒廊、拝殿及び幣 殿、随神門、廟所拝殿、廟所門、津軽信政公墓	外観のみ（無料）	熊 野 奥 照 神 社
	東照宮本殿	非公開	長 勝 寺
熊野奥照神社本殿	公開（有料）	長 勝 寺	
長勝寺御影堂	公開（有料）	弘 前 市	
長勝寺本堂	公開（有料）	長 勝 寺	
庫裏	公開（無料）	弘 前 市	
旧弘前藩諸士住宅	公開（無料）	弘 前 市	

## 県指定文化財

県重要 建造物	久祥院殿位牌堂	公開（無料）	隣 松 寺
	三尊仏及びその厨子堂	公開（有料）	長 勝 寺
	旧岩田家住宅	公開（無料）	弘 前 市
	旧東奥義塾外人教師館	公開（無料）	弘 前 市
	旧弘前市立図書館	公開（無料）	弘 前 市
	日本聖公会弘前昇天教会 教会堂	公開（無料）	日 本 聖 公 会 弘 前 昇 天 教 会
	巖鬼山神社本殿	外観のみ（無料）	巖 鬼 山 神 社
	旧青森県尋常中学校本館	公開（申込必要）	青 森 県
	日本基督教団弘前教会教会堂	公開（無料）	日 本 基 督 教 団 弘 前 教 会
	袋宮寺本堂	公開（申込必要）	袋 宮 寺
	円明寺本堂	公開（無料）	円 明 寺
	報恩寺本堂	公開（無料）	報 恩 寺
	本行寺護国堂	外観のみ（無料）	本 行 寺
	旧伊東家住宅	公開（無料）	弘 前 市
	岩木山神社社務所	外観のみ（無料）	岩 木 山 神 社
	熊野宮本殿 附 棟札三枚	外観のみ（無料）	熊 野 宮

## 市指定文化財

指 定 区 分	名 称 等	公開状況	所 有 者
建造物	黒門	外観のみ（無料）	長 勝 寺
	栄螺堂	外観のみ（無料）	蘭 庭 院
	揚亀園揚亀庵	公開（有料）	個 人
	乳井神社の五輪塔	公開（無料）	乳 井 神 社
	乳井神社社殿（旧毘沙門堂）	外観のみ（無料）	乳 井 神 社
	旧小山内家住宅	公開（無料）	弘 前 市
	旧青森銀行津軽支店	公開（無料）	弘 前 市
	旧藤田家住宅（太宰治学生時代の下宿）	公開（無料）	弘 前 市
	高照神社 文庫	外観のみ（無料）	高 照 神 社

## 国登録有形文化財

建造物	旧第八師団長官舎（弘前市長公舎）	公開（営業店舗）	弘 前 市
	旧藤田家別邸 洋館 和館 倉庫（考古館） 冠木門及び両袖番屋	公開（有料）	弘 前 市
	旧弘前無尽社屋（三上ビル）	公開（営業店舗）	個 人
	木村産業研究所	公開（無料）	木村産業研究所
	旧制弘前高等学校外国人教師館	公開（営業店舗）	国立大学法人 弘 前 大 学
	石場旅館	公開（無料）	個 人
	翠明荘（旧高谷家別邸） 洋館 日本館 奥座敷 土蔵 門 四阿	公開（営業店舗）	㈱ ムジコ・ クリエイト
	弘前市庁舎本館	公開（無料）	弘 前 市

## iv) 美術工芸品

美術工芸品は、博物館等で展示・公開される機会も多く、市民や観光客の目にとまります。

絵画や彫刻は、現在老朽化や破損が見受けられることから、今まで、刀の修理以外の修理履歴はありませんでしたが、専門家等に調査や修理を依頼するなど、今後、適正な保存に努めます。

市では、修復が終わった美術工芸品などについては、所有者と協議の上、積極

的に公開をするよう働きかけていきます。

#### v) 民俗文化財・無形文化財

重点区域内には、重要無形民俗文化財の弘前のねふた、岩木山の登拝行事、青森県指定有形民俗文化財である高照神社奉納額絵馬、そして弘前市指定無形民俗文化財松森町津軽獅子舞があります。弘前のねふたや岩木山の登拝行事については、前述のとおり、参加している町会や各団体が、地域を代表する祭事や行事だという意識を強く持って後継者を育成しています。松森町津軽獅子舞は、保存会会員の高齢化が進んだことで、踊りの時間が長いものや、激しい踊りを行うことが少なくなり、結果、演目が減少したり、踊り方自体も変化してきています。用具の修理など、伝承活動への補助を行ってきましたが、今後は、過去に記録保存したVHSテープのデジタルメディアへの変換と、関係施設への配布などを通じて普及し、後継者の確保を図ります。

伝統工芸は、高齢化による後継者難や経営の悪化による担い手不足が問題となっており、後継者の育成が急がれています。弘前市指定無形文化財津軽塗については、保持団体である津軽塗技術保存会が後継者育成を進めており、また、産業技術としては、業界が主体となって研修を行い、広く技術の伝承を図ろうとしています。多くの伝統工芸は徒弟的な伝承形態を保持しており、底辺の拡大にはつながっていません。伝統工芸は、記録保存とも絡めて、技術を多くの人々に触れてもらい、後継者育成へとつながる公開活動や研修会などの開催を、庁内や関係機関などと連携して、推進します。

### ② 文化財の修理(整備を含む。)に関する具体的な計画

文化財の修理及び整備に当たっては、法令等に基づいた手続きを行うとともに、適宜関係機関と連携を図りながら実施します。

#### ・津軽氏城跡弘前城跡（国指定史跡）

史跡津軽氏城跡弘前城跡は、弘前市の中心に位置する都市公園でもあり、弘前さくら祭りの期間中は毎年200万人を超える花見客で賑わいます。このうち、本丸と北の郭が有料区域となっており、北の郭では、発掘調査により確認された柵蔵の礎石跡や、子の櫓礎石跡表示などの整備をしています。また、北の郭休憩施設として武徳殿（明治44年(1911)建築）を活用しています。三の丸の北側に緑の相談所と公園管理施設が配置されており、そこから、南に向かってピクニック広場、弘前城植物園が続き、市民がピクニックや散策、植物観賞などをできる場所となっています。西側は、市民広場として整備されているほか、周辺にはテニスコート、市民会館、市立博物館があります。

史跡の指定区域が旧城域と重なっていることから、史跡の現状保存のための保存管理に重点を置き、その都度個々に事業を検討・実施して現在まで保存・活用を行ってきました。具体的には、濠、土塁、園路の整備、橋の架け替え等の修理、天守、櫓、門といった重要文化財の保存修理などです。平成21年度から、西濠の護岸整備、北の郭と西濠をつなぐ石段の整備、老朽化の著しい賀田橋、杉の大橋の整備を行います。

近年、整備については積極的な活用が求められてきており、市民にとって、より弘前の歴史に親しみやすい整備がなされることが必要です。現在、保存・活用及び整備上の課題を整理し、かつ歴史的真正性を持った整備を行うため、有識者等から成る史跡津軽氏城跡弘前城跡整備計画策定委員会を組織しています。史跡津軽氏城跡弘前城跡整備計画策定委員会では、『史跡津軽氏城跡保存管理計画』を踏まえ、全体的な弘前城跡の整備計画を策定します。整備計画は、弘前城築城400年となる平成23年の策定を目指していますが、整備計画には以下の内容を盛り込みます。

1. 整備活用の基本理念
2. 整備活用の基本方針
3. 各郭の整備方針
4. 城跡の活用方策
5. 事業計画について

また、今後必要な整備の計画されているのは、下記のとおりです。

**【計画されている整備内容】**

- ・ 各郭ごとの歴史的真正性に則った特徴ある整備を図ります。
- ・ 重要文化財（建造物）は、防災設備の更新と破損箇所修復の計画を策定します。
- ・ 市民、見学者や観光者の利便性向上を図るための便益施設及び通路などの整備を進めます。
- ・ 水質等、濠の環境を維持・保全するための整備を検討します。
- ・ 石垣修理工事を進めます。

整備の具体的な実施に当たっては、文化庁指導のもとで青森県教育委員会の助言・協力を得て、文化財保護法による現状変更の手続きをとりながら進めていきます。

保存修理に係わることは、遺構に影響のない計画により実施するものとし、施設整備等については、計画施設ごとに基本計画を策定して、現状変更許可を受けた後に具体的な施工について手続きをとりながら実施していくこととしますが、必要によっては、発掘調査により遺構の保存を図りながら整備を進めます。

なお、基本となる『史跡津軽氏城跡保存管理計画』の弘前城跡に関わる基本理念は下記のとおりです。

- ・ 史跡保存の原則に立ち、以降の積極的な保護・保存に努めるとともに、親しめる史跡としての活用を図ります。
- ・ 弘前城跡長勝寺構・新寺構の寺院街及びその周辺の住宅地は、全体として史跡指定地としての景観を保全しながらも、地域住民の生活との調和を目指します。



修理工事が行われる本丸東側石垣

- ・ 弘前城跡新寺構、弘前城跡長勝寺構

長勝寺構は崖地を保護しながら、核となる長勝寺境内の整備を図り、寺院街は継続して景観整備に努めます。

新寺構は、復原を基本とした整備を進めるとともに、土居の保護と景観整備に努めます。

長勝寺構、新寺構の整備については、古文書や絵図などの史料と発掘による調査により復元時期を検討しながら、整備計画を図ります。



新寺構の土居

平成 23 年度から土居に史跡紹介設備を設置するほか、歩道を設置して、歩行

者の安全を図るなどの整備を実施して活用を図ります。

・弘前市仲町伝統的建造物群保存地区

藩政時代の武家住宅としてのまち並み及び景観の維持保存を原則としながら、整備を進めます。

一般の民家には、地区の景観に合わせた修景等の費用を補助するなどして保存に努めていますが、今後も継続して保存整備を図ります。

保存地区の保存計画について見直しを図っており、より保存地区を紹介するための旧武家住宅の復原工事を実施するほか、地区住民に対して、修景の見本となる意匠の建物等を設置します。地区内で、現存する武家住宅の中で一番古いとされる旧笹森家住宅を解体して部材を弘前市が保管しており、この旧武家住宅の移築復原を平成21年度から実施します。

平成21年度で、解体保管されている部材を調査して復原図面等を作成する業務を委託し、平成22～23年度で復原工事、環境整備工事を実施します。



公開武家住宅(旧岩田家住宅)

・長勝寺庫裏（国指定重要文化財）

平成9年度～同11年度の長勝寺三門(国指定重要文化財)、平成12年度～同14年度津軽家霊屋5棟(国指定重要文化財)、平成15年度～平成20年度長勝寺本堂・御影堂(国指定重要文化財)まで、宗教法人長勝寺所有の重要文化財建造物の保存修



保存修理が行われている長勝寺庫裏

理は、長期間に及び実施されてきました。

平成 21 年度からは、長勝寺庫裏の半解体修理に着手しており、平成 23 年度の完成を予定しています。

平成 21 年度は解体、仮設工事などですが、解体中に詳細な調査を行い、当初の形式・技法・後世の修理内容を明らかにし、歴史的な真正性が確保された段階で、適切な時期に復原整備します。

- ・東照宮本殿（国指定重要文化財）

平成 24 年度に弘前市の所有となった東照宮本殿は、弘前市の歴史を伝える重要な文化財です。華麗な装飾を特徴とする他の東照宮建築とは趣を異にし、素木造で彫刻、彩色、金具等の装飾を用いていないことに特徴があることから、これを積極的に公開し、研究の発展や地域振興、観光振興等に役立てていくことを目指します。平成 25 年度には、こけら葺屋根の葺き替えを実施し、また、ワークショップを開催して今後の整備と活用に係る市民の提案を受けました。平成 26 年度には保存活用計画の策定や防災設備の整備等に着手する計画です。

- ・旧第八師団長官舎（弘前市長公舎）（国登録有形文化財）

旧第八師団長官舎は、大正 6 年（1917）の建築後、弘前市に設置された第八師団の師団長官舎として使用されてきました。太平洋戦争後、進駐部隊司令官宿舎として使用され、昭和 26 年に弘前市に払い下げられました。昭和 33 年の市役所の新築に伴い、3 分の 2 を解体し、残りを現在地へ曳き家しています。築後 90 年以上を経過し老朽化が目立つことなどから、保存修理を行い、併せて耐震補強も行います。

- ・旧藤田家別邸（国登録有形文化財）

弘前市出身で日本商工会議所会頭を務めた実業家・藤田謙一の邸宅で、弘前城跡に面していることを強く意識した風格ある門構えや、対照的に大正ロマンを感じさせる洋館等が変化に富む景観を形成しています。大正 10 年建築の洋館については、雪解けを待つ積雪で破損した屋根瓦を維持管理の範囲で補修していますが、昭和 63 年度から実施した解体復元修理後、25 年以上が経過し、屋根の傷みが進んでいることから、既設材と同じ仕様の瓦による葺き替えを実施します。洋館と同時期に修理された倉庫（考古館）も、扉と建物本体との取り付け部分の老朽化が進んでおり補修が必要となっています。いずれも、弘前城下町地区の中心となる弘前城跡に近接して建つ歴史的な建造物であることから、保存修理を実施することで歴史的風致の維持と向上を目指します。

・旧弘前藩諸士住宅（旧笹森家住宅）（国指定重要文化財）

弘前市仲町伝統的建造物群保存地区内に、現存する武家住宅の中で、最も古いとされる旧笹森家住宅の解体部材の移築復原を、平成21年度から実施します。

・旧紺屋町消防屯所（未指定）

旧紺屋町消防屯所は、昭和初期に建てられたと考えられる弘前市内の望楼付きの屯所では最古のものです。立地から、弘前城跡周辺の景観を構成する要素として、市民や観光客にも周知されてきました。しかし、近年、壁が崩落するなど老朽化による傷みが著しく、弘前城跡周辺の景観を整備するためにも保存修理及び耐震改修を行います。その際、調査を並行して行い、文化財としての価値付けが定まれば、指定して適切な保護を行います。

・弘前市役所本庁舎（本館：国登録有形文化財）

弘前における前川國男建築のひとつである弘前市役所本庁舎本館は、昭和33年竣工の歴史的な価値のある建造物で、老朽化が著しいことから改修及び耐震補強工事が必要となっています。工事に際しては、前川國男の建築であり、かつ弘前の歴史的風致の中心的な場所に位置している貴重な歴史的建造物としての調査を行い、改修方法を検討して価値を減じないようにします。その上で、価値が定まり次第、文化財指定を前提に適切な保護を行います。

また、昭和47年増築の新館についても、本館同様に老朽化による改修が必要となっていますが、階段室のレンガ塔などの特徴的な構造と、赤いレンガを基調とした本館とは異なる印象の外観など、前川國男の晩年の作風の広がりを示すものとして貴重な建造物です。今後、本館同様に調査及び改修方法の検討を行い、その上で、適切な保護を行います。

③ 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域にある高照神社宝物殿に収蔵されている美術工芸品を中心とした、保存・活用施設、仮称「津軽歴史文化資料館」を建設します。高照神社宝物殿は、昭和32年の建造後50年を経過し、様々な点で文化財を保存・活用する施設としては不適當なものとなっています。弘前藩4代藩主津軽信政を祀り、刀剣や絵馬、絵図や古文書類等、藩政期の津軽地方を語る上で重要な文化財を所蔵しており、早期の整理と保存・活用のための施設の整備が求められています。

合併に伴う新市建設計画合併戦略プロジェクト事業に登載された事業であり、現在、建設を進めるための条件を整理しています。

指定文化財には、文化財の説明板を設置しています。

設置後年数の経過したものは、随時修理を行っていますが、積雪などの影響で、多くの説明板に傷みが見られます。これまでも、計画的に状況を調査し修理を進めてきましたが、今後も継続していきます。

国指定史跡の津軽氏城跡弘前城跡には、弘前城跡とその城下町を主題とした展示解説の機能を有する施設がないことから、弘前城跡に関する総合的な展示解説を行う利活用施設設置について検討します。

弘前城跡の構造や各曲輪の姿などについて、展示・紹介するとともに、弘前城内の施設やイベント、体験プログラム等の案内など、弘前城跡と関連する歴史遺産の利活用に関する総合的な情報提供や、ガイドや体験プログラムの受付その他の管理運営、弘前城跡のガイドを行うボランティアガイドや、体験プログラムを行うスタッフなどの活用に関わる人員の控所としての機能も考慮することを検討します。

トイレの併設を含めて、バリアフリー対応で利便性と機能性の高いものを検討していきます。

利活用施設の位置については、「史跡津軽氏城跡弘前城跡整備計画策定委員会」で、整備計画の項目の一つとして検討されています。

#### ④ 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

##### i) 土地・樹木等の自然に係る景観や環境の保全

神社仏閣を始めとして、指定されている文化財建造物は、地形的にも、歴史的な造作のまま残っているところが多く存在します。また、立木が前面や周辺に植栽されていたり、庭や緑地を遺しているところも多くあります。

それら緑を景観の重要な構成要素と位置付けて、現状を維持した整備を図る検討をします。そのためには、建物と敷地環境の保存を含めた方針を示すための保存計画又は保存・活用計画を、所有者と協議して作成していきます。

##### ii) 整備区域における整備

周辺建物は、指定文化財以外であっても、歴史的に重要なものは所有者に保存を依頼するとともに、景観の重要な構成要素となっているものは、保全建造物として修景等を図りながら、景観を損ねることがないように外観の維持に努めます。

##### iii) その他の整備

文化財周辺の中でも、弘前城跡と弘前市仲町伝統的建造物群保存地区との間は、文化財指定地区を繋ぐ重要な箇所であることから、景観法・都市計画法を活

用しながらも、さらに、区域にあった外観・用途などを考慮した整備に努めてもらうよう関係者に働きかけていきます。平成21年度から、弘前市仲町伝統的建造物群保存地区内で、電線類の地中化工事に着手し、景観の保全に取り組んでいます。

## ⑤ 文化財の防災に関する具体的な計画

### i) 有形文化財(建造物)

#### 【消防計画の作成】

指定文化財管理者に防火管理を実施するための「消防計画」策定とともに、防火管理上必要な業務の実施を指導します。

また、火災予防のために、重要文化財を始めとした指定文化財について火気厳禁等の標示の設置を指導していきます。

火気・可燃物の安全管理について、消防機関の指導を受けながら実施します。消火体制の整備、訓練等について、地域の協力や消防機関の指導を受けながら実施します。

文化庁・消防庁が位置付けている1月26日の文化財防火デーには、毎年市内2箇所の指定文化財建造物において防災訓練を行っていることから、この訓練を継続します。



文化財防火デー(最勝院五重塔)

#### 【防災設備】

防災設備を充実させるとともに、保守管理の体制を整えます。

重要文化財(建造物)は、国庫補助事業により昭和40年代に自動火災警報設備を、昭和50年代から消火栓設備と避雷針設備を設置していますが、設置してから30年前後を経過していることから、配管やポンプの改修(更新)を実施しており、弘前城を除き平成24年までに行う予定です。

平成21年度は、革秀寺本堂と熊野奥照神社本殿、平成22年度は弘前八幡宮本殿・唐門の消火栓設備の改修を行い、平成23年度以降は、長勝寺の重要文化財全般について見直しを行うとともに、誓願寺山門、石場家住宅、弘前学院外人宣教師館の消火栓設備の改修を実施していきます。

弘前城跡は、石垣修理事業に伴い移設する天守の保存修理後に消防設備の改修

を図ります。

県・市指定建造物は、自動火災報知設備を設置し、保守点検を定期的に行っていることから、今後も継続して実施していきます。

#### 【保守管理計画】

消防法により定められた定期点検を実施し、同法に定めていない防火設備及び防犯設備についても、同法に準じた点検を実施します。

毎年、11月1日～7日の1週間は文化財火災予防週間と位置づけられていることから、市内の文化財指定物件の消防設備と消防体制について、関係機関の協力のもと点検していますが、今後も継続していきます。

重要文化財の防災設備保守点検は、国の補助制度である指定文化財維持管理事業により、今後も継続して実施していきます。

積雪による屋根の損傷や霜による基礎の傷みを防ぐため、雪下ろしや通路の確保、また、冬期間の放水銃凍結対策など、今後も継続して実施していきます。

県・市指定文化財は、付近への火気厳禁等の標示の設置を検討するとともに、重点区域には公開の建造物が多いことから、消防機関とも連携を図り、早期消火を図るための自動火災報知設備の設置や防災訓練などの実施を指導していきます。

防災体制としては、自動火災報知設備が消防署へ通報できる場所が多く、そのほかにも、個々の所有者は、消防機関の指導を受けながら「消防計画」を作成して、役割分担しながら初期通報や消火活動の訓練をしています。

市は、地区ごとの防火体制の整備など個々の所有者の防災体制の支援を図ります。

近年、半解体修理を実施している建造物は、専門業者等による耐震調査を行い、補強を施していますが、今後も、機会あるごとに耐震補強を実施していくことを検討します。

神社本殿は構造上から耐震性に優れていますが、寺院本堂や洋風建築などは構造上現在の基準に及ばないものが多く、現状で補強が可能かなども含めて検討していきます。

#### 【防犯設備】

防犯については、火災・盗難を未然に防ぐ対策を検討して、必要に応じて防犯計画を策定します。

設備の設置としては、防犯カメラ・防犯センサーの取り付けについて所有者等と協議しながら、充実させていきます。

### ii) 有形文化財(美術工芸品)

建造物と同様に防災対策を講じるよう指導します。火災報知設備の充実を図り、防災に努めます。

防犯については、火災・盗難を未然に防ぐ対策を検討します。必要に応じて所有者等と協議しながら、防犯計画を策定します。特に盗難による消失を防ぐために、施錠を施したり警報装置を取り付ける方向で所有者と協議していきます。

### iii) 記念物

史跡指定地は、都市計画法の用途地域に併せた防災計画等により防災施設の整備を図ります。史跡弘前城跡は、管理担当である部署が独自の消防計画を作成し、文化財指定建造物と併せて防災に取り組んでいます。弘前城跡の消防設備は、石垣修理事業実施のために移設する天守の保存修理完了とともに消防設備の改修を図り、市民や観光客の安全性の向上を図ります。

### iv) 伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物が集中している西地区、東端の地区及び仲町緑地は、100トンの貯水槽を設置して火災に対応し、伝統的建造物には、火災報知設備も設置しています。

移築復元を計画している旧笹森家住宅の防災のために、新たに消火設備として貯水槽と放水銃設備を平成23年度に設置します。

防火対策のほかに、防犯対策、耐震対策などを検討していきます。

震災から守るために、耐震補強を検討していきます。

近年、半解体修理を実施している建造物は、専門業者等による耐震調査を行い、建物の歴史的真正性に配慮して補強を施していますが、今後も機会あるごとに耐震補強を実施していくことを検討します。

防犯については、火災・盗難を未然に防ぐ対策を検討し、必要に応じて所有者等と協議しながら、防犯計画を策定します。

## ⑥ 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財パンフレット刊行や広報活動等により、市民への文化財保護意識の高揚に努めます。

指定文化財は、前述の『弘前の文化財』や市のホームページ等で紹介します。

市街図や市域図などを利用して文化財マップを作成し、文化的な施設も併せて紹介します。

### i) 有形文化財(建造物)

神社本殿など通常一般の目に触れることがない建物や、住居・業務など特定の人が日常的に利用する建物など、屋内の公開が困難な場合は市のホームページなどで建物の紹介を行います。

現在、市が所有する文化財建造物は、城門・櫓を除いて一般公開しており、喫茶店や展示施設としても活用されています。

民間所有についても、寺院本堂と教会堂も利用目的は限られていますが、市民の目に触れやすく、内部を見学できるものが多く存在しています。

近年、近代化遺産など大正、昭和初期の建築物で特徴あるものについて保存が注目され、公開件数も増加しており、文化財保護意識の普及啓発に大きく役立っています。

今後も、近代建築等の公開活用の幅が広がるように検討するとともに、神社仏閣の公開の可能性を探り、少しでも公開を増やしていくように指導していきます。



木村産業研究所(登録有形文化財)

また、これまでは、建物単体で保存することを目的に保存、整備を図ってきましたが、今後は周辺と関連した整備も考慮し、点在する文化財を繋げて見学できるコースも想定した整備を図ります。

保存修理事業を実施する建造物等は、施工中の一般公開や屋根葺き、土壁塗り、木材の削り方など職人による伝統技法の実演などの公開を推進します。

平成 21 年度から重要文化財長勝寺庫裏について半解体修理を実施していることから、現場公開を計画していきます。

### ii) 有形文化財(美術工芸品)

美術工芸品は、保存状態を確認しながら、所有者による展示・展示施設での展示を促進します。

### iii) 民俗文化財・無形文化財

民俗芸能の周知のため、公開活動を支援します。

民間信仰、民俗芸能及び伝統工芸の技術・技法等を後世の人たちに伝えるため、後継者等と協力して DVD 等への記録保存に努めます。

祭礼行事である「弘前のねふた」は、近年、ねふたの形態や運行、囃子の乱れ

が問題になりました。保持団体である弘前ねふた保存会は、学識経験者やねふた絵師などからなる「弘前ねふた保存基準策定委員会」を組織して検討し、「弘前ねふた保存基準」を平成20年に策定しました。後継者や参加者の減少という問題とは無縁のねふたまつりですが、登山囃子の要素を取り入れたり、よさこいソーランなど、伝統的ではない舞踏の影響を受けた衣装や、パフォーマンスが現れたことなどが大きな危機感となって、「弘前ねふた保存基準」策定にいたしました。今後も伝統的な運行の形態などを保持して、より民俗文化財としての魅力を維持していくことを推進します。

#### iv) 記念物

市民や観光客への保護意識普及啓発のために、約50haの面積のある史跡弘前城跡の二の丸の一角にガイダンス施設を設置して、弘前城跡の歴史や形状に関する解説などを盛り込んだ説明、展示を検討します。

#### ⑦ 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

現在確認されている周知の埋蔵文化財包蔵地は448箇所となっていますが、そのうち、平成20年度までの詳細分布調査未実施区域となっている岩木地区及び相馬地区について、平成21年度より10年計画で調査を実施し、各種開発計画への早期な対応と埋蔵文化財の保護を図ります。

遺跡の取扱いは、青森県埋蔵文化財包蔵地台帳（遺跡台帳）及び市が作成する弘前市遺跡地図（遺跡地図）からなる基礎資料を基に、次のとおり対応します。

- ・ 開発計画区域の周知の埋蔵文化財包蔵地の有無を確認します。

大規模開発計画（2ha以上）の場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地の有無にかかわらず分布調査等を実施し、再度確認します。周知の埋蔵文化財包蔵地がある場合は計画の見直し等の協議を実施します。

- ・ 遺跡内での開発計画実施の場合は、事前の試掘調査について協議の上実施し、本発掘調査の必要性の有無を確認します。

試掘調査は原則的に文化財保護側の負担とします。

- ・ 開発事業者による文化財保護法の規定による届出・通知書を依頼します。

市から県教委へ進達の際は、試掘調査の結果を添付し、意見を添えます。

- ・ 本発掘調査実施の場合は、開発事業者と本発掘調査費用及び時期などについて

協議の上、本発掘調査を実施します。

県教委の指示・勧告に基づき、必要に応じて、本発掘調査費用は開発事業者負担としますが、開発事業者が個人や零細事業者などである場合は、国庫補助事業による公的費用負担となる場合もあります。

- ・近世の遺跡は、文献資料及び試掘・確認調査等の現地調査を実施した上で、その取り扱いについて検討します。

#### ⑧ 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重要文化財所有者連絡協議会など、文化財を所有する各種団体については、活動への助成、情報提供、研修等を通じて支援していきます。

具体的には、下記の活動が行われています。

- ・重要文化財所有者連絡協議会の研修視察
- ・弘前市仲町伝統的建造物群保存会の研修視察
- ・弘前市仲町伝統的建造物群保存会のまち並み保全のための講習会
- ・弘前市仲町伝統的建造物群保存会のまち並み保全のための美化活動
- ・民俗芸能保存団体に対して、適正な文化財保存管理のための用具修理の支援
- ・民俗芸能保存団体に対して、後継者育成・公開活動に対する支援
- ・民俗芸能保存団体の組織化への助言・指導

上記のうち、民俗芸能保存団体については、これまでも述べてきているように、高齢化や後継者不足、財政基盤の弱さなど、活動の幅も狭くなってきています。その中で、弘前市民俗芸能保存連合会は、年一回の弘前市民俗芸能発表会を開催し、加盟保存団体以外にも参加させるなど、地域に伝わってきた伝統芸能を広く周知する活動を行っています。

これまでも運営費の補助という形で保存団体の活動を支援してきましたが、公開活動に対しても会場費などについての支援を行い、より一層の公開活動の進展を目指していきます。

## 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

### (1) 歴史的風致維持向上施設整備又は管理に関する基本的な考え方

#### ① 整備に関する基本的な考え方

当市固有の歴史的風致維持向上施設の整備は、市の関連する計画との整合性を図りながら、重点地区内で次の施設整備等を進めます。

- I 人々の活動の場として歴史的風致を形成する建造物の整備
- II 景観と調和し人々の活動の場となっている公園の整備
- III 沿道の歴史的風致の向上と歴史的資産を繋ぐ道路の整備
- IV その他歴史的風致維持向上施設の整備

なお、歴史的風致を色濃く残す地区やその周辺においては、道路形態や町割りの保存に配慮し、これらの整備を進めます。

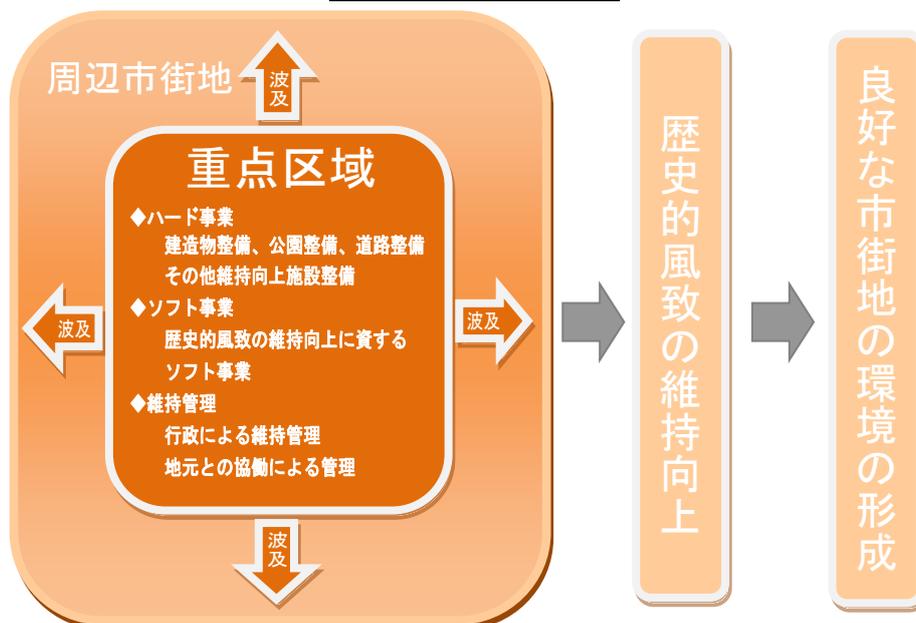
このことにより、それぞれの存在価値を十分発揮しつつ、相互に補完しながら、そこを舞台とする人々の活動が生き生きと展開され、重点区域と周辺の市街地が一体となった良好な市街地の環境形成を進めます。

#### ② 管理に関する基本的な考え方

歴史的風致維持向上施設の管理に当たっては、文化財は文化財保護法、歴史的風致形成建造物は市条例等に基づき、また、公園、道路は、それぞれ都市公園法、道路法に基づき、行政が管理主体となり根幹的な維持管理を行います。

また、行政の維持管理に加え、地元町会等と連携した日常的な管理を行うことにより、官民協働による施設の有機的な活用と歴史的風致の維持向上を図ります。

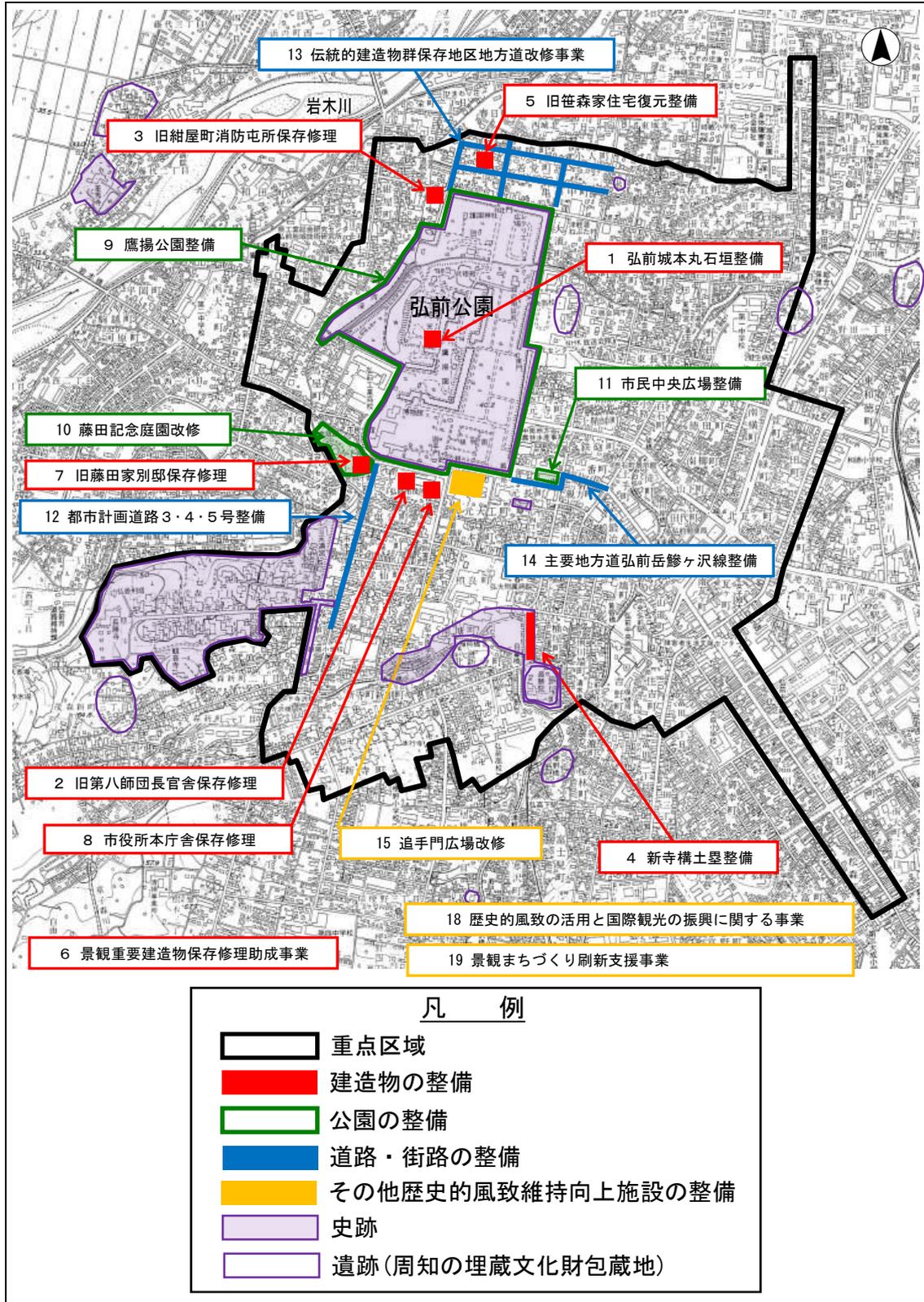
### 施策の体系



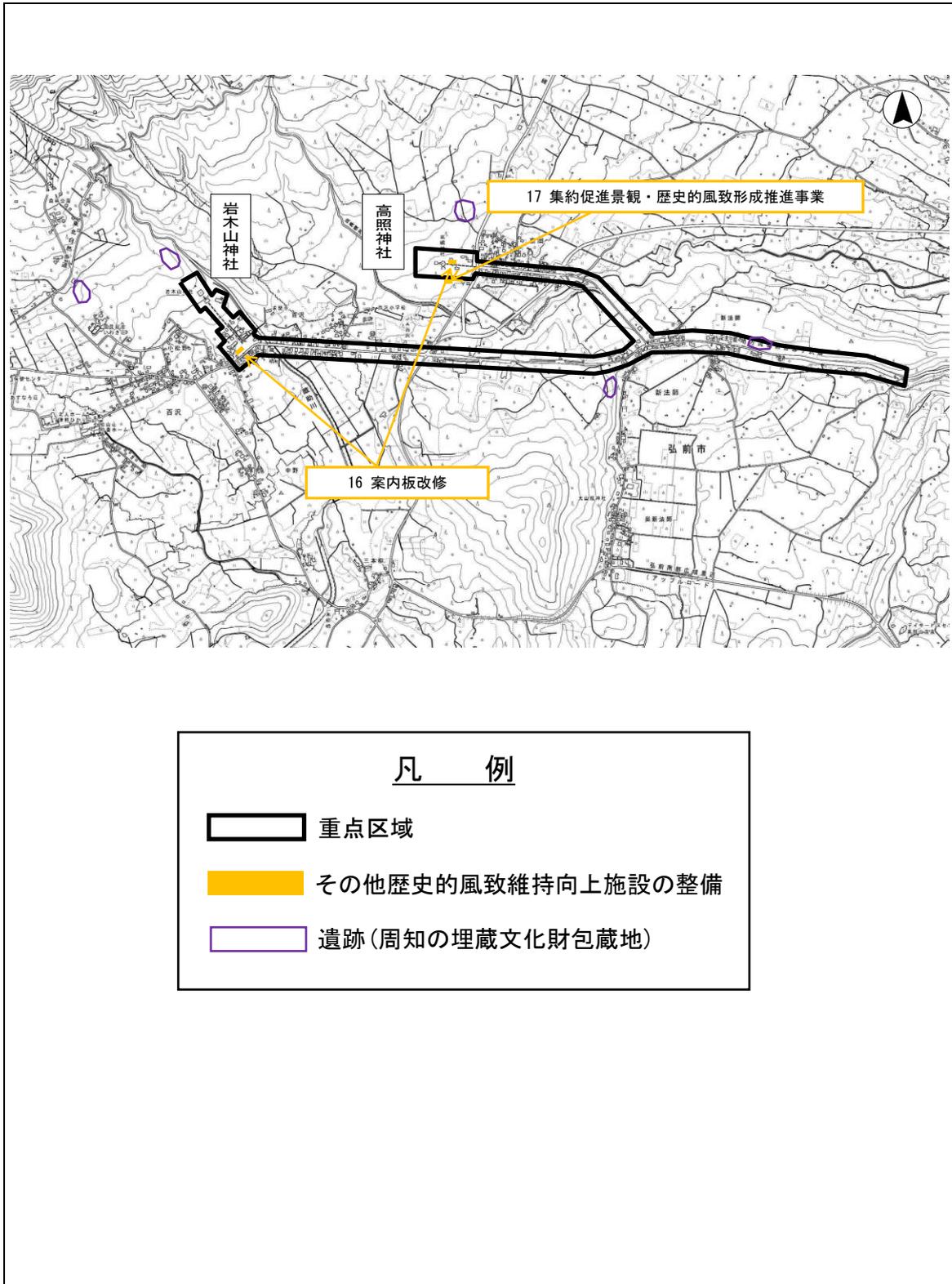
(2) 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

① 重点区域における事業位置図

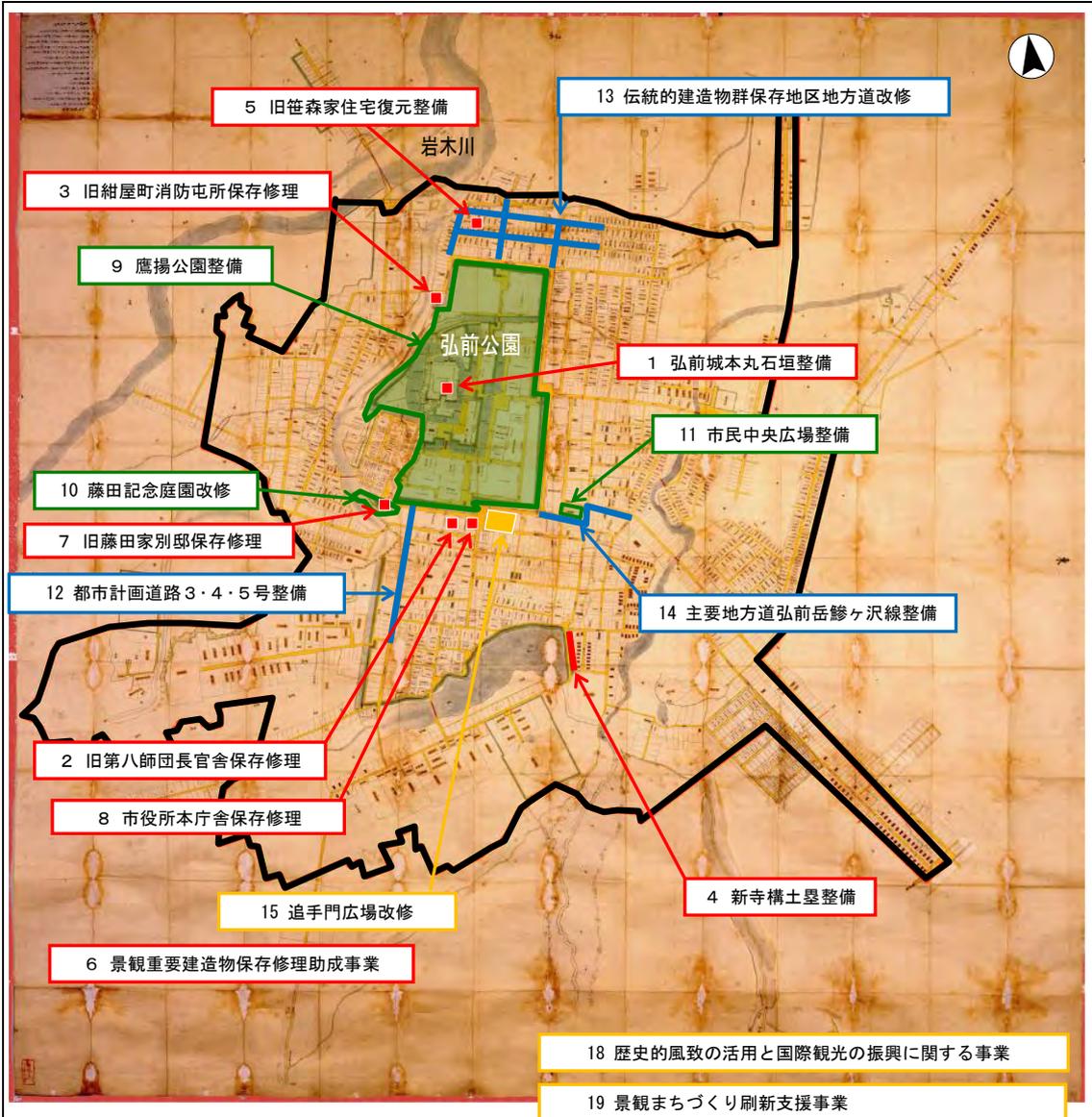
【弘前城下町地区における事業位置図】



【岩木お山参詣地区における事業位置図】



【弘前惣御絵図(元禄の絵図)における事業位置図】



凡 例	
	重点区域
	建造物の整備
	公園の整備
	道路・街路の整備
	その他歴史的風致維持向上施設の整備

## ② 建造物の整備及び管理に関する事項

弘前城跡を中心に、藩政期、明治・大正期、昭和期以降の歴史的な建造物が数多く現存し、人々の活動と一体となり歴史的風致を形成しています。

これらについては、歴史的風致が損なわれないよう適切な維持管理を行うとともに、風致維持向上に必要な復元、修理等を行います。

事業名称	1 弘前城本丸石垣整備事業
事業主体	弘前市
事業手法	国宝重要文化財等保存整備事業(文化庁補助事業)
関連計画	弘前市総合計画、弘前市中心市街地活性化基本計画、弘前城跡整備計画
事業期間	平成19年度～平成42年度
事業箇所	弘前市大字下白銀町地内
事業概要	<p>国指定重要文化財弘前城天守東面と南面の石垣の崩落の危険性が高いため、平成19年度から調査・測量を開始し、本丸石垣修理委員会の指導を受けながら、計画的に石垣の保存修理を行います。</p> <p>また、石垣の修理に伴い、天守の一時的な曳家が必要となるため、この機に保存修理を行います。</p> <p>【弘前城天守石垣の現状】 (下乗橋から)</p>  <p>【弘前城天守石垣の現状】 (北の郭から)</p>  <p>【位置図】</p> 

平成 23 年に築城 400 年を迎える弘前城天守石垣の積み直しと、天守の修理を行うことにより、「弘前さくらまつり」の主役として新たな価値が生まれ、歴史的風致の維持及び向上に寄与します。

【弘前惣御絵図(元禄の絵図)】

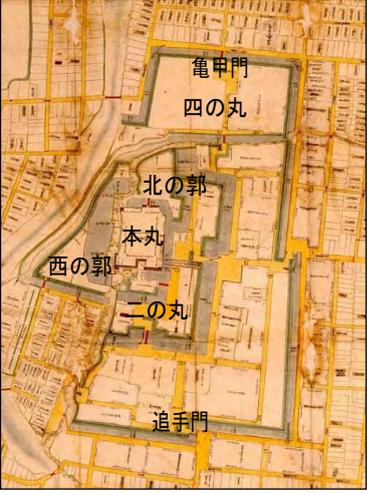


事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等

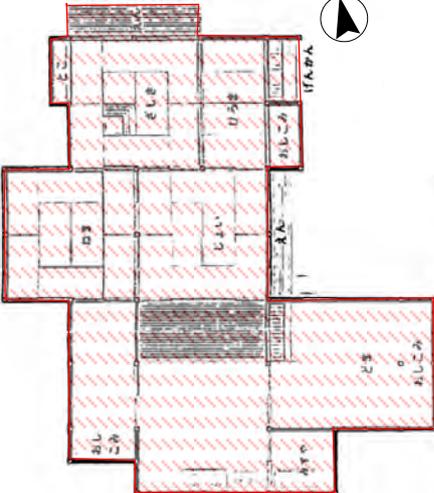
【明治初期の弘前城天守】

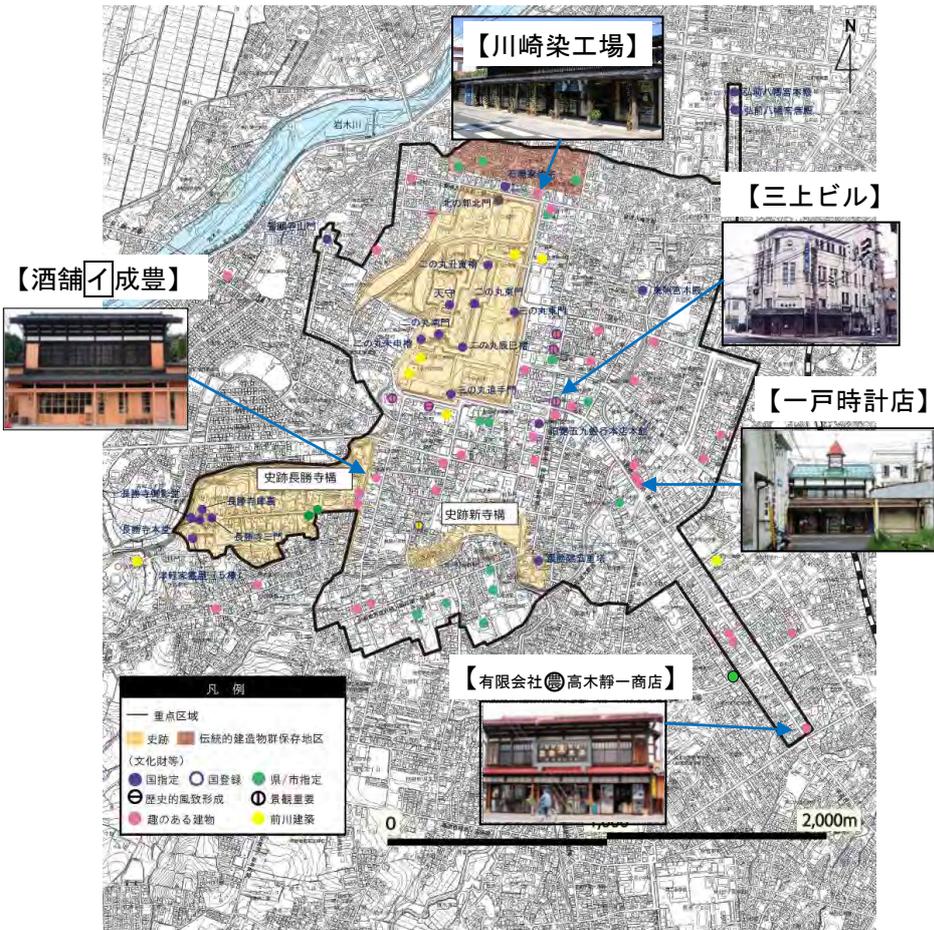


事業名称	2 旧第八師団長官舎保存修理事業
事業主体	弘前市
事業手法	歴史的環境形成総合支援事業・社会資本整備総合交付金（都市公園事業の効果促進事業）
関連計画	弘前市総合計画、弘前市中心市街地活性化基本計画
事業期間	平成 22 年度～平成 25 年度
事業箇所	弘前市大字上白銀町地内
事業概要	旧第八師団長官舎（現弘前市長公舎）の保存修理及び耐震改修を行います。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>本建造物は、弘前公園追手門向かいに位置していることから、「弘前ねぷたまつり」の背景として、多くの市民や観光客の目に触れる施設ですが、築後 90 年以上と老朽化が著しいため、保存・公開のための修理及び耐震改修を行います。</p>
	<p>このことにより、弘前公園周辺の景観が向上し、「弘前ねぷたまつり」と一体となった歴史的風致の維持及び向上に寄与します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="432 1160 884 1509"> <p>【旧第八師団長官舎とねぷた】</p>  </div> <div data-bbox="916 913 1342 1335"> <p>【位置図】</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="432 1599 842 1912"> <p>【旧第八師団長官舎正面】</p>  </div> <div data-bbox="858 1384 1342 2000"> <p>【弘前惣御絵図（元禄の絵図）】</p>  </div> </div>

事業名称	3 旧紺屋町消防屯所保存修理事業
事業主体	弘前市
事業手法	歴史的環境形成総合支援事業(国土交通省補助事業)
関連計画	弘前市総合計画、弘前市中心市街地活性化基本計画
事業期間	平成22年度～平成23年度
事業箇所	弘前市大字紺屋町地内
事業概要	旧紺屋町消防屯所の保存修理及び耐震改修を行います。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>旧紺屋町消防屯所は、築後75年を経ている建造物であり、弘前公園西濠入口に位置しているため、さくらまつりの背景として多くの市民や観光客の目に触れる施設ですが、老朽化が著しいため、保存・公開のための保存修理と耐震改修を行います。</p> <p>このことにより、弘前公園周辺の景観が向上し、当市が全国に誇る「弘前さくらまつり」と一体となった歴史的風致の維持及び向上に寄与します。</p>
	<p style="text-align: center;">【位置図】</p> 
	<p style="text-align: center;">【旧紺屋町消防屯所】</p> 
	<p style="text-align: center;">【旧紺屋町消防屯所と弘前公園】</p>  <p style="text-align: center;">【弘前惣御絵図(元禄の絵図)】</p> 

事業名称	4 新寺構土塁整備事業
事業主体	弘前市
事業手法	国宝重要文化財等保存整備事業(文化庁補助事業)
関連計画	弘前市総合計画、弘前城整備計画、弘前市中心市街地活性化基本計画
事業期間	平成23年度～平成25年度
事業箇所	弘前市大字新寺町地内
事業概要	史跡弘前城跡新寺構土塁保全のための整備を行います。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>史跡弘前城跡新寺構の周辺には、重要文化財五重塔を有する最勝院があり、「ダイエンジの宵宮」や初詣で、多くの人々が訪れる風致が古くから根付いています。</p>
	<p>現在、緑地となっているこの土塁の整備により、遺構の保護、五重塔の景観保全、歩行者空間の確保による歴史的資源のネットワーク化が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与します。</p>
	【新寺構現状】
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="403 1122 991 1547">  </div> <div data-bbox="1007 797 1350 1167"> <p style="text-align: center;">【位置図】</p>  </div> </div>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="403 1592 855 1984"> <p style="text-align: center;">【最勝院】</p>  </div> <div data-bbox="1007 1178 1350 1581"> <p style="text-align: center;">【弘前惣御絵図(元禄の絵図)】</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="403 1592 855 1984"> <p style="text-align: center;">【最勝院】</p>  </div> <div data-bbox="903 1592 1350 1984"> <p style="text-align: center;">【ダイエンジの宵宮】</p>  </div> </div>

事業名称	5 旧笹森家住宅復元整備事業
事業主体	弘前市
事業手法	国宝重要文化財等保存整備事業(文化庁補助事業)
関連計画	弘前市総合計画
事業期間	平成21年度～平成23年度
事業箇所	弘前市大字若党町地内
事業概要	仲町重要伝統的建造物群保存地区内に旧笹森家住宅を復元します。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>弘前公園の北側に位置する「仲町重要伝統的建造物群保存地区」では、現在、旧岩田家、旧伊東家、旧梅田家の3棟の武家屋敷を公開していますが、近年は、住宅の取り壊しや転居による空地化などにより、歴史的風致が損なわれています。</p> <p>地区内への旧笹森家の復元整備により、武家屋敷群が充実し、歴史的風致の維持及び向上に寄与します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【旧笹森家復元図】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【位置図】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【弘前惣御絵図(元禄の絵図)】</p>  </div> </div>

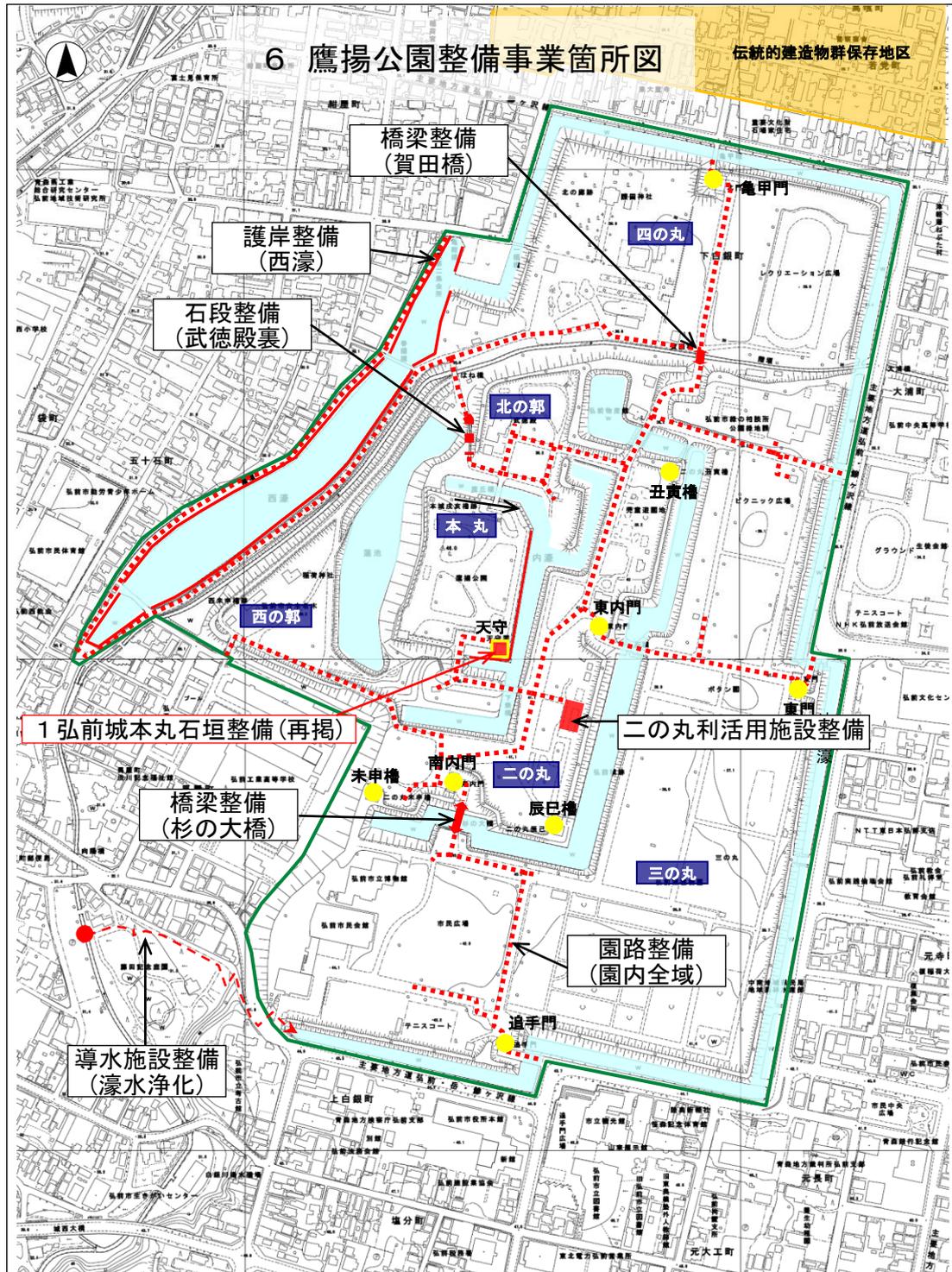
事業名称	6 景観重要建造物保存修理助成事業
事業主体	弘前市
事業手法	平成24年度～平成25年度 市単独事業 平成26年度～ 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
関連計画	弘前市総合計画、弘前市景観計画
事業期間	平成24年度～
事業箇所	弘前市全域
事業概要	景観重要建造物の所有者に対して、保存修理に係る経費の一部を助成します。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>歴史的建造物の多くは良好な景観を形成しているものの老朽化や消失が著しいため、景観法に基づく景観重要建造物に指定し、その保存修理に係る経費の一部を助成します。</p> <p>このことにより、重点区域内の景観が向上し、「弘前さくらまつり」や「弘前ねふたまつり」などと一体となった歴史的風致の維持及び向上に寄与します。</p> 

事業名称	7 旧藤田家別邸保存修理事業	
事業主体	弘前市	
事業手法	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	
関連計画	弘前市総合計画、弘前市景観計画	
事業期間	平成26年度～平成30年度	
事業箇所	弘前市大字上白銀町地内	
事業概要	旧藤田家別邸の洋館及び考古館の保存修理を行います。	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>本建造物は、弘前公園に隣接する藤田記念庭園内に位置し、「弘前さくらまつり」の背景として、多くの市民や観光客の目に触れる施設であり、また内部を公開するなど積極的に活用していますが、築後90年以上と老朽化が著しいため、歴史的風致形成建造物に指定し、保存修理を行います。</p> <p>このことにより、弘前公園周辺の景観が向上し、「弘前さくらまつり」と一体となった歴史的風致の維持及び向上に寄与します。</p>	
	<p>【旧藤田家別邸 洋館】</p> 	<p>【位置図】</p> 
	<p>【旧藤田家別邸 考古館】</p> 	<p>【弘前惣御絵図(元禄の絵図)】</p> 

事業名称	8 市役所本庁舎保存修理事業
事業主体	弘前市
事業手法	平成27年度～平成28年度 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) 平成28年度～平成29年度 社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)
関連計画	弘前市総合計画、弘前市景観計画
事業期間	平成27年度～平成29年度
事業箇所	弘前市大字上白銀町地内
事業概要	市役所本庁舎の本館及び新館の文化財としての価値を分析するための調査を行い、保存修理及び耐震改修を行います。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>本建造物は、弘前公園追手門向かいに位置していることから、「弘前さくらまつり」や「弘前ねぷたまつり」の背景として、多くの市民や観光客の目に触れる施設ですが、本館は築後50年以上、新館は築後40年以上と老朽化が著しいため、本館を歴史的風致形成建造物、新館を景観重要建造物に指定し、保存修理を行います。</p> <p>このことにより、弘前公園周辺の景観が向上し、「弘前さくらまつり」や「弘前ねぷたまつり」と一体となった歴史的風致の維持及び向上に寄与します。</p>
	<p>【市役所本庁舎と弘前公園の桜】</p>  
	<p>【弘前惣御絵図(元禄の絵図)】</p> 
	<p>【弘前市役所本庁舎屋上から眺めるねぶたの集合場所】</p> 

③ 都市公園の整備及び管理に関する事項

弘前公園を始めとする公園の老朽化や崩壊の恐れのある施設は、市民や観光客に対して、歴史的価値及び景観並びに機能面で不具合がないよう、文化財部局及び公園管理部局並びに都市計画部局が連携しながら整備と管理を進め、当市の歴史的風致の維持及び向上、並びに適正な維持管理を図ります。



事業名称	9 鷹揚公園整備事業
事業主体	弘前市
事業手法	社会資本整備総合交付金(都市公園事業)
関連計画	弘前市総合計画、弘前城整備計画、弘前市中心市街地活性化基本計画
事業期間	平成20年度～平成32年度
事業箇所	弘前市大字下白銀町地内
事業概要	<p>当市の中心に位置し、約49haの面積を持つ鷹揚公園(弘前公園)は、国指定の史跡であると同時に約2,600本の桜が植栽され、「弘前さくらまつり」の期間中だけで、国内外から200万人を超える観光客が訪れる都市公園です。</p> <p>しかし、園内施設の老朽化が進んでいるため、以下の施設整備を行います。</p>
	<p><b>【橋梁整備】</b></p> <p>老朽化により、賀田橋の上下部工、杉の大橋の上部工の架替えを行い、安全性を確保します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div data-bbox="443 1131 879 1749" style="text-align: center;"> <p><b>【弘前惣御絵図(元禄の絵図)】</b></p> </div> <div data-bbox="916 1131 1329 1447" style="text-align: center;"> <p><b>【賀田橋】</b></p> </div> <div data-bbox="916 1491 1329 1807" style="text-align: center;"> <p><b>【杉の大橋】</b></p> </div> </div>

## 事業概要

## 【護岸整備】

西濠の土塁浸食が進んでいるため、石積み護岸を行い、安全性の確保及び景観改善並びに土塁を保護します。

## 【弘前惣御絵図(元禄の絵図)】



## 【西濠護岸現状】



## 【石段整備】

北の郭と西濠を繋ぐ石段の老朽化に伴う改修を行い、利用者の安全性を確保します。

## 【弘前惣御絵図(元禄の絵図)】



## 【石段現状】



事業概要

【導水施設整備】

外濠、内濠への流入水不足から濠水の水質悪化が著しく、悪臭や水草の繁茂により風致が損なわれているため、導水施設を整備し、水質を改善します。

【弘前惣御絵図(元禄の絵図)】



【外濠(揚水吐出口)】



【内濠】



【園路整備】

園内の豆砂利舗装の破損が著しいため、耐久性と景観に配慮した豆砂利舗装を行います。

【弘前惣御絵図(元禄の絵図)】



【園路舗装状況】



【園路舗装イメージ】



## 事業概要

## 【二の丸利活用施設整備】

二の丸の仮設休憩所の老朽化により、修学旅行や団体客に対応できるガイダンス機能及び展示機能等を備え、多目的に利活用できる施設を整備します。

## 【弘前惣御絵図(元禄の絵図)】



## 【二の丸利活用施設イメージ】



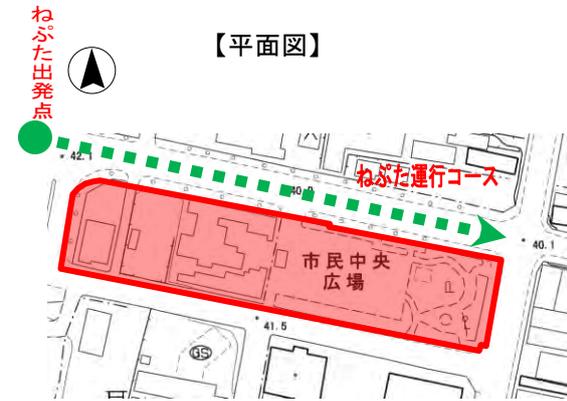
## 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等

弘前城跡は、築城以来約400年を経た現在でも、城郭の大部分を残しています。「弘前さくらまつり」に訪れる人々は、本丸では、天守と岩木山を眺めながら花見を楽しみ、西濠の桜のトンネルを散策し、出店の掛け声を聞きながら、長い冬を終えた当地の春を体感できます。

多くの人が春を満喫し、後世への「歴史の伝承」のために、園内の施設整備を行うことにより、「弘前さくらまつり」に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与します。

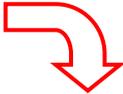


事業名称	10 藤田記念庭園整備事業
事業主体	弘前市
事業手法	社会資本整備総合交付金（中心市街地活性化広場公園整備事業）
関連計画	弘前市総合計画、弘前市中心市街地活性化基本計画
事業期間	平成22年度～平成24年度
事業箇所	弘前市大字上白銀町地内
事業概要	弘前公園と隣接する藤田記念庭園の施設改修を行います。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>弘前公園に隣接する藤田記念庭園の高地部と低地部を結ぶ石段の傾斜や、池の漏水、園路の不陸等が、風致を損ねているため、これら園内施設を改修することにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与します。</p>
	<p style="text-align: center;">【池】</p> 
	<p style="text-align: center;">【位置図】</p> 
	<p style="text-align: center;">【平面図】</p>  <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="386 1646 678 1915"> <p style="text-align: center;">【園路】</p>  </div> <div data-bbox="678 1646 981 1915"> <p style="text-align: center;">【石段】</p>  </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>【弘前惣御絵図(元禄の絵図)】</p>  </div>

事業名称	1 1 市民中央広場整備事業	
事業主体	弘前市	
事業手法	社会資本整備総合交付金(中心市街地活性化広場公園整備事業)[平成23年度～平成26年度] 市単独事業[平成27年度] 社会資本整備総合交付金(中心市街地活性化広場公園整備事業)[平成28年度～平成30年度] 景観まちづくり刷新支援事業[平成29年度～平成31年度]	
関連計画	弘前市総合計画、弘前市中心市街地活性化基本計画	
事業期間	平成23年度～平成31年度	
事業箇所	弘前市大字元寺町地内	
事業概要	市民中央広場の整備を行います。	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>市民中央広場は、弘前公園に近接する多目的広場であり、「弘前ねふたまつり」の時期には、ねふた小屋が設置され、広場横からねふたが出発します。また、広場向かいには重要文化財旧第五十九銀行本店本館があり、周辺の環境と人々の活動が歴史的風致を形成しています。</p> <p>この広場の整備により、公園周辺の良い景観形成が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与します。</p>	
	<p>【広場現状】</p> 	<p>【位置図】</p> 
	<p>【平面図】</p> 	<p>【弘前惣御絵図(元禄の絵図)】</p> 

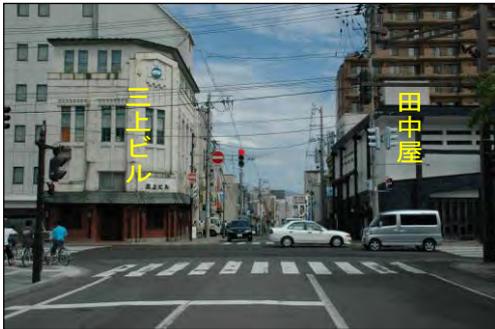
④ 道路の整備及び管理に関する事項

道路は、当市の歴史的景観を形成する文化財や建造物を核として、沿道の景観と調和した道路空間を道路管理者と連携しながら整備し、歴史的資源の回遊性の向上を図るとともに、適切な維持管理を行い、歴史的風致と調和した景観形成に努めます。

<b>事業名称</b>	12 都市計画道路 3・4・5 号上白銀町新寺町線整備事業	
<b>事業主体</b>	弘前市	
<b>事業手法</b>	社会資本整備総合交付金（道路事業）〔平成 21 年度～平成 24 年度〕	
<b>関連計画</b>	弘前市総合計画、弘前市中心市街地活性化基本計画	
<b>事業期間</b>	平成 15 年度～平成 24 年度	
<b>事業箇所</b>	弘前市大字上白銀町他地内	
<b>事業概要</b>	道路改良に併せて電線類地中化を行います。	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	弘前公園と禅林街を結ぶ本路線は、古くから門前町の役割を担っており、沿道には古くからの造り酒屋などがあり、また、盃蘭盆や彼岸には禅林街への参拝道路として、多くの市民が往来しています。	
	本路線約 550mの電線類地中化と石畳歩道整備により、弘前公園を核とした市街地環境の形成及び文化資産の回遊性が向上し、歴史的風致の維持及び向上に寄与します。	
	<b>【現 状】</b>	
		
<b>【整備イメージ】</b>		
		
<b>【位置図】</b>		
		

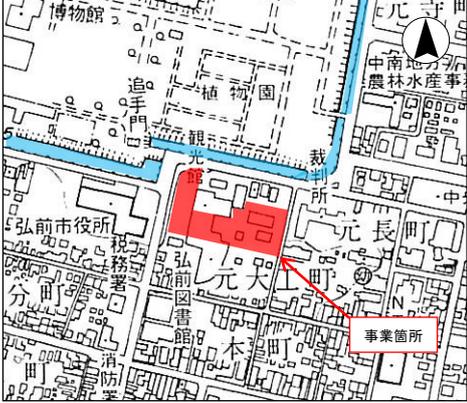
事業名称	13 伝統的建造物群保存地区地方道改修事業
事業主体	弘前市
事業手法	市単独事業[平成19年度～平成21年度] 社会資本整備総合交付金(道路事業)[平成22年度～平成23年度] 市単独事業[平成24年度] 社会資本整備総合交付金(道路事業)[平成25年度～平成30年度]
関連計画	弘前市総合計画、弘前市中心市街地活性化基本計画
事業期間	平成19年度～平成30年度
事業箇所	弘前市大字馬喰町他地内
事業概要	仲町伝統的建造物群保存地区内市道の無電柱化及び消流雪溝の整備を実施します。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>仲町伝統的建造物群保存地区内の市道は、幅員が狭隘で電柱が輻輳していることから、車両及び歩行者の通行に支障を来しており、さらに、冬の除排雪に苦慮しています。</p> <p>このため、地区内市道約1,610mの無電柱化及び消流雪溝の整備により、弘前公園と一体となった景観形成が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与します。</p> <p style="text-align: center;"><b>【位置図】</b></p>  <p style="text-align: center;"><b>【市道現況】</b></p>  <p style="text-align: center;"><b>【弘前惣御絵図(元禄の絵図)】</b></p> 



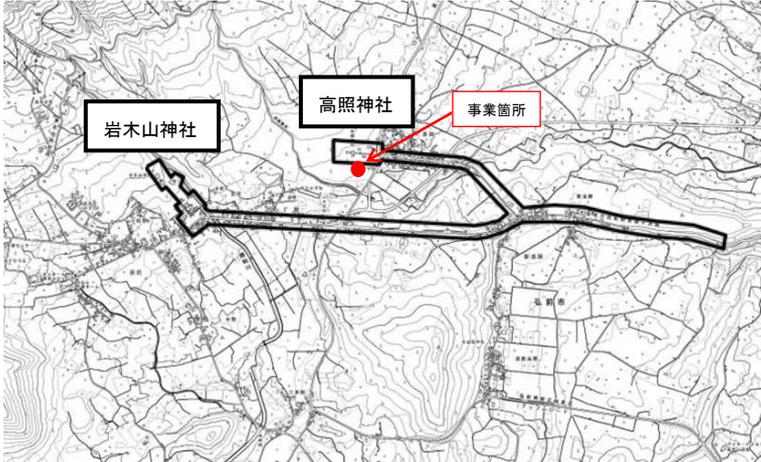
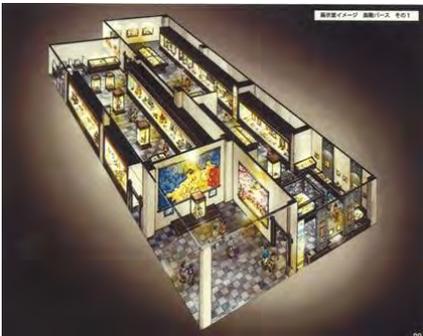
事業名称	14 主要地方道弘前岳鱒ヶ沢線整備事業	
事業主体	青森県	
事業手法	地域活力基盤創造交付金[平成23年度～平成24年度] 防災安全交付金[平成25年度～平成28年度]	
関連計画	弘前市中心市街地活性化基本計画	
事業期間	平成23年度～	
事業箇所	弘前市大字一番町他地内	
事業概要	主要地方道弘前岳鱒ヶ沢線の電線類を地中化します。	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>本路線の未無電柱化区間は、ねぷた運行のメインの場所であり、また、沿道には旧第五十九銀行本店本館、趣のある建物の指定を受けている田中屋、三上ビルなどがあります。</p> <p>景観を阻害している電線類を地中化することにより、往来する人々の回遊性及び景観の向上が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与します。</p>	
	<p>【事業箇所現況】</p> 	<p>【位置図】</p> 
		<p>【弘前惣御絵図(元禄の絵図)】</p> 

⑤ その他の歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

歴史的資産の継承、利用者の利便性や安全性の確保、周辺との調和の3つの視点から、弘前公園周辺等の市の施設の整備を進め、歴史的風致の維持向上と適切な維持管理を図ります。

<b>事業名称</b>	15 追手門広場改修事業
<b>事業主体</b>	弘前市
<b>事業手法</b>	市単独事業
<b>関連計画</b>	弘前市総合計画、弘前市中心市街地活性化基本計画
<b>事業期間</b>	平成25年度～平成30年度
<b>事業箇所</b>	弘前市大字下白銀町地内
<b>事業の概要</b>	舗装補修、障害者誘導ブロック改修、ミニチュア建造物上屋及び案内板の整備を行います。
<b>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等</b>	<p>当市の観光・文化拠点となっている追手門広場の舗装タイルの補修、障害者誘導ブロックの改修、ミニチュア建造物上屋及び案内板整備等により、歴史的風致の維持及び向上に寄与します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【舗装タイル】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【位置図】</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>【ミニチュア仮設上屋】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【弘前惣御絵図(元禄の絵図)】</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>【ミニチュア案内板】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【広場案内板】</p>  </div> </div>

事業名称	16 岩木地区案内板改修事業
事業主体	弘前市
事業手法	市単独事業
関連計画	弘前市総合計画
事業期間	平成26年度
事業箇所	弘前市大字百沢及び高岡地内
事業の概要	岩木山神社、高照神社に設置している市の案内板を改修します。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>岩木お山参詣地区の岩木山神社及び高照神社に設置している案内板の改修により、歴史的風致の維持及び向上に寄与します。</p> <p style="text-align: center;">【位置図】</p>  <p style="text-align: center;">【岩木山神社案内板】</p>  <p style="text-align: center;">【高照神社案内板】</p>   

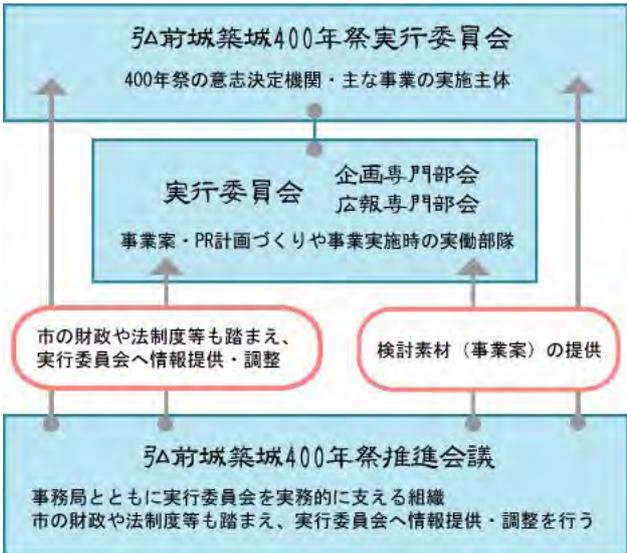
事業名称	17 集約促進景観・歴史的風致形成推進事業
事業主体	弘前市
事業手法	集約促進景観・歴史的風致形成推進事業
関連計画	-
事業期間	平成27年度～平成29年度
事業箇所	弘前市大字高岡地内
事業の概要	津軽歴史文化資料展示施設等整備事業により、高照神社及び市所有の弘前藩主家津軽氏ゆかりの文化遺産5,100点を収蔵・展示する施設を新たに整備します。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>展示施設等の整備により、市民や来訪者が地域の歴史と魅力についての理解を深め、後世への歴史的風致の継承を図ることにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与します。</p> <p style="text-align: center;">【位置図】</p>  <p style="text-align: center;">【平面図】</p>  <p style="text-align: center;">【展示室イメージ】</p> 

事業名称	18 歴史的風致の活用と国際観光の振興に関する事業
事業主体	弘前市
事業手法	歴史的風致活用国際観光支援事業
関連計画	-
事業期間	平成 27～29 年度
事業箇所	弘前公園他市全域
事業の概要	<p>広域観光周遊ルート形成に向けた取組の一環として、国外からの来訪者の受入環境整備を行います。</p> <p>①説明板、パンフレット等の多言語化。  ②弘前固有の文化・歴史を理解し、外国人に対する接遇の向上を図るための歴史的風致をガイドする人材の育成  ③旅行者の歴史的風致への理解と満足度の向上を図るための弘前ならではの季節毎の歴史的風致を体験できるプログラム開発  ④旅行者のニーズに応じた利便性・回遊性の向上を図るための休憩所等の利便施設整備</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>国外からの来訪者の受入環境整備を図り、多様化する来訪者の利便性・回遊性の向上につなげることにより歴史的風致の維持及び向上に寄与します。</p> <p>【史跡弘前城跡・追手門説明板（現況）】</p> 

事業名称	19 景観まちづくり刷新支援事業
事業主体	弘前市
事業手法	景観まちづくり刷新支援事業
関連計画	-
事業期間	平成 29～31 年度
事業箇所	重点区域を中心とした区域
事業の概要	<p>JR 弘前駅から弘前公園、禅林街を結ぶルート上においてレトロモダンな観光周遊ルートを形成するため、歴史的建造物と一体となったより良い街並み景観を形成します。</p> <p>① 観光周遊ルート上への歴史的建造物の移設等                  ② 歩道的美装化（禅林街、上白銀町・新寺町線）                  ③ 市民中央広場拡張事業（再掲）                  ④ 街路灯の改修                  ⑤ 観光案内板等の多言語化                  ⑥ インバウンド対応型トイレ整備</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>周辺の道路等の美装化等により、歴史的建造物と一体となった、より良い街並み景観を形成。また、歴史的建造物の保全・活用により観光資源としての活性化を図ることで、来訪者の回遊性の向上につなげ、歴史的風致の維持及び向上に寄与します。</p> <p>【位置図】</p>

## ⑥ 歴史的風致の維持向上に資するソフト事業

当市の歴史的風致の維持向上には、ハード事業のみならず、市民や観光客の歴史的風致に対する理解と熱意を高め、地域特性を活かしたまちづくりに市民活動が参加できるようなソフト事業を行います。

事業名称	20 弘前城築城400年祭
事業主体	弘前市
事業手法	歴史的環境形成総合支援事業・社会資本整備総合交付金（都市公園事業の効果促進事業）
関連計画	弘前市総合計画、弘前市中心市街地活性化基本計画
事業期間	平成22～23年度
事業箇所	弘前公園他市全域
事業の概要	平成23年に弘前城が築城400年を迎えることを契機に、『弘前城築城400年祭』を開催し、歴史・文化・まつりなどを題材にした様々な事業を、市民と共に切れ目無く行います。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>弘前城築城以来400年の歴史を踏まえた事業を、県、市、経済・観光団体、大学、市民等、多様な主体の連携により進めることで、地域全体で歴史的資源の保存と活用に取り組む機運が醸成され、歴史的風致の維持及び向上に寄与します。</p> <p style="text-align: center;"><b>【事業推進体制】</b></p> 

事業名称	21 趣のある建物指定制度
事業主体	弘前市
事業手法	市単独事業
関連計画	弘前市総合計画、弘前市中心市街地活性化基本計画
事業期間	平成20年度～
事業箇所	重点区域を中心とした市域
事業の概要	文化財の指定を受けていない古い建物を「趣のある建物」として指定し、市民や観光客に情報発信する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<div data-bbox="427 712 778 1214" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="798 712 1369 1034" data-label="Text"> <p>弘前市の風情を醸し出している古い建物を「弘前市趣のある建物」として指定し、市民や観光客に情報発信することで、弘前の新たな魅力の発見や城下町としての奥深さを体感することにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与します。</p> </div> <div data-bbox="798 1272 989 1303" data-label="Section-Header"> <p>【パンフレット】</p> </div> <div data-bbox="459 1326 1327 1944" data-label="Complex-Block"> <p>「趣のある建物」指定制度とは 弘前市には、伝統的をはじめとする歴史的な建造物や、独特・大規模な建造物など様々な建物が数多く残っています。また、文化財には指定されていないものの、歴史と文化が色づく情緒豊かな建物も多く存在しています。 これら弘前の風情を醸し出している古い建物を「趣のある建物」として指定し、市民や観光客に発信</p> <p>することで弘前の新たな魅力の発見や、城下町としての奥行きを体感してもらうことを目的としています。 【指定基準】趣のある建物とは、次のいずれかに該当するもの （1）歴史や文化財の調査を催し、注目しているもの（2）時代の歴史文化が感じられるもの（3）趣のあるもの （4）建築文化の調査対象となるもの（5）地域のシンボルとして注目されているもの（6）その他、指定基準に該当するもの</p> <p>～弘前市趣のある建物～ 指定基準：22件 （平成20年7月23日現在）</p> </div>

事業名称	22 弘前市民俗芸能保存育成事業
事業主体	弘前市
事業手法	市単独事業
関連計画	弘前市総合計画
事業期間	平成18年度～
事業箇所	弘前市全域
事業の概要	<p>民俗芸能保存団体に対して、民俗芸能保存継承に係る経費の一部を補助します。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>少子高齢化などの進行に伴い、次世代の担い手不足が深刻化している民俗芸能を保存継承するため、獅子舞や登山囃子などの保存団体の育成活動に必要な経費の一部を補助することにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与します。</p> <p style="text-align: center;">【獅子舞】</p>  <p style="text-align: center;">【登山囃子】</p> 

事業名称	23 津軽塗技術保存伝承事業
事業主体	弘前市
事業手法	市単独事業
関連計画	弘前市総合計画
事業期間	平成21年度～
事業箇所	弘前市全域
事業の概要	<p>津軽塗技術の研鑽及び後継者育成に係る経費の一部を補助します。</p> <p>津軽塗の国の重要無形文化財指定と津軽塗技術保存会の技芸保持団体認定に向けて、津軽塗技術保存会が行う津軽塗技術の研鑽及び後継者育成に必要な経費の一部を補助することにより、伝統工芸の継承を図り、歴史的風致の維持及び向上に寄与します。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>【古津軽塗復元研究会】</p> 
	<p>【漆採取技術研修】</p> 

## 第7章 歴史的風致形成建造物の指定方針及び管理指針に関する事項

### (1) 歴史的風致形成建造物の指定方針

弘前の歴史的風致を形成する歴史的建造物の中で、重点区域において歴史的風致の維持及び向上を図る上で、必要かつ重要なものと認められる建造物を歴史的風致形成建造物として指定します。

史跡弘前城跡には、国指定重要文化財建造物弘前城天守が藩政期以降変わらぬ弘前のシンボルとして毅然としてそびえ、周囲には、重要文化財となっている3棟の櫓、5棟の門がそれを守るように配されています。

一方、今でも堀に囲われた弘前城の周りには、整然とした町割りと外へ向って放射状に広がる道路が残っており、城下町弘前の都市形態は良く残されています。

また、津軽圏域の人々の信仰の対象であり、重要な景観要素でもある岩木山、その麓に構える岩木山神社を始めとした重要文化財と参道にも使われている旧街道筋を含む区域は、今もなお厳かな雰囲気を漂わせています。

これら重点区域として設定した「弘前城下町地区」と「岩木お山参詣地区」において、重要文化財と一体となって歴史的風致を形成している建造物に対し、弘前ならではの歴史的風致の維持及び向上を図っていくために、以下のとおり、歴史的風致形成建造物の指定方針を定めます。

### ① 文化財保護法に基づく登録有形文化財、青森県文化財保護条例に基づく青森県指定文化財、弘前市文化財保護条例に基づく弘前市指定文化財

市内に存する歴史的建造物の保存・整備は、文化財的調査の結果に基づき、その価値を明らかとするとともに、その価値に応じて、文化財保護法（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）、青森県文化財保護条例（昭和二十九年四月青森県条例第十八号）及び弘前市文化財保護条例（平成十八年二月二十七日弘前市条例第百八十三号）に基づく登録・指定により、保護の措置を講じています。

これらの法令等に基づいて登録等を行った歴史的建造物のうち、本計画に記載する重点区域内に位置しており、その歴史的風致を形成し、かつその歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを、歴史的風致形成建造物として指定することとします。

## ②弘前市趣のある建物に指定された建造物

当市では、文化財には指定されていないものの、歴史と文化が息づく情緒豊かな建物を、学識経験者等で構成する検討委員会の選考により「弘前市趣のある建物」に指定し、保全と活用を図る制度を設けています。

この制度により指定された弘前の風情を醸し出している建造物のうち、本計画に記載する重点区域内に位置しており、その歴史的風致を形成し、かつその歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを、歴史的風致形成建造物として指定することとします。

## ③ 過去において区域の歴史的風致を形成していた建造物

重点区域内において、過去に歴史的風致を形成していた建造物のうち、これを復元し、公開することが、区域の歴史的風致の維持及び向上のために特に必要と認められる場合は、これを復元した上で歴史的風致形成建造物として指定し、公開することとします。

ただし、復元、公開に当たっては、その建造物に関する学術的な調査・研究に基づき、区域の歴史的風致が正しく引き継がれるよう特に留意します。

## ④ その他、弘前の歴史的風致の維持及び向上を図る上で、必要かつ重要なものとして特に市長が認める建造物

重点区域内において、文化財の指定等は受けていないものの、歴史的、文化的価値が高く、当市の歴史的風致を形成していると認められる建造物は、本計画においてその保存・整備の方向性を定めたうえで、歴史的風致形成建造物に指定するものとしします。

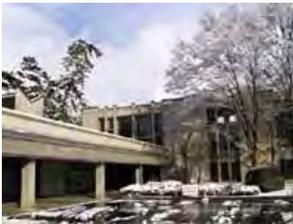
また、文化財的調査の結果に基づきその価値が明らかとなった歴史的建造物は、市指定文化財、景観重要建造物の指定を併せて行なうこととします。

なお、歴史的風致形成建造物として指定が想定される建造物は、以下のとおりであり、順次、指定を図るものとしします。

## ○歴史の風致形成建造物一覧(候補)

	建造物名		住所	備考	所有者
1	旧第八師団長官舎 (弘前市長公舎)		上白銀町 1-1	登録有形文化財	弘前市
2	旧藤田家別邸洋館		上白銀町 8-1	登録有形文化財	弘前市
3	旧藤田家別邸和館		上白銀町 8-1	登録有形文化財	弘前市
4	旧藤田家別邸倉庫 (考古館)		上白銀町 8-1	登録有形文化財	弘前市
5	旧藤田家別邸冠木門 及び両袖番屋		上白銀町 8-1	登録有形文化財	弘前市
6	旧弘前無尽社屋 (三上ビル)		元寺町	登録有形文化財	個人

	建造物名		住所	備考	所有者
7	旧東奥義塾外人教師館		下白銀町 2-1	県重宝	弘前市
8	旧弘前市立図書館		下白銀町 2-1	県重宝	弘前市
9	日本聖公会弘前昇天教会教会堂		山道町 7-1	県重宝	日本聖公会弘前昇天教会
10	保村打刃物製作所		代官町	市趣のある建物	個人
11	一戸時計店		土手町	市趣のある建物	個人
12	田中屋		元寺町	市趣のある建物	個人

	建造物名		住所	備考	所有者
13	竹田家住宅		下白銀町	市趣のある建物	個人
14	川崎染工場		亀甲町	市趣のある建物	個人
15	旧弘前市消防団西地区団第四分団消防屯所		紺屋町	市趣のある建物	弘前市
16	田澤刃物製作所 (清水一國)		茂森新町	市趣のある建物	個人
17	弘前市役所庁舎(本館)		上白銀町 1-1	前川國男建築	弘前市
18	弘前市民会館		下白銀町 1-6	前川國男建築	弘前市

	建造物名		住所	備考	所有者
19	弘前市緑の相談所		下白銀町1-1	前川國男建築	弘前市
20	木村産業研究所		在府町61	登録有形文化財	(財)木村産業研究所
21	日本基督教団弘前教会 教会堂		元寺町48	県重宝	日本基督教団弘前教会
22	旧青森銀行津軽支店		百石町	市指定文化財	弘前市
23	高砂そば		親方町	市趣のある建物	個人
24	カトリック弘前教会		元寺町小路	市趣のある建物	カトリック弘前教会

	建造物名		住所	備考	所有者
25	旧高谷家別邸 (翠明荘)		元寺町	市趣のある建物	個人
26	石場旅館		元寺町	市趣のある建物	個人
27	酒輔②成豊		茂森町	市趣のある建物	個人
28	茂森会館 消防西第一分団屯所		茂森町	市趣のある建物	弘前市
29	加藤味噌醤油醸造元		新寺町	市趣のある建物	個人
30	旧町田家住宅		新寺町	市趣のある建物	個人

	建 造 物 名		住 所	備 考	所有者
31	大阪屋		本町	市趣のある建物	個人
32	つぼた文庫		本町	市趣のある建物	個人
33	日本基督教団 弘前教会旧牧師館				弘前市

## （2）歴史的風致形成建造物の管理指針

歴史的風致を形成する重要な要素である歴史的風致形成建造物について、その維持及び保全を図る観点から、所有者、管理者等が行うべき維持管理の指針を以下のとおり定めます。

### ① 基本事項

歴史的風致形成建造物は、それぞれの建造物の価値に基づいて適正な維持と管理に努めるものとし、歴史的風致維持向上のために積極的な公開、活用を図っていきます。特に、公開に関しては、通常外部から望見されるだけでなく、可能な範囲で内部公開を行うものとしします。

### ② 個別事項

#### i) 県及び市指定文化財

県及び市文化財の指定を受けているものは、それぞれ対応する条例等（青森県文化財保護条例、または弘前市文化財保護条例）に基づき、許可制度による現状変更行為の規制を行います。

具体的には、国の指定文化財と同様に、建造物の内・外部を対象として、現状を維持することとし、現状を変更する場合は痕跡調査に基づく復原を原則とします。

公開、活用などのために必要な措置は、歴史的価値の保存に支障を与えない範囲で実施するものとしします。

特に、民間が所有するものの修理等に当たっては、文化財に関わる補助制度等を活用して所有者等の負担の軽減に努めるとともに、関連する審議会などにより必要な技術的指導を行うものとしします。

#### ii) 国登録有形文化財、景観重要建造物

文化財保護法に基づく登録有形文化財、景観法に基づく景観重要建造物は、それぞれ対応する法令等（文化財保護法、景観法、弘前市景観条例）に基づき届出、勧告等を主体とする行為規制及び指導・助言を行います。

ただし、景観法に基づく景観重要建造物に対する行為規制等は、現在景観計画を策定中であり、具体的な規制措置等については、今後検討していくものとしします。

これらの建造物は、歴史的風致の維持及び向上の観点から、建造物の外観を対象に、現状の維持及び保存を基本とし、その内部においても歴史的価値

の高いものは、所有者に対し保存にかかる協力を求めるものとします。

### iii) その他未指定・未登録の建造物

復元建造物や歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものとして認められる未指定・未登録の建造物は、適切な調査により、その価値を明らかにするとともに、必要に応じて市指定文化財等の指定を行うことで、対応する法令・条例等に基づく保存、活用を図るものとします。

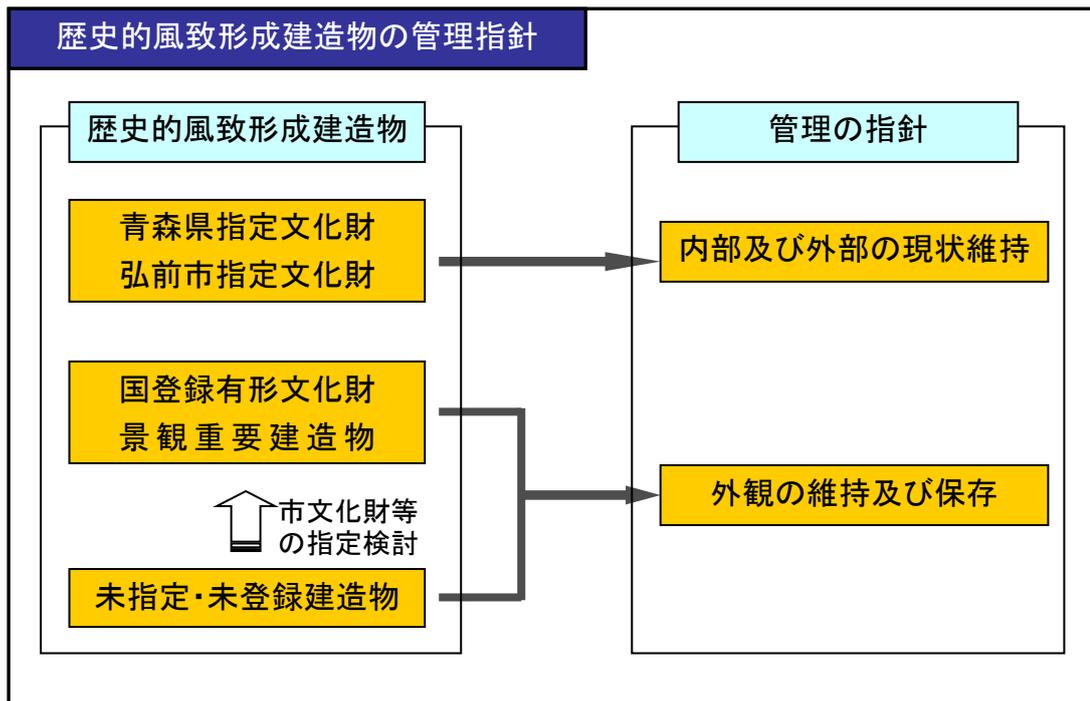
これらの建造物は、歴史的風致の維持及び向上の観点から、建造物の外観を対象に、現状の維持及び保存を基本とし、その内部においても、歴史的価値の高いものは、所有者に対し保存にかかる協力を求めるものとします。

### ③ 届出不要の行為

法第15条第1項第号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出不要の行為は、以下の場合とします。

1. 登録有形文化財について、文化財保護法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
2. 登録記念物について、文化財保護法第133条の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
3. 青森県指定県重宝について、青森県文化財保護条例第18条第1項の規定に基づく現状変更の許可の申請を行った場合及び同条例第19条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合
4. 青森県指定史跡名勝天然記念物について、青森県文化財保護条例第42条第1項の規定に基づく現状現行の許可の申請を行った場合及び同条例第43条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合
5. 弘前市指定文化財について、弘前市文化財保護条例第21条第1項の規定に基づく現状変更の許可の申請を行った場合及び同条例第25条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合

6. 景観重要建造物について、景観法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可の申請を行った場合



## 〔参考資料〕

## ○弘前市所在の指定等文化財

平成29年〇月〇日現在

			計	員数
国指定	有形文化財	建造物	22	44棟・3基
		工芸	4	刀3件・鐘1件
		考古資料	2	
	民俗文化財	無形	2	ねぶた1件・お山参詣1件
	記念物	遺跡	2	城跡1件 縄文遺跡1件
		名勝地	1	庭1件
	無形文化財	工芸技術	1	津軽塗1件
国選定	伝統的建造物群		1	仲町1件
		小計	35	
国選択	民俗文化財	無形	3	津軽神楽1件 オシラ講1件 七日堂祭1件
		小計	3	
国登録	有形文化財	建造物	16	16棟
	記念物	名勝地	2	2園
		小計	18	
国認定	有形文化財	考古学資料	1	
		小計	1	
県	有形文化財	建造物	16	16棟
		工芸品	12	
		彫刻	8	
		絵画	2	
		書跡	1	
		考古資料	2	大森1件・蕨手1件
	無形文化財		1	
	民俗文化財	有形	1	絵馬
		無形	5	神楽1件・獅子4件
	記念物	名勝地	2	庭2件
		動物・植物・地質・ 鉱物	10	樹木10件
		小計	60	
市	有形文化財	建造物	13	13棟・1基
		工芸品	40	
		工芸品（古美術）	1	
		彫刻	16	
		絵画	9	
		書跡	7	
		古文書	2	
		歴史資料	8	
		考古資料	29	
	無形文化財	古武道	1	
	民俗文化財	有形	2	
		無形	9	
	記念物	遺跡	3	
		動物・植物・地質・ 鉱物	7	樹木7件8本
		小計	147	
		合計	264	七日堂祭 国選択・市指定重複含 神楽 国選択・県無形の民俗文化財指定重複含

国指定文化財

平成29年〇月〇日現在

文化財の種別	指定区分	名称等	年代	員数	※1 指定年月日	所在地	所有者		
有形文化財	重要文化財建造物	最勝院五重塔 附 旧伏鉢一個分 旧露盤一個	寛文 7 (1667)	1 基	明41・4・23	銅屋町	最勝院		
		岩木山神社 楼門 拜殿 本殿、奥門、端垣、中門		1 棟 1 棟 4 棟	明41・4・23 明41・4・23 昭46・6・22	百沢寺沢	岩木山神社 岩木山神社 岩木山神社		
		長勝寺三門 附 棟札一枚	寛永 6 (1629)	1 棟	昭11・9・18	西茂森一丁目	長勝寺		
		弘前八幡宮 本殿 附 棟札三枚 唐門 附 棟札二枚	慶長 17 (1612)	2 棟	昭11・9・18	八幡町一丁目	弘前八幡宮		
		弘前城天守 附 棟札二枚 二の丸辰巳櫓 附 棟札一枚 二の丸未申櫓 附 棟札一枚 二の丸丑寅櫓 二の丸南門 二の丸東門 三の丸追手門 北の郭北門(亀甲門)	文化 7 (1810) 改築 慶長 16 (1611)	8 棟	昭12・7・29	下白銀町	弘前市		
		誓願寺山門	(伝)慶長元(1596)	1 棟	昭13・8・26	新森町	誓願寺		
		東照宮本殿 附 棟札三枚	元和 3 (1617)	1 棟	昭28・11・14	笹森町	弘前市		
		津軽為信霊屋	江戸時代初期	1 棟	昭28・11・14	藤代一丁目	革秀寺		
		弘前城三の丸東門	慶長 16 (1611)	1 棟	昭28・11・14	下白銀町	弘前市		
		熊野奥照神社本殿 附 棟札五枚	慶長 18 (1613)	1 棟	昭29・9・17	田町四丁目	熊野奥照神社		
		旧第五十九銀行本店本館 附 棟札一枚	明治 37 (1904)	1 棟	昭47・5・15	元長町	(株)青森銀行		
		石場家住宅 附 板塀一枚	江戸時代中期	1 棟	昭48・2・23	亀甲町	個人		
		弘前学院外人宣教師館	明治 39 (1906)	1 棟	昭53・1・21	稔町	(学)弘前学院		
		長勝寺御影堂 附 厨子及び須弥壇一具 銘札一枚	寛永 6 (1629)	1 棟	昭61・1・22	西茂森一丁目	長勝寺		
		津軽家霊屋 環月臺、表門・玉垣 附 扁額一面 旧野地板一枚 銘札三枚	寛文 12 (1672)	5 棟	昭61・1・22 平5・8・17	西茂森一丁目 表門・玉垣追加	長勝寺		
		碧巖臺、表門・玉垣 明鏡臺、表門・玉垣 白雲臺、表門・玉垣 附 銘札四枚 凌雲臺、表門・玉垣 附 棟札三枚・銘札一枚	寛永 8 (1631) 寛永 15 (1638) 旧曆 2 (1656) 宝暦 3 (1753)						
		長勝寺本堂 庫裏	(伝)慶長 16 (1611)	2 棟	平5・8・17	西茂森一丁目	長勝寺		
		革秀寺本堂	(伝)慶長 15 (1610)	1 棟	平5・8・17	藤代一丁目	革秀寺		
		旧弘前信行社 附 門柱及び煉瓦塀 棟札一枚	明治 40 (1907)	1 棟	平13・6・15	御幸町	(学)弘前厚生学院		
		高照神社 本殿、中門、西軒廊、東軒廊、拜殿及び幣殿、随神門、廟所拜殿、廟所門、津軽信政公墓	正徳元年~文化12年	8 棟 2 基	平成18・7・5	高岡字神馬野 高岡字獅子沢	高照神社ほか		
		旧弘前藩諸士住宅	江戸時代中期	1 棟	平28・2・9	若党町	弘前市		
		重要文化財工芸	重要無形民俗文化財	太刀 銘 友成作 太刀 銘 貞守 銅鐘 嘉元四年八月一日大檀那崇演ノ銘アリ 刀 無銘 伝 来国光	平安末期~鎌倉初期 鎌倉中期~末期 嘉元 4 (1306) 鎌倉末期~南北朝前期	1 口 1 口 1 口 1 口	大14・4・24 大15・4・19 昭16・11・6 昭34・12・18	高岡字神馬野 高岡字神馬野 西茂森一丁目 土手町	高照神社 高照神社 長勝寺 個人
		考古資料		砂沢遺跡出土品 猪型土製品	弥生前期 縄文後期	1 括 1 点	平12・12・4 平23・6・27	上白銀町 上白銀町	弘前市 弘前市
民俗文化財	重要無形民俗文化財	弘前のねぶた 岩木山の登拝行事	江戸時代中期	1 件 1 件	昭55・1・28 昭59・1・21	弘前市 弘前市ほか	弘前ねぶた保存会 お山参詣保存会		
記念物	史跡	津軽氏城跡 堀越城跡 弘前城跡 弘前城 長勝寺構 新寺構	慶長 16~慶安 3 (1611~50)		昭27・3・29 昭60・11・15	下白銀町ほか	弘前市ほか		
	名勝	大森勝山遺跡 瑞楽園	縄文晩期 明治 23 (1890)		平24・9・19 昭54・5・31	大森字勝山 宮館字宮館沢	弘前市ほか 弘前市		
	特別天然記念物	カモシカ コウノトリ			昭30・2・15 昭31・7・19	地域を指定せず 地域を指定せず			
無形文化財	工芸技術	津軽塗		1 件	平29・〇・〇	賀田	津軽塗技術保存会		
伝統的建造物群	※2	弘前市仲町伝統的建造物群保存地区	江戸時代後期	約10.6 ha	昭53・5・31	若党町ほか	弘前市ほか		

※1 昭和25年以前は、国宝保存法による指定であり、昭和4年以前は古社寺保存法による指定である。  
 ※2 重要伝統的建造物群保存地区選定

重要美術品認定文化財

区分	名称等	年代	員数	認定年月日	所在地	所有者
考古学資料の部	板石塔婆 正應元年七月二三日 源光氏ノ銘アリ	正應 元 (1288)	1 基	昭17・12・16	中別所字葛野	弘前市

国選択

区分	名称等	年代	員数	認定年月日	所在地	所有者
(民俗芸能県指定)	津軽神楽	正徳 元 (1714)		昭51・12・25	常盤坂二丁目	津軽神楽保存会
(風俗習慣)	久渡寺のオンラ講の習俗			平11・12・3	坂元字山元	久渡寺
(風俗習慣 鬼神社市指定)	津軽の七日堂祭			平21・3・11	百沢 鬼沢	岩木山神社 百沢町会氏子 鬼神社氏子

県指定文化財

文化財の種類	指定区分	名称等	年代	員数	指定年月日	所在地	所有者	
有形文化財	県重宝 建造物	久祥院殿位牌堂	元禄 6 (1693)	1 棟	昭30・1・7	西茂森二丁目	隣松寺	
		三尊仏及びその厨子堂	慶長 15 (1610)	1 棟	昭32・1・11	西茂森一丁目	長勝寺	
		旧岩田家住宅 附 門 一棟 土地 一筆	寛永 15 (1638)	1 棟	昭60・4・27	若党町	弘前市	
		旧東奥義塾外人教師館	明治 34 (1901)	1 棟	平 5・1・22	下白銀町	弘前市	
		旧弘前市立図書館	明治 39 (1906)	1 棟	平 5・1・22	下白銀町	弘前市	
		熊野宮本殿 附 棟札三枚	慶長 20 (1615)	1 棟	平 5・1・22	蕨町一丁目	熊野宮	
		日本聖公会弘前昇天教会 教会堂 附 聖鐘一口	大正 9 (1920)	1 棟	平 5・4・16	山道町	日本聖公会 弘前昇天教会	
		巖鬼山神社本殿 附 厨子一基 棟札一枚	元禄 4 (1691)	1 棟	平 5・4・16	十腰内字猿沢	巖鬼山神社	
		旧青森県尋常中学校本館 附 棟札一枚	明治 27 (1894)	1 棟	平 5・7・19	新寺町	青森県	
		日本基督教団弘前教会教会堂	明治 39 (1906)	1 棟	平 5・7・19	元寺町	日本基督教団 弘前教会	
		袋官寺本堂	宝永 2 (1705)	1 棟	平 6・4・25	新寺町	袋官寺	
		円明寺本堂	明和 元 (1764)	1 棟	平 6・4・25	新寺町	円明寺	
		報恩寺本堂 附 棟札一枚	宝永 元 (1704)	1 棟	平 6・4・25	新寺町	報恩寺	
		本行寺護国堂	享保 元 (1716)	1 棟	平 7・4・19	新寺町	本行寺	
		旧伊東家住宅	19世紀初頭	1 棟	平 17・3・14	若党町	弘前市	
	岩木山神社社務所	弘化 4 (1847)	1 棟	平 23・8・19	百沢字寺沢	岩木山神社		
	県重宝 彫刻	舞臺面	鎌倉～南北朝	3 面	昭31・5・14	百沢字寺沢	岩木山神社	
		木彫阿弥陀如来像	室町時代末期ころ (1500前後)	1 軀	昭31・5・14	新寺町	西光寺	
		薬師如来三門本尊	江戸時代初期	1 軀	昭32・1・11	西茂森一丁目	長勝寺	
		津軽為信木像	慶長 12 (1607)	1 軀	昭32・1・11	西茂森一丁目	長勝寺	
		十一面観世音像	慶宝 5 (1677)	1 軀	昭33・6・25	新寺町	袋官寺	
		十一面観音像	寛文 6 または 7 (1666・7)	1 軀	昭37・6・29	新寺町	西福寺	
		地藏像	寛文 6 または 7 (1666・7)	1 軀	昭37・6・29	新寺町	西福寺	
		阿弥陀如来像	江戸時代以前 (1521～)	1 軀	昭37・6・29	下白銀町	吉祥寺	
		短刀 銘 波岡森宗ノ奥州津軽	大永年間以降 (1521～)	1 口	昭31・5・14	在府町	個人	
		釣燈籠	室町中期	1 個	昭31・5・14	百沢字寺沢	岩木山神社	
	県重宝 工芸	日本刀 銘 相州住綱廣	江戸時代初期	1 口	昭31・5・14	百沢字寺沢	岩木山神社	
		津軽信政着用具足	江戸時代中期	1 個	昭31・5・14	高岡字神馬野	高照神社	
		日本刀 銘 津軽主為信相州綱広呼下作之 慶長十一丙午年八月吉日 三百腰之内	慶長 11 (1606)	1 口	昭37・11・16	坂本町	個人	
		鱒刀 慶長九年ノ奉納名アリ	慶長 9 (1604)	1 個	昭38・4・10	十腰内字猿沢	巖鬼山神社	
		短刀 銘 奥州津軽住国広 朱銘 首割士段松	天和 3～元禄年間 1683～1704	1 口	昭41・5・25	下白銀町	弘前市	
		金梨子地牡丹紋散時給系巻大刀拵	江戸時代後期	1 口	昭44・12・15	桔梗野五丁目	個人	
		津軽塗	江戸時代中期	8 点	平 7・4・19	下白銀町	弘前市	
		高照神社刀剣類		11 口	平 12・4・19	高岡字神馬野	高照神社	
		津軽漆塗手板	江戸後期～明治前期	514 枚	平 15・4・14	下白銀町	弘前市	
		津軽塗 (変わり塗) 五段重箱及び弁当箱	江戸後期～明治初期	2 点	平 16・7・16	寒沢町	個人	
	県重宝 書跡	久祥院殿写経		8 冊	昭30・1・7	下白銀町	隣松寺	
		絹本着色当麻曼荼羅図	鎌倉時代 (14世紀前半)	1 幅	平 3・3・13	新寺町	貞昌寺	
	県重宝 絵画	新井晴峰筆 紙本着色観桜観楓図屏風	江戸時代後期	1 双	平 16・1・21	下白銀町	弘前市	
		県重宝 考古資料	巖手刀	奈良時代 (8世紀)	1 口	昭31・5・14	田町四丁目	熊野奥照神社
	無形文化財	演芸・音楽・工芸技師等	根笹派大音笹流錦風流尺八	文政元 (1823)		昭56・6・23	大町三丁目	個人
	民俗文化財	県有形民俗文化財	高照神社奉納額給馬		54 枚	平 2・8・3	高岡字神馬野	高照神社
		県無形民俗文化財	津軽神楽		1 組	昭31・5・14	常盤坂二丁目	津軽神楽保存会
			種市獅子 (鹿) 踊		1 組	昭36・1・14	種市	種市獅子同好会
			一野渡獅子 (熊) 踊		1 組	昭36・1・14	一野渡	一野渡獅子会
		大沢獅子 (熊) 踊		1 組	昭37・1・12	大沢	大沢獅子舞保存会	
	悪戸獅子 (熊) 踊		1 組	昭37・1・12	悪戸	悪戸獅子会		
記念物	県天然記念物	名勝 成田家庭園	昭和 7 年 (1931)	341 m <sup>2</sup>	平 12・8・30	樹木一丁目	個人	
		貞昌寺庭園	18世紀初め頃	約3240m <sup>2</sup>	平 14・7・24	新寺町	貞昌寺	
		大杉	樹齢約千年	2 本	昭31・5・14	十腰内字猿沢	巖鬼山神社	
		燈明杉	樹齢七百年	1 本	平 5・4・16	大沢字堂ヶ平	大沢町会	
		向外瀬のモクゲンジ	樹齢二百五十年以上	1 本	平 9・5・14	向外瀬四丁目	個人	
		天満宮のシダレザクラ	樹齢五百年以上	1 本	平 10・4・22	西茂森一丁目	天満宮	
		鬼神のカシワ	樹齢七百年	1 本	平 10・4・22	鬼	鬼神社	
		百沢街道および高岡街道の松並木	江戸時代中期	1 件	平 11・4・21	百沢、高岡	青森県・弘前市	
		革秀寺のカルスベリ	樹齢 350 年	1 本	平 28・4・6	藤代一丁目	革秀寺	
		弘前公園のアイロマツ	樹齢 330 年	1 本	平 28・4・6	下白銀町	弘前市	
弘前公園のネズコ	樹齢 500 年	1 本	平 28・4・6	下白銀町	弘前市			
弘前公園最長寿のソメイヨシノ	樹齢 133 年	1 本	平 28・4・6	下白銀町	弘前市			

## 市指定文化財

文化財の種類	名 称 等	年 代	員 数	※1 指定年月日	所 在 地	所 有 者	
有形 文化財	建造物	黒門	江戸時代中期	1棟	昭53・3・30	西茂森一丁目	長勝寺
		栄螺堂	天保10(1839) 頃	1棟	昭54・2・1	西茂森二丁目	蘭庭院
		石戸谷家住宅	江戸時代末期	1棟	昭60・8・22		弘前市
		揚亀園揚亀庵	明治16(1883)	1棟	平2・10・20	亀甲町	個人
		乳井神社の五輪塔	鎌倉時代	1基	平8・12・3	乳井	乳井神社
		乳井神社社殿(旧毘沙門堂)	明暦元(1655)	1棟	平10・11・27	乳井	乳井神社
		旧小山内家住宅	文久3(1863)	1棟	平13・11・9	清水富田	弘前市
		旧青森銀行津軽支店	明治16(1883)	1棟	平14・1・30	百石町	弘前市
		旧藤田家住宅(太宰治学生時代の下宿)附棟札一枚	大正10(1921)	1棟	平18・3・24	御幸町	弘前市
		藤原信政公霊所(瑞垣・木柵)	文化12(1815)	2棟	昭61・1・8	高岡宇神馬野	津軽晋
	高照神社 文庫	享保5(1720)	1棟	平7・11・9	高岡宇神馬野	高照神社	
	高照神社 神饌殿		1棟	平13・10・15	高岡宇神馬野	高照神社	
	平川家住宅	江戸時代中期	1棟	平29・4・14	若党町	個人	
	弘前城館神厨子堂	江戸時代初期	1基	昭38・3・20	樋の口二丁目	個人	
	大太刀 大小揃の内大 慶長一六年ノ銘アリ	慶長16(1611)	1口	昭39・6・5	八幡町一丁目	弘前八幡宮	
	大太刀 大小揃の内小 文化元年ノ銘アリ	文化元(1804)	1口	昭39・6・5	八幡町一丁目	弘前八幡宮	
	大薙刀(拵付) 慶長一六年ノ銘アリ	慶長16(1611)	1口	昭39・6・5	八幡町一丁目	弘前八幡宮	
	日本刀 銘 奥州津軽波岡之住森宗 永正十三年八月廿一日	永正13(1516)	1口	昭44・8・2	坂本町	個人	
	日本刀 銘 相模守藤原国吉 寛文九年八月吉日	寛文9(1669)	1口	昭44・8・2	坂本町	個人	
	鉄 鐔 銘 奥州津軽住正阿弥清明作	江戸時代中期初頃	1枚	昭46・7・22	坂本町	個人	
	大脇差 銘 相模守来国吉 心貫石州様		1口	昭49・10・26	和徳町	個人	
	刀 銘 陸奥大楯橋盛宗	江戸時代初期	1口	昭49・10・26	下白銀町	弘前市	
	紺糸絨具足(兜付) 附櫃	安政4(1857) 頃	1領	昭51・11・27	稲田二丁目	個人	
	色々威黒漆塗具足 兜付	江戸時代初期	1領	昭55・9・29	下白銀町	個人	
	紺糸威五枚桐具足 兜付	江戸時代末期	1領	昭55・9・29	下白銀町	弘前市	
	色々威桐丸 大袖兜付	安政4(1857) 安政5(1858)	1領	昭55・9・29	下白銀町	個人	
	紺糸威五枚桐具足 兜大袖付	江戸時代末期	1領	昭56・7・13	下白銀町	個人	
	刀 銘 陸奥大楯橋盛宗	江戸時代初期	1口	昭57・1・27	富田一丁目	個人	
	銅製獅子耳花入	江戸時代中期	1口	平8・12・3	下白銀町	弘前市	
	刀 無銘	南北朝時代	1口	昭60・2・27	高岡宇神馬野	高照神社	
	太刀 銘 勝光	室町時代	1口	昭60・2・27	高岡宇神馬野	高照神社	
	刀 銘 獅吼	江戸時代初期	1口	昭60・2・27	高岡宇神馬野	高照神社	
	刀 銘 千手院	明応期	1口	昭60・2・27	高岡宇神馬野	高照神社	
刀 銘 弘前住紀倫賀	江戸時代末期	1口	昭60・2・27	高岡宇神馬野	高照神社		
刀 銘 弘前住紀倫賀	明治3(1870)	1口	昭60・2・27	高岡宇神馬野	高照神社		
刀 銘 奥州弘前住助宗	文久頃	1口	昭60・2・27	高岡宇神馬野	高照神社		
脇差 銘 山城国住源綱広 相州住綱広		1口	昭60・2・27	高岡宇神馬野	高照神社		
脇差 銘 相模守来国吉	江戸時代初期	1口	昭60・2・27	高岡宇神馬野	高照神社		
脇差 銘 相州住広次作	永正4(1507)	1口	昭60・2・27	高岡宇神馬野	高照神社		
短刀 銘 吉光		1口	昭60・2・27	高岡宇神馬野	高照神社		
短刀 銘 大和守秀国	明治期	1口	昭60・2・27	高岡宇神馬野	高照神社		
脇差 銘 肥州河内守藤原正広		1口	昭60・2・27	高岡宇神馬野	高照神社		
刀 銘 奉納津軽住人国俊造之 昭和廿四年 己亥年八月十一日高照神宮御宝前他不与之		1口	平4・1・31	高岡宇神馬野	高照神社		
脇差 銘 豊後住藤原行光		1口	平4・1・31	高岡宇神馬野	高照神社		
劍 銘 摂津住源正久造		1口	平4・1・31	高岡宇神馬野	高照神社		
薙刀 銘 陸奥守包保		1口	平4・1・31	高岡宇神馬野	高照神社		
薙刀 銘 陸奥大楯橋盛宗	江戸時代初期	1口	平4・1・31	高岡宇神馬野	高照神社		
薙刀 銘 兼英		1口	平4・1・31	高岡宇神馬野	高照神社		
平三角槍		1口	平4・1・31	高岡宇神馬野	高照神社		
鞍		1具	平4・1・31	高岡宇神馬野	高照神社		
梨地金蒔繪文台		1基	平4・1・31	高岡宇神馬野	高照神社		
梨地金蒔繪硯箱		1合	平4・1・31	高岡宇神馬野	高照神社		
唐櫃		1合	平15・3・28	高岡宇神馬野	高照神社		
能面		1面	平15・3・28	下白銀町	弘前市		

市指定文化財

有形文化財	彫刻	木造豊太閤坐像	天正18～慶長3 (1590～98)	1 軀	昭38・3・20	藤代一丁目	革秀寺
		木造十一面観音坐像	天正5(1577)	1 軀	昭38・3・20	石川字大仏	大仏院
		木造不朱塗獅子頭	江戸時代初期	1 頭	昭39・6・5	八幡町一丁目	弘前八幡宮
		木造素木龍頭	江戸時代初期	1 頭	昭39・6・5	八幡町一丁目	弘前八幡宮
		木造釈迦涅槃像 附 胎内納入文書二三葉	延宝8(1680)	1 軀	昭53・9・30	新寺町	貞昌寺
		石造狛犬 銘 斎藤平左エ門吉林刻 寛文四年卯月吉日	寛文4(1664)	阿吽 1 対	昭39・6・5	八幡町一丁目	弘前八幡宮
		石造狛犬 銘 奉納 源朝臣金吉安 寛文四年卯月吉日	寛文4(1664)	阿吽 1 対	昭49・10・26	田町四丁目	熊野奥照神社
		石造狛犬 銘 奈良岡権右衛門口温刻 寛文四年卯月吉日	寛文4(1664)	阿吽 1 対	昭50・4・17	桜庭字外山	多賀神社
		十一面観音像(円空仏)	寛文6または7 (1666・7)	1 軀	昭59・2・2	西茂森二丁目	普門院
		石造両界大日如来坐像	宝暦8(1758)	2 軀	昭62・1・21	津賀野字岡本	便心寺
		木造津軽信明坐像 附 體孝院殿御肖像殿棟札一枚 御厨子 棟札一枚	天保6(1835)	1 軀	平8・12・3	新寺町	報恩寺
		木造津軽寧親坐像 附 御厨子 御神鏡	文政8(1825)	1 軀	平8・12・3	新寺町	報恩寺
		木造津軽監物親守坐像 附 銘札一枚	天保6(1835)	1 軀	平8・12・3	新寺町	報恩寺
		木造伝覚範法印坐像 附 銘札一枚	天保6(1835)	1 軀	平8・12・3	新寺町	報恩寺
		木造勢至菩薩坐像	鎌倉時代前半 (13世紀)	1 軀	平11・10・27	茂森新町四丁目	加福不動寺
	木造笠原八郎兵衛坐像 附 銘札一枚	文政13(1830)	1 軀	平24・4・13	下白銀町	個人	
	神社微細社司由緒調書上帳	万延元(1860)	8 冊	昭38・3・20	銅屋町	最勝院	
	弘前城の絵図	寛永年間末期 (1640頃)	1 舗	昭38・3・20	下白銀町	弘前市	
	津軽為信墨付 慶長九年	慶長9(1604)	1 通	昭39・6・5	下白銀町	弘前市	
	近衛龍山筆津軽富姫弔歌	慶長8(1603)	1 巻	平10・11・27	西茂森一丁目	藤先寺	
	中臣敏	元禄11(1698)	1 帖	平4・1・31	高岡字神馬野	高照神社	
	源氏物語之詞 衝立		2 巻 1 基	平4・1・31	高岡字神馬野	高照神社	
	津軽為信公画像 寛永四年清巖宗渭ノ讃アリ	寛永4(1627)	1 幅	昭38・3・20	藤代一丁目	革秀寺	
	紙本墨画淡彩松に虎の図	16世紀以前	1 幅	昭56・7・13	亀甲町	個人	
	刺繍両界曼荼羅	江戸時代後期	2 幅	平11・10・27	笹森町	薬王院	
	屏風		1 双	平4・1・31	高岡字神馬野	高照神社	
	信政公葬送図絵巻		1 巻	平4・1・31	高岡字神馬野	高照神社	
	甲州廿四将之図		1 幅	平4・1・31	高岡字神馬野	高照神社	
	お山参詣図襖絵		4面1式	平15・3・28	下白銀町	弘前市	
	絹本着色阿弥陀如来像		1 幅	平26・7・4	新寺町	法源寺	
	紙本着色元三大師縁起絵巻・慈源大師縁起絵巻 附箱		9 巻	平26・7・4	新寺町	報恩寺	
	古文書	お告書付	1 式	平4・1・31	高岡字神馬野	高照神社	
		高照神社収蔵古文書類	1 式	平15・3・28	高岡字神馬野	高照神社	
	古美術	旗指物	1 旒	平4・1・31	高岡字神馬野	高照神社	

文化財の種類別	名 称 等	年 代	員 数	※1	所 在 地	所 有 者	
有形文化財	文永の板碑	文永 4 (1267)	1 基	昭40・9・14	鬼沢字二千刈	個人	
	国吉板碑群	正和 5～嘉暦 四 (1316～29)	12 基	昭51・11・27	国吉字村元	国吉史跡保存会	
	板 碑 正安元年ト正安三年ノ銘アリ	正安 元 (1299) 正安 3 (1301)	2 基	昭53・10・30	城東中央四丁目	個人	
	三世寺板碑群	鎌倉時代末期～ 南北朝時代中期 (14世紀中期)	7 基	昭61・11・18	三世寺字色吉	弘前市三世寺小山 両地区神明宮史蹟 保存会	
	板 碑 一重円輪内に釈迦如来種子を刻む	南北朝時代初期 (1340前後)	1 基	昭62・1・21	町田字山吹	大石大明神(石神 様)史蹟保存会	
	熊野奥照神社板碑 建武三年ノ銘アリ	建武 3 (1336)	1 基	昭63・10・14	田町四丁目	熊野奥照神社	
	乳井神社の板碑群	鎌倉時代末期～ 南北朝時代 (14世紀前期)	13 基	平 8・12・3	乳 井	乳 井 神 社	
	外崎の板碑	建武 3 (1336) 14世紀前期	2 基	平 8・12・3	城東北2丁目	弘 前 市	
	薬師堂愛宕神社の板碑群	南北朝時代初期 (1340前後)	5 基	平10・11・27	薬 師 堂	薬師堂愛宕神社	
	乳井古堂の板碑群	南北朝時代初期 (1340前後)	10 基	平10・11・27	乳 井	個人	
	弘前八幡宮の板碑	南北朝時代初期 (1340前後)	1 基	平10・11・27	八幡町一丁目	弘前八幡宮	
	小野家墓所の板碑	南北朝時代初期 (1340前後)	1 基	平10・11・27	田町三丁目	弘前八幡宮	
	天満宮 永仁四年八月十日の板碑	永仁 4年(1296)	1 基	平 3・11・30	兼平字山下	兼平天満宮	
	天満宮 永仁四年八月の板碑	永仁 4年(1296)	1 基	平 3・11・30	兼平字山下	兼平天満宮	
	天満宮 康永三年の板碑	康永 3年(1244)	1 基	平 3・11・30	兼平字山下	兼平天満宮	
	天満宮 種子パンクの板碑		1 基	平 3・11・30	兼平字山下	兼平天満宮	
	天満宮 観応四年の板碑	観応 4年(1353)	1 基	平 3・11・30	兼平字山下	兼平天満宮	
	天満宮 種子イ一の板碑		1 基	平 3・11・30	兼平字山下	兼平天満宮	
	天満宮 種子不明の板碑		1 基	平 3・11・30	兼平字山下	兼平天満宮	
	伝 一町田老岐守信建公の板碑		1 基	平 3・11・30	一町田字村元	個人	
	新岡田中家宅地内 種子パンの板碑		1 基	平 3・11・30	新岡字山本	個人	
	建武二年の板碑	建武 2年(1335)	1 基	平 3・11・30	新岡字薬師	個人	
	伝 安東義季一族の板碑		1 基	平 3・11・30	新法師字稔	個人	
	伝 安東義季一族の板碑		1 基	平 3・11・30	新法師字稔	個人	
	新岡八幡宮の板碑		1 基	平 3・11・30	新岡字山本	新岡八幡宮	
	熊嶋 熊野宮の板碑		1 基	平 3・11・30	熊嶋字里見	熊嶋熊野宮	
	永和二年の板碑	永和 2年(1376)	1 基	平 3・11・30	如来瀬字山田	如来瀬神明宮	
	如来瀬 神明宮の板碑		1 基	平 3・11・30	如来瀬字山田	如来瀬神明宮	
	珠洲焼経容器及び蓋石	12世紀末	2 点	平28・11・4	下白銀町	弘前市	
	歴史資料	図像板碑 応安四年ノ銘アリ	応安 4 (1371)	1 基	昭57・1・27	新 町	警 願 寺
		刀 朱銘 延寿國時	文政 4 (1821)	1 口	昭60・1・24	百 石 町	個人
		餓死供養名号塔	嘉永 6 (1853)	1 基	平 2・10・20	東和徳町	専 修 寺
		餓死供養題目塔	享保 2 (1717)	1 基	平 2・10・20	東和徳町	専 修 寺
青面金剛像庚申塔		元禄 15 (1702)	1 基	平 5・4・26	悪戸字村元	悪 戸 町 会	
光明真言庚申塔		安永 2 (1772)	1 基	平 5・4・26	坂元字山下	坂 元 町 会	
旗指物			1 旗	平 4・1・31	高岡字神馬野	高 照 神 社	
貴田稲城氏奉納資料			1 式	平 4・1・31	高岡字神馬野	高 照 神 社	
無形文化財		古武道					
		卜傳流劍術		1 件	平21・4・15	春 日 町	卜傳流保存会
民俗文化財	有形民俗文化財	紙本淡彩四季農耕の図	6 曲	昭41・1・4	下白銀町	弘前市	
	無形民俗文化財	聖観音石像	1 軀	昭57・1・27	新 町	警 願 寺	
		石川獅子舞	1 組	昭40・9・14	石 川	石川獅子舞保存会	
		鬼沢獅子踊	1 組	昭40・9・14	鬼 沢	鬼沢獅子踊保存会	
		松森町津軽獅子舞	1 組	昭57・7・15	松 森 町	松森町津軽 獅子舞保存会	
		紙漉沢獅子舞	1 組	平27・12・24	紙漉沢字山越	紙漉沢獅子舞保存会	
		国吉獅子踊	1 組	昭60・8・24	国 吉	国吉獅子踊保存会	
		鬼沢のハダカ参り	1 組	平14・3・29	鬼 沢	鬼 沢 公 民 館	
		鬼神社の七日堂祭(二十九日堂祭)	1 組	平14・3・29	鬼 沢	鬼 沢 公 民 館	
		五代獅子舞	1 組	昭58・9・28	五 代	五代獅子舞保存会	
記念物	史 跡	鳥井野獅子踊	1 組	昭61・1・8	鳥井野	鳥井野獅子踊保存会	
		吉田松陰来遊の地 附 松陰室	262.72 ㎡	昭53・2・1	元 長 町	財養生会	
		曹洞宗津軽山草秀寺	18,807. 41㎡	昭60・1・24	藤代一丁目	草 秀 寺	
		堂ヶ平経塚	12世紀代	53,041 ㎡	平28・11・4	大沢字堂ヶ平	大 沢 町 会
天然記念物		五本杉	樹齢約500年	1 本	平10・11・5	百沢字寺沢	岩木山神社
		シダレザクラ	樹齢約300年	1 本	平10・11・5	高岡字神馬野	高 照 神 社
		ウラジロモミ	樹齢約200年	1 本	平10・11・5	高岡字神馬野	高 照 神 社
		サワラ	樹齢約300年	1 本	平10・11・5	高岡字神馬野	高 照 神 社
		石割ナラ及びハリギリ	約250年・約100年	2 本	平10・11・5	八幡字長沢	八 幡 町 会
		コブシ	樹齢約100年	1 本	平10・11・5	新法師字稔	個人
	カエデ	樹齢約500年	1 本	平10・11・5	百沢字山田	個人	

※告示の日をもって指定日とした

## 国登録文化財

区分	名称等	年代	員数	登録年月日	所在地	所有者
登録有形文化財 建造物	旧第八師団長官舎（弘前市長公舎）	大正6年（1917）	1棟	平15・7・1	上白銀町	弘前市
	旧藤田家別邸 洋館	大正10年（1921）	1棟	平15・7・17	上白銀町	弘前市
	和館	昭和12年（1937）	1棟			
	倉庫（考古館）	大正10年（1921）	1棟			
	冠木門及び両袖番屋	大正11年（1922）	1棟			
	旧弘前無尽社屋（三上ビル）	昭和2年	1棟	平15・7・17	元寺町	個人
	木村産業研究所	昭和7年	1棟	平16・6・24	在府町	木村産業研究所
	旧制弘前高等学校外国人教師館	大正14年	1棟	平17・8・2	文京町	法人弘前大学
	石場旅館	明治12年（1879）推定	1棟	平24・2・23	元寺町	石場旅館
	翠明荘（旧高谷家別邸）洋館	昭和9年（1934）	1棟	平24・2・23	元寺町	翠明荘
	翠明荘（旧高谷家別邸）日本館	昭和9年（1934）	1棟	平24・2・23	元寺町	翠明荘
	翠明荘（旧高谷家別邸）奥座敷	昭和28年（1895）	1棟	平24・2・23	元寺町	翠明荘
	翠明荘（旧高谷家別邸）土蔵	昭和28年（1895）	1棟	平24・2・23	元寺町	翠明荘
翠明荘（旧高谷家別邸）門	昭和9年（1934）	1棟	平24・2・23	元寺町	翠明荘	
翠明荘（旧高谷家別邸）四阿	昭和9年（1934）	1棟	平24・2・23	元寺町	翠明荘	
弘前市庁舎本館	昭和33年（1958）	1棟	平27・8・4	上白銀町	弘前市	
登録記念物 名勝地	揚亀園	明治後期～大正	1園	平19・7・26	亀甲町	個人
	旧菊池氏庭園（弘前明の星幼稚園庭園）	大正末期～昭和初期	1園	平19・7・26	紺屋町	明の星学園

## 写真出典

※特に記載がないものは弘前市所蔵

※1 山上笙介編『ふるさとのあゆみ 弘前Ⅰ』津軽書房 昭和 55 年

※2 山上笙介編『ふるさとのあゆみ 弘前Ⅱ』津軽書房 昭和 56 年

※3 「弘前ねぷた完全取材 blog」ホームページ、槌子（つちこ）ねぷた愛好会提供

※4 「真言宗智山派 金剛山最勝院」ホームページ

※5 「津軽御祭道中」ホームページ、下田雄次氏提供

※6 十腰内お山の会提供

※7 岩木山観光協会提供